

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月19日
【会社名】	パークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)
【代表者の役職氏名】	デピュティ・グループ・ファイナンス・ディレクター (Deputy Group Finance Director) マーク・マーソン (Mark Merson)
【本店の所在の場所】	英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1 (1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 平 川 修
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 小 林 英 治 同 田 中 貴 大
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-1000
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	有価証券信託受益証券
【届出の対象とした募集有価証券の金額】	申込期間(平成28年7月29日から平成29年7月31日まで) 各本受益権(以下で定義する。)ごとに、1,000億円を上 限とする。 *なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書 を提出することによって更新される。
【安定操作に関する事項】	該当なし。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」又は「当行」	パークレイズ・バンク・ピーエルシー
「英国」又は「連合王国」	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
「円」又は「円貨」	日本の法定通貨
「ポンド」又は「 <input type="text"/> 」	英国の通貨であるスターリング・ポンド
「ペンス」又は「p」	英国の通貨であるペンス
「\$」、「ドル」又は「米ドル」	アメリカ合衆国ドル
「ユーロ」又は「 <input type="text"/> 」	欧州連合の通貨であるユーロ

注) 本書において使用される各用語は、別段の記載がある場合又は文脈上別異に解される場合を除き、各本受益権に係る上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する基本契約(以下「基本契約」という。)、上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項(以下「信託契約条項」という。))並びに上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書(以下「個別契約」という。)(以下、基本契約、信託契約条項及び個別契約を総称して「信託契約」という場合がある。))に定める意味を有する。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【預託証券及び有価証券信託受益証券の募集】

銘柄

	銘柄(注1)	受託有価証券(注2)
1	iPath® VIX中期先物指数 連動受益証券発行信託	iPath® S&P 500 VIX中期先物指数連動債
2	iPath® VIX短期先物指数 連動受益証券発行信託	iPath® S&P 500 VIX短期先物指数連動債

注1： 以下、第1及び第2の受益証券発行信託に係る受益権を個別に又は総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託を個別に又は総称して「本信託」という。

注2： 以下、各本受益権に係る本信託の信託財産である第1及び第2の受託有価証券を個別に又は総称して「本外国指標連動証券」という。

注3： 本書の提出会社であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、第1及び第2の本受益権に係る有価証券届出書を、平成27年7月21日に、関東財務局長に提出している。

発行価額の総額

各本受益権について、1,000億円を上限とする。

なお、各本受益権は、第1の受託有価証券に係るものについては平成23年8月23日に、第2の受託有価証券に係るものについては平成23年9月21日に、東京証券取引所にそれぞれ上場された。

発行価格

各本受益権について、1口あたり、申込受付日(以下で定義する。)付の本外国指標連動証券1口あたりの償還価額(以下で定義する。)に受益権付与率を乗じ、当該償還価額が算出された日の翌営業日(銀行法により、日本において銀行の休日と定められ、又は休日とすることが認められた日以外の日をいう。以下別段の定めのない限り同じとする。)の午前10時のドル円換算TTM(仲値)レート(ブルームバーグCSBSUSD TMUQ Currency頁による。)により円換算して算定される価額(小数点以下は切り上げる。)(以下「発行価格」という。)とする。なお、申込手数料が別途必要となる。

本書において、「申込受付日」とは、(i)申込みを受け付けた日の午前10時までに本信託の委託者であるパークレイズ証券株式会社(以下かかる地位において「委託者」という。)が受理した申込みについては、当該申込みを受け付けた日をいい、(ii)申込みを受け付けた日の午前10時より後に委託者が受理した申込みについては、当該申込みを受け付けた日の翌営業日(後記の申込不可日を除く。)とする。

申込単位は、各本受益権について25,000口以上1口単位とする。

申込手数料は、1口あたり、上記発行価格に販売会社であるパークレイズ証券株式会社(以下かかる地位において「販売会社」という。)が独自に定める率を乗じた額 とする。当該手数料には、消費税等の相当額が含まれる。

詳細は、販売会社まで問い合わせされたい。

利率

利息は付されない。

申込期間

申込期間：平成28年7月29日から平成29年7月31日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

なお、委託者は、次の期日又は期間(以下「申込不可日」という場合がある。)における各本受益権の申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付を停止する。

- (1) 営業日以外の日
- (2) 当該日及びその翌営業日が、ロンドン及びニューヨークにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる日以外の日
- (3) 当該日及びその翌営業日が、各本外国指標連動証券の関連する決済システム(クリアストリーム・フランクフルト、クリアストリーム・ルクセンブルグ及びユーロクリア)が決済指図の受理及び実行のために稼働している日以外の日
- (4) 各本外国指標連動証券が連動する指数に関連する本取引所(以下で定義する。)の取引日以外の日
- (5) 本信託の計算期日前の一定期間であって、受託者が本信託の決算事務の都合上各本受益権の取得申込みの受付を停止する必要があると判断する期間
- (6) 英国において発行会社の仮年次決算(Preliminary Results)又は未監査中間決算(Interim Results)が公表される等、金融商品取引法に基づく日本語による開示が行われる必要があつて、それが行われるまでの期間
- (7) その他類似の理由により、本外国指標連動証券の購入又はその信託設定が困難である日
- (8) 後記「申込取扱場所」(2)記載の事由が生じている日

申込証拠金

該当事項なし。

申込取扱場所

販売会社であるパークレイズ証券株式会社において申込みの取扱いを行う。その他の申込取扱場所(販売会社)については、下記の照会先まで問い合わせされたい。

<照会先>

パークレイズ証券株式会社

東京都港区六本木6丁目10番1号

(1) 申込みの方法

販売会社所定の方法で申し込むものとする。

(2) その他申込み等に関する事項

販売会社は、以下に該当する場合には、本受益権の申込みの受付を停止すること又はすでに受け付けた申込みの受付を取り消すことができる。その場合、販売会社、委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(以下「受託者」という。)又はカストディアン of のいずれも、当該受付の停止又は取消しにより投資家に生じた損害について責任を負わない。

以下のいずれかの事由により本受益権又は本外国指標連動証券の適正な条件での取得が困難な場合又は遅延する場合

- ・ 国内外の金融商品取引所等における取引の停止、遅延
- ・ 決済機能の停止、遅延
- ・ 外国為替取引の停止、遅延
- ・ 申込みに係る口数が極めて多いものと販売会社が合理的に判断したこと

天災地変又は政治、経済、軍事、通貨等に係る非常事態が発生した場合、その他販売会社、委託者、受託者又はカストディアンの支配を超えた事由により、本受益権又は本外国指標連動証券の適正な条件での調達又は取得が困難な場合又は遅延する場合

払込期日

各申込受付日の追加の信託設定に係る発行価額の総額は、販売会社を通じて、申込受付日の3営業日後又は委託者の指定するそれ以降の日(以下本項において「払込期日」という。)に、委託者の指定する口座に払い込まれる。

但し、投資家は、申込みをした販売会社の指定する日までに申込代金を当該販売会社に支払うものとする。なお、販売会社所定の方法により、払込期日以前に申込代金を支払う必要がある場合がある。

権利の内容

各本受益権に係る権利の内容は、以下のとおりである。

分配金

原則として、信託期間中の分配金はない。

転換請求権(解約による信託財産等の交付)

受益者は、保有する本受益権につき、本信託の全部又は一部を解約し、受託者から当該本受益権の表章する信託財産である本外国指標連動証券の交付を受けることはできない。これに代わる換金手段として、下記の委託者に対する買取請求権の他、本受益権を上場することで、金融商品取引所により流通市場を提供するものである。

委託者に対する買取請求権

受益者は、本受益権が上場している間、その有する本受益権の全部又は一部に関して、委託者に対して、買取を請求することができる。但し、本受益権の買取の請求は、1回の請求につき、同一銘柄につき25,000口以上1口単位(受益権付与率に変更された場合その他必要と認める場合には、委託者は本金融商品取引所にあらかじめ開示したうえで、当該口数を変更することがある。)とする。

委託者は、受益者より上記の請求(以下「委託者買取請求」という。)が行われた場合、委託者買取請求受付日(以下で定義する。)に当該委託者買取請求を受け付ける。委託者買取請求に基づく委託者による本受益権の買取価額は、本受益権1口あたり、委託者買取請求受付日付の本外国指標連動証券の1口あたりの償還価額の99.95%に受益権付与率を乗じ、当該償還価額が算出された日の翌営業日午前10時のドル円換算TTM(仲値)レート(ブルームバーグCSBSUSD TMUQ Currency頁による。)により円換算して算定される価額(小数点以下は切り上げる。)とする。委託者買取請求に係る手続(委託者買取請求が完了する日数を含み、以下「委託者買取請求手続」という。)及び委託者買取請求において受益者が負担すべき手数料(以下「委託者買取請求手数料」という。)については、委託者が別途定める。

本書において、「委託者買取請求受付日」とは、(i)委託者買取請求を受け付けた日の午前10時までに委託者が受理した委託者買取請求については、当該委託者買取請求を受け付けた日をいい、(ii)委託者買取請求を受け付けた日の午前10時より後に委託者が受理した委託者買取請求については、当該委託者買取請求を受け付けた日の翌営業日(後記の買取請求不可日を除く。)とする。

なお、委託者は、次の期日又は期間(以下「買取請求不可日」という場合がある。)における各本受益権の委託者買取請求については、原則として、当該委託者買取請求の受付を停止する。

- (1) 営業日以外の日
- (2) ロンドン及びニューヨークにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる日以外の日
- (3) 各本外国指標連動証券が連動する指数に関連する本取引所の取引日以外の日

以上にかかわらず、委託者は、以下に掲げる事由に該当する場合には、委託者買取請求の受付を停止すること又は委託者買取請求を受け付けた後における委託者買取手続を中断若しくは中止することができる。

- (1) 本外国指標連動証券の1口あたりの償還価額が算出されない場合
- (2) 委託者買取請求手数料及び委託者買取請求手数料に係る消費税等の相当額の入金、委託者において確認できない場合
- (3) 委託者買取手続において委託者による受益者を確認する手続が完了しない場合
- (4) 本金融商品取引所における本受益権若しくは本外国指標連動証券上場証券取引所における本外国指標連動証券の取引の停止、清算又は決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるため委託者買取手続が実施できない場合

委託者が委託者買取請求の受付を停止したときは、受益者は、当該受付停止の当日に行った委託者買取請求のうち、当該受付停止前に行った委託者買取請求を撤回することができる。受益者がその委託者買取請求を撤回しない場合には、当該委託者買取請求は、当該受付停止を解除した後の最初の営業日に受け付けたものとみなす。

受益者は、委託者買取請求を行った場合には、上記の場合を除き、当該委託者買取請求を撤回、取消又は中断することはできない。

信託変更に係る異議申述権及び本受益権の買取請求権

受益者は、一定の事由に該当する信託の変更がなされる場合には、異議を述べるができる。また、当該信託の変更がなされる場合には、一定の要件を満たす受益者は、その保有する本受益権について、受託者に取得することを請求できる。

具体的な要件や行使方法等は、以下のとおりである。

- (1) 受託者は、信託の目的に反しないことが明らかであるとき又はやむを得ない事情が発生したとき(適用ある法令等の改正又は解釈の変更その他事情の変更により、受託者の責任、負担若しくは受託者が行うべき事務が加重され又は受託者の権利が制限される場合に行う変更であって、信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるときを含む。)は、委託者の同意を得て(かかる同意は不合理に拒絶されない。)、その裁量により、信託契約条項の内容を変更することができる。なお、受託者は、かかる変更後遅滞なく、委託者及び受益者に対し、変更後の信託契約条項の内容を本受益権が上場されている金融商品取引所で開示するが、信託法第149条第2項に定める通知は行わない。
- (2) 但し、本信託について信託法第103条第1項第1号から第4号までに掲げる事項に係る信託の変更(但し、信託法第103条第1項第4号に掲げる受益債権の内容の変更については、本信託の受益権の商品としての同一性を失わせ、受益者の利益を害する変更に限る。かかる変更以外の変更については上記(1)に従うものとする。)(以下「重要な信託の変更」という。)がなされる場合及びかかる重要な信託の変更には該当しないものの、次のいずれかに関する変更であって本信託の受益権の商品としての同一性を失わせることとなる変更(以下「非軽微な信託の変更」という。)がなされる場合には、受託者は、あらかじめ、変更内容及び変更について異議ある受益者は一定の期間(但し、1ヶ月以上とする。)内にその異議を述べるべき旨等を、日本経済新聞へ掲載する方法により公告し、又は知れている受益者に対して催告し、当該期間内に異議を述べた受益者の有する本受益権の口数が総受益権口数の2分の1を超えなかったときには、信託契約条項の内容を変更することができる。
 - ・ 受益者に関する事項
 - ・ 受益権に関する事項
 - ・ 指標価格に関する事項
 - ・ 信託の元本の償還及び収益の分配に関する事項
 - ・ 信託期間、その延長及び信託期間中の解約に関する事項
 - ・ 計算期間に関する事項
 - ・ 受託者の受ける信託報酬(但し、第一管理信託報酬(信託契約の定義による。))を除く。)その他の手数料の計算方法並びにその支払いの方法及び時期に関する事項
 - ・ 受託者の辞任及び解任並びに新たな受託者の選任に関する事項
 - ・ 信託の元本の追加に関する事項
 - ・ 受益権の買取請求に関する事項
 - ・ その他受益者の利益を害するおそれのある事項
- (3) 本信託について重要な信託の変更がなされる場合には、これにより損害を受けるおそれのある受益者(但し、信託の目的の変更及び受益権の譲渡の制限に係る信託の変更の場合には、損害を受けるおそれのあることを要しない。)は、受託者に対し、自己の有する本受益権を、本受益権1口あたり、受託者取得請求受付日(以下で定義する。)付の本外国指標連動証券の1口あたりの償還価額の99.95%に受益権付与率を乗じ、当該償還価額が算出された日の翌営業日午前10時のドル円換算TTM(仲値)レート(ブルームバーグCSBSUSD TMUQ Curncy頁による。)により円換算して算定される価額(小数点以下は切り上げる。)で取得することを請求することができる。但し、重要な信託の変更に賛成する旨の意思を表示した受益者はこの限りではない。

非軽微な信託の変更がなされる場合には、上記一定の期間内に受託者に異議を述べた受益者に限り、受託者に対し、自己の有する本受益権を当該期間の最終日の翌営業日(同日が後記の取得請求不可日である場合には、その直後の取得請求不可日ではない営業日)付の本外国指標連動証券の1口あたりの償還価額の99.95%に受益権付与率を乗じ、当該償還価額が算出された日の翌営業日午前10時のドル円換算TTM(仲値)レート(ブルームバーグCSBSUSD TMUQ Curncy頁による。)により円換算して算定される価額(小数点以下は切り上げる。)で取得することを請求することができる。

本書において、「受託者取得請求受付日」とは、(i) 受託者取得請求を受け付けた日の午前10時までに受託者が受理した受託者取得請求については、当該受託者取得請求を受け付けた日をいい、(ii) 受託者取得請求を受け付けた日の午前10時より後に受託者が受理した受託者取得請求については、当該受託者取得請求を受け付けた日の翌営業日(後記の取得請求不可日を除く。)とする。

なお、受託者は、次の期日又は期間(以下「取得請求不可日」という場合がある。)における各本受益権の受託者取得請求については、原則として、当該受託者取得請求の受付を停止する。

- (1) 営業日以外の日

- (2) ロンドン及びニューヨークにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる日以外の日
- (3) 各本外国指標連動証券が連動する指数に関連する本取引所の取引日以外の日

受益者決議手続実施請求権

総受益権口数の100分の3以上を有する受益者は、受託者に対し、受益者決議手続の目的である事項及び受益者決議手続が必要となる合理的な理由を示して、受益者決議手続を行うことを請求することができる。具体的な行使方法等については、下記の照会先まで問い合わせされたい。

<照会先>

三菱UFJ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

信託終了時の残余財産の給付

本信託が終了した場合には、受益者は残余財産の給付を受ける。かかる残余財産の給付は、信託終了日を権利確定日として、当該日における受益者のみがこれを受ける権利を有する。信託終了日後は、受益者は本受益権の譲渡はできない。

なお、信託契約条項に定める場合を除いて、発行会社、委託者、受託者又は受益者のいずれも本信託を終了させることはできない。

本信託は、信託法第163条第1号から第8号までに掲げる事由又は次の各号に掲げる事由のいずれかが発生したときに、速やかに終了する。

- (1) 本外国指標連動証券が全て又は一部償還されたとき(繰上償還を含むが、本外国指標連動証券の要項に従った投資家の請求に基づく本外国指標連動証券の期限前償還を除く。)
- (2) 本受益権のすべての本金融商品取引所での上場が廃止されたとき。
- (3) 本外国指標連動証券につき、本外国指標連動証券上場証券取引所で上場が廃止され、その他の証券取引所に再上場されないとき。
- (4) 法令等(英国等の法令等を含む。)又は裁判所若しくは監督官庁の命令により、本信託の終了が必要となったとき。
- (5) 個別契約の当事者(受託者を除く。)が信託契約条項又は個別契約上の義務につき重大な違反を犯したとき。
- (6) 受託者の辞任若しくは解任又は解散後、新受託者が選任されず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
- (7) 受託者が監督官庁より本信託に係る業務停止命令又は免許取消しを受けたときであって業務を引き継ぐ新受託者が速やかに選任されないとき。
- (8) 委託者又は発行会社について倒産手続等の開始の申立てがなされ、これらの申立てが14日以内に却下されず又は取り下げられなかったとき。
- (9) 信託費用又は信託報酬が信託契約条項及び個別契約に基づいて支払われず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
- (10) 証券保管振替機構が本受益権を振替受益権として取り扱うことを中止し又は取りやめたとき。
- (11) 本信託が法人税法第2条第29号八に規定する特定受益証券発行信託に該当しなくなったとき。
- (12) 本受益権が有価証券信託受益証券に該当しなくなったとき。
- (13) 純資産総額が個別契約で定める金額を下回ったときであって、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき。
- (14) 前各号に定める場合以外の事由により信託の継続が困難であると受託者が判断し、信託の終了につき第40条の規定に従って受益者の承認が得られたとき。

権利行使請求の方法・条件

上記「権利の内容」を参照のこと。

決済の方法

上記の他、決済の方法については以下を参照されたい。

本受益権の取得日

申込みが行われた各本受益権は、申込受付日の3営業日後又は委託者の指定するそれ以降の日において、当該投資家の指定した口座に振り替えられる。

名義書換の手續等

(1) 受益証券の発行等について

本受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第127条の2第1項に規定する振替受益権である。

受益証券は、振替法で定められた例外的な場合を除き発行されず、本受益権には、無記名式や記名式の別はない(但し、受益証券が発行される場合には、その受益証券は無記名式である。)

(2) 本受益権の譲渡

受益者は、その保有する本受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする本受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等(振替法第2条第5項に規定する振替機関等をいう。以下同じ。)に振替の申請をするものとする。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する本受益権の口数の減少及び譲受人の保有する本受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとする。但し、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含む。)に対して、譲受人の振替先口座に本受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとする。

なお、受益者は、信託終了日後は、本受益権の譲渡はできない。

取得格付

各本受益権に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又はかかる信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

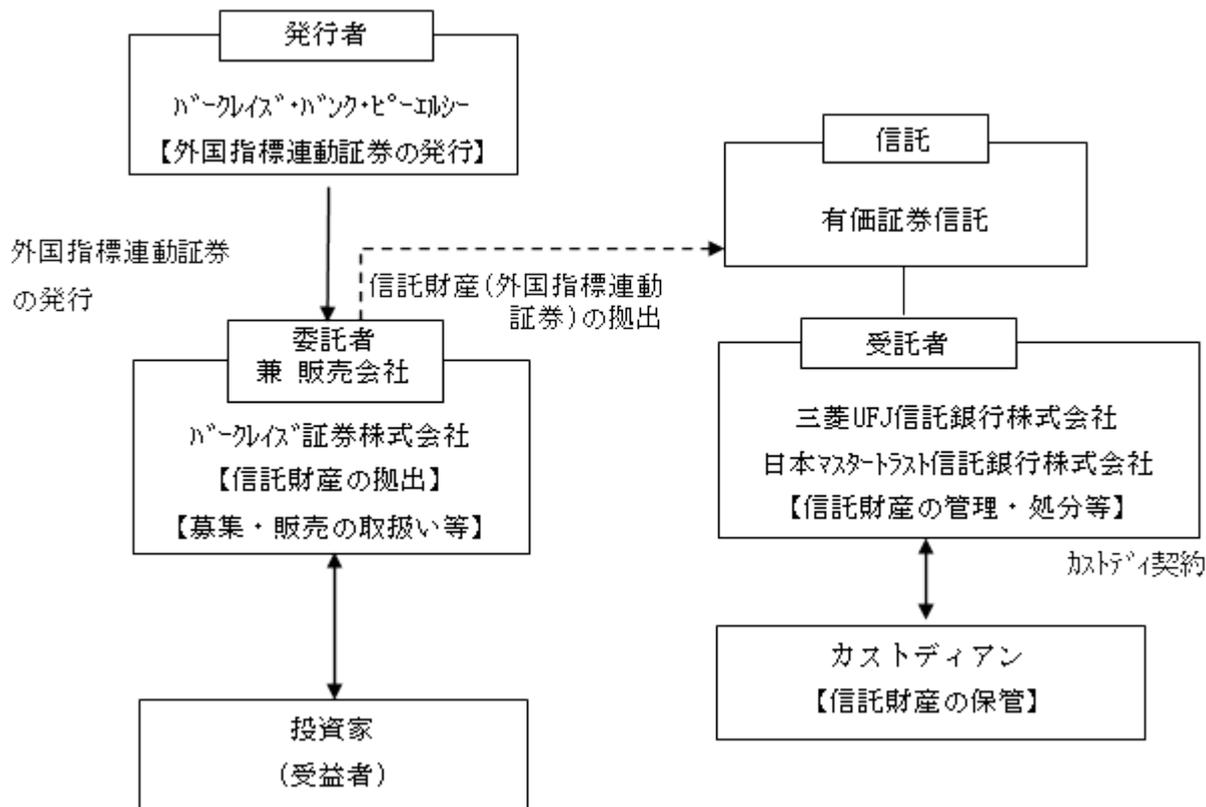
信託の終了に係る信託契約の変更予定

発行会社は、各本受益権に関し、「非軽微な信託の変更」として、当該信託の終了に係る信託契約の変更を予定している。当該信託契約の変更が決定された場合、平成28年8月25日付で当該信託契約の変更を実施し、平成28年9月26日を上場廃止日、平成28年9月28日を信託終了日として、信託の終了を行う予定である。

有価証券信託受益証券の発行の仕組み

委託者と受託者との間で本受益権を発行する旨を定めた信託法による信託契約が締結され、受託者は、当該信託契約に基づき、委託者が当初の信託設定及び追加信託により拠出した本外国指標連動証券を管理及び処分し、委託者は当初受益者として本受益権を取得する。

本受益権は、信託法に規定する受益証券発行信託の受益権であり、有価証券として金融商品取引法の適用を受ける。金融商品取引法第2条第5項及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第14条第2項第3号に基づき、受託有価証券である本外国指標連動証券の発行者(パークレイズ・バンク・ピーエルシー)が本受益権の発行者である。



表示される権利に係る有価証券の内容

本外国指標連動証券の要項の概要

以下は、本外国指標連動証券に適用される要項(以下「本要項」という。)の概要である。

本外国指標連動証券は、証書(以下「本証書」という。)として発行されるものであり、パークレイズ・バンク・ピーエルシー(本外国指標連動証券の発行体としての地位においては以下「発行会社」といい、その他の地位においては以下「当行」という。)により発行される優先、無担保、非劣後、ゼロクーポン、S&P 500 VIX先物指数連動型の上場債(その収益(元本の返済及び追加額の支払を含む。))は、本書に規定するところにより本指数の価格を参照して計算される。)である。本外国指標連動証券は、発行会社及び一定の代理人等の間で2009年8月5日付けで締結され、2009年12月8日付け補足プログラム契約に基づき補足されたマスター代理人契約(発行日における変更及び/又は補足及び/又は修正再表示を含む。)(以下「マスター代理人契約」という。)に基づき発行される。

本要項は、マスター代理人契約の規定の概要を含み、マスター代理人契約の規定に従う。計算代理人、発行・支払代理人及びその時々における支払代理人(発行・支払代理人を含む。)は、以下それぞれ「計算代理人」、「発行・支払代理人」及び「支払代理人」と称される。本外国指標連動証券の発行に関して「代理人」とは、計算代理人、発行・支払代理人及びその他の支払代理人並びに本外国指標連動証券に関して随時任命されるその他の代理人をいう。

当初の代理人は、以下のとおりとする。

- (i) 当初の計算代理人は、当行とする。

- (ii) 当初の発行・支払代理人は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(ロンドン支店)とする。
- (iii) 当初の支払代理人は、当初の発行・支払代理人及びザ・バンク・オブ・ニューヨーク(ルクセンブルグ) エス・エー(以下「ルクセンブルグ代理人」という。)並びにザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン フランクフルト支店(以下「フランクフルト代理人」という。)とする。

本要項において代理人とは、上記又は本書記載の当初の代理人又は当該本外国指標連動証券に関して本要項及びマスター代理人契約に従って任命される当該代理人のその時における本後継者(直接・間接の別を問わない。)を指すものとする。

いずれのシリーズの本外国指標連動証券も本要項に従う。各シリーズは、同一の発行期日又は異なる発行期日にトランシェ(それぞれを以下「トランシェ」という。)で発行することができる。

1 様式、所有権及び譲渡

1.1 様式

(A) (a) 本外国指標連動証券の様式

本外国指標連動証券は、無記名様式により発行される。本外国指標連動証券は、当初は包括無記名証券(以下「包括無記名証券」という。)により表章され、交換事由が生じた場合に限り確定様式の本外国指標連動証券(以下「確定無記名証券」という。)に交換することができ、包括無記名証券は、当該包括無記名証券に係る要項に従って確定無記名証券に交換される。交換事由が生じた場合、発行会社は、本要項第15項に従って迅速に本外国指標連動証券所持人に通知する。

1.2 額面

(B) *iPath*® S&P 500 VIX中期先物指数連動債

本証券の数：2,000,000枚を限度とする。

発行日現在の本外国指標連動証券1枚当たりの計算金額：100米ドル

(C) *iPath*® S&P 500 VIX短期先物指数連動債

本証券の数：5,000,000枚を限度とする。

発行日現在の本外国指標連動証券1枚当たりの計算金額：100米ドル

1.3 所有権

(D) (a) 概要

本外国指標連動証券の所有権は交付により移転する。本要項第1.4項(a)を条件として、発行会社及び関連する代理人は、(法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き)あらゆる本外国指標連動証券の所持人(以下で定義する。)を、あらゆる目的上(かかる本外国指標連動証券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる本外国指標連動証券に対する持分に関する通知、かかる本外国指標連動証券上(又はそれを表章する包括無記名証券上)の書き込み、又はかかる本外国指標連動証券の盗失若しくは紛失にかかわらず)その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わないものとする。

本要項において「本外国指標連動証券所持人」及び「所持人」とは、本外国指標連動証券の持参人をいう。

1.4 譲渡

(E) (a) 本外国指標連動証券の譲渡

一定の例外を条件として、本外国指標連動証券は、交付により移転する。

2 地位

本外国指標連動証券は、発行会社の無担保及び非劣後の債務であり、本外国指標連動証券間において同順位である。本外国指標連動証券に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他すべての現在及び将来の無担保・非劣後の債務(強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。)と同順位である。本外国指標連動証券は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府機関によっても保証されていない。

3 利息

本外国指標連動証券には利息を付さない。

4 本外国指標連動証券の償還

本要項第4項に基づき償還される本外国指標連動証券は、本要項第6項に従って決済されるものとする。

4.1 償還

本要項第4項に従い期限前に償還されるか又は本要項第21項に従い買入消却される場合を除き、各本外国指標連動証券は、本要項第8.2項を条件として、償還日に最終償還金額ですべて償還される。

4.2 発行会社の選択による早期償還

ある評価日において本外国指標連動証券の償還価額が計算代理人により(i)本外国指標連動証券1枚当たりの計算金額とトリガー倍数(=4)の積以上の金額又は(ii)本外国指標連動証券1枚当たりの計算金額をトリガー倍数(=4)で除したものの以下の金額のいずれかであると決定された場合には、発行会社は、本外国指標連動証券所持人に対し15営業日前までに(かかる期間を以下「**発行会社通知期間**」という。)取消不能の通知(かかる通知を以下「**早期償還通知**」という。)を行った上で(但し、かかる通知は発行会社任意行使期間内に行われなければならない。)、本要項第6項、第7項及び第8項に従って、任意償還日に、任意償還日の2営業日前の日に決定される償還価額に任意償還日における経過利息を加えた金額により本外国指標連動証券全体(一部は不可)の一部又は全部を償還することができる(但し、償還する義務を負わない。)

あるシリーズの本外国指標連動証券の全部ではなく一部について発行会社の選択権が行使される場合において、当該本外国指標連動証券が振替証券であるときは、本外国指標連動証券に関する関連決済システムの口座名義人の権利は、関連決済システムの標準的な手続き及び関連規則により規律される。

4.3 追加的障害事由の発生に伴う早期償還又は調整

追加的障害事由が発生した場合、発行会社は、その単独かつ絶対的な裁量により以下を行うことができる。

(F) (a) 計算代理人の単独かつ絶対的な裁量により、かかる事由が本外国指標連動証券に及ぼす経済的效果を考慮するため、また該当する本外国指標連動証券を保有することによる本外国指標連動証券所持人に対する経済的效果を実質的に維持するために本要項及び本外国指標連動証券に関するその他の規定に対して適切な調整を行うことの可否を計算代理人が判断するよう要請すること。計算代理人が、かかる調整が可能であると判断した場合、発行会社は、かかる調整の発効日を決定し、かかる調整を実施するために必要な措置をとるものとする。発行会社は、調整の性質及び発効日が決定された後、合理的な範囲で可及的速やかに、本要項第15項に従いかかる調整について本外国指標連動証券所持人に通知するものとする。発行会社は、かかる調整を実施するために本外国指標連動証券所持人の同意又は承諾を得ることを要しないものとする。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらし、かつ当該本外国指標連動証券を保有することによる本外国指標連動証券所持人に対する経済的效果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨を発行会社に通知するものとし、いかなる調整も行われぬものとする。計算代理人、発行会社及びその他の当事者はいずれも、本要項第4.3項(a)に基づき計算代理人及び/又は発行会社によりなされた判断及び/又は調整若しくはなされなかった潜在的調整につき所持人、本外国指標連動証券所持人又はその他の者に対して責任を負わないものとする。

(b) 本要項第16項に従い本外国指標連動証券所持人に対し10営業日前までに(かかる期間を以下「**早期償還通知期間**」という。)取消不能の通知を行った上で、本要項第6項、第7項及び第8項に従って、早期償還日に早期償還金額により当該シリーズ全部の本外国指標連動証券をすべて償還すること。

4.4 本外国指標連動証券所持人の選択による早期償還

本外国指標連動証券の所持人が有効な本外国指標連動証券所持人任意行使通知を発行会社に対して行った場合には、発行会社は、本要項第6項、第7項及び第8項並びに下記の行使条件に従って、当該本外国指標連動証券所持人任意行使通知に係る各本外国指標連動証券の全部(一部は不可)を、本外国指標連動証券所持人任意償還日に本外国指標連動証券所持人任意償還金額で償還するものとする。本要項において「**本外国指標連動証券所持人任意行使通知**」とは、大要支払代理人から入手可能な様式であり、最低本外国指標連動証券所持人行使金額以上で償還される本外国指標連動証券の数に関して交付される、本外国指標連動証券所持人任意行使期間において有効な取消不能の通知書面をいう。本外国指標連動証券所持人任意行使通知は、(i)当該通知が行われる日(当該通知が本外国指標連動証券所持人任意行使期間内の本外国指標連動証券所持人任意行使日の正午前に行われる場合)か、(ii)当該通知が行われる日の

翌本外国指標連動証券所持人任意行使日(もしあれば。)(本外国指標連動証券所持人任意行使日の正午後に行われるか又は本外国指標連動証券所持人任意行使日でない日に行われる場合)(以下「**本外国指標連動証券所持人任意行使通知効力発生日**」という。)(に効力が生ずるとみなされる。

本項の相反する規定にかかわらず、かかる選択権を行使するために、所持人は、支払代理人の指定事務取扱店舗において、当該本外国指標連動証券及び適式に作成された本外国指標連動証券所持人任意行使通知を支払代理人に預託しなければならない。そのように預託された本外国指標連動証券及び行使された選択権は、(マスター代理人契約に規定する場合を除き)発行会社の事前の同意なく撤回することはできない。

疑義を避けるために付言すれば、本外国指標連動証券所持人任意償還日が償還日と同日である場合には、本書に別途規定する場合を除き、本外国指標連動証券は本要項第4.4項に従って償還されるものとする。

5 本指数の修正、本指数の取消し、指数障害又は指数調整事由、調整、調整に関する通知

5.1 指数調整事由

- (a) 指数水準が計算されることになっている日(評価日を含むがこれに限らない。)(以下「**決定日**」という。)(以前に、本外国指標連動証券に関して、インデックス・スポンサーが本指数の計算式若しくは計算方法につき著しい変更を行う旨を公表するか、その他の方法により本指数を著しく修正(本指数に関する規則及び手法に規定する修正を除く。)(する(以下「**本指数の修正**」という。)(か、本指数を永久に取消し、後継の指数が存在しない(以下「**本指数の取消し**」という。)(場合又は
- (b) 本要項第5.2項に従って、本外国指標連動証券に関するある決定日に、インデックス・スポンサーが本指数の算出及び公表を行わない(以下「**指数障害**」といい、本指数の修正及び本指数の取消しと併せて以下「**指数調整事由**」という。)(場合には、

計算代理人は、該当する各決定日に、当該指数調整事由が本外国指標連動証券に重大な影響を及ぼすか否かを判断し、重大な影響があると判断した場合には、公表済みの本指数の水準の代わりに、当該指数調整事由前に最後に有効であった本指数の計算式及び計算方法に従って計算代理人が決定する当該決定日における本指数の水準を用いて(但し、当該指数調整事由の直前において本指数を構成していた先物契約(本取引所にそれ以降上場されなくなった先物契約を除く。)(のみを用いて)本指数の水準を計算するものとする。

計算代理人は、本指数の計算をもはや継続することができないと判断した場合には、その単独の裁量により、これらの規定の関係上、当該指数調整事由が追加的障害事由を構成するとみなすことができ、本外国指標連動証券につき本要項第4.3項の該当する規定に従って調整、償還、取消し及び/又はその他の必要な措置を行うものとする。

5.2 後継インデックス・スポンサー又は本指数のほぼ同様の計算との代替

本指数が(1)インデックス・スポンサーにより算出及び公表されないが、計算代理人が承諾可能な後継のスポンサー(以下「**後継インデックス・スポンサー**」という。)(により算出及び公表される場合又は(2)本指数の計算で用いられるものと同一若しくはほぼ同様であると計算代理人が判断する計算式及び計算方法を用いて後継の指数(以下「**後継指数**」という。)(に置き換えられる場合には、(x)後継インデックス・スポンサーにより算出及び公表される指数又は(y)後継指数は本指数とみなされる。かかる後継インデックス・スポンサー又は後継指数が計算代理人にとって承諾可能でない場合には、指数調整事由が生じたものとみなし、本要項第5.1項の規定が適用されるものとする。後継インデックス・スポンサー又は後継指数(場合による。)(が承諾可能であるか否かに関する判断は、計算代理人の単独の裁量によるものとし、かかる判断にあたり、計算代理人は、いかなる者(本外国指標連動証券所持人又はクラスとしての本外国指標連動証券所持人を含む。)(の利益も考慮することを要せず、かかる利益を考慮しないものとし、それに関する責任を負うことなく自らの最善の利益のために行うことができる。

5.3 本指数の訂正

ある決定日に公表され、償還価額を決定するために計算代理人により使用されたか又は使用される指数水準がその後訂正された場合において、当該訂正が償還日、任意償還日、本外国指標連動証券所持人任意償還日又は早期償還日(場合による。)(の2取引所営業日前の日(以下「**締切日**」という。)(までにインデックス・スポンサー又は後継インデックス・スポンサーにより公表されるときは、計算代理人は、本外国指標連動証券所持人(場合による。)(に支払われるべき金額を当該訂正後の本指数の水準を用いて再計算するものとする。計算代理人は、(1)当該訂正及び(2)当該訂正により支払われるべき又は交付されるべき金額(もしあれば。)(を発行会社に通知し、発行・支払代理人は、これらを本外国指標連動証券所持人に通知するものとする。疑義を避けるために付言すれば、当該訂正が締切日後に公表される場合には、償還金額を再計算しないものとする。

5.4 本指数に影響を及ぼす市場障害事由後の障害事由関係日の影響

ある評価日が障害事由関係日であると計算代理人が単独で判断した場合には、障害事由関係日がなければ評価日であった当初の日の直後の8取引予定日のそれぞれ(以下「**評価予定日**」という。)が障害事由関係日である場合を除き、かかる評価日を障害事由関係日でないその後の最初の取引予定日とみなす。その場合、(1)8番目の取引予定日が障害事由関係日であるという事実にかかわらず、かかる8番目の取引予定日を評価日とみなし、(2)計算代理人は、本書記載の方法で指数水準を決定するものとし、記載がないか又は現実的でない場合には、本指数に含まれる各有価証券の8番目の取引予定日の評価時間現在における本取引所での取引価格又は相場価格(以下「**取引価格**」という。)を用いて、最初の障害事由関係日が生ずる前に最後に有効であった本指数の計算式及び計算方法(障害事由関係日を生じさせる事由が当該8番目の取引予定日に先物契約に関して生じた場合には、商業上合理的な方法で行われた当該8番目の取引予定日の評価時間現在における当該先物契約の取引価格の決定)に従って当該8番目の取引予定日の評価時間現在における指数水準を決定するものとする。

5.5 調整

相反する条項にかかわらず、発行会社は、本要項第5項に従って適切な調整を行いうるか否かを計算代理人が判断するよう要求する場合には、自らが適切であると考えない調整を行う義務を負わないものとし、計算代理人、発行会社及びその他の当事者はいずれも、発行会社がかかる調整を行うか又は行わないことにつき責任を負わないものとする。

特に、本指数又はそのインデックス・スポンサーに影響を及ぼす事由に関して本要項に定める規定により調整を行う必要があるにもかかわらず、発行会社は、当該規定に基づき調整が行われるべき時に本指数に係るオプションが先物又はオプション取引所において売買されており、当該事由に関して当該売買されるオプションに基づく権利につき当該先物又はオプション取引所がいかなる調整も行わない場合には、当該調整を行わないことができる。

5.6 調整に関する通知

本要項に基づき計算代理人が行う決定はすべて、明白な誤りがある場合を除き確定的であり、本外国指標連動証券所持人、発行・支払代理人及び発行会社を拘束するものとする。発行会社は、本要項第15項に基づく公告により、実務上可及的速やかに調整及び当該調整の効力発生日に関する通知を行い、又はかかる通知が行われるようにする。但し、かかる通知が行われぬか又はかかる通知を受領しない場合であっても当該通知の効力又は拘束性に影響を及ぼさない。

6 決済

本要項第4.2項及び第8.2項に従って、本外国指標連動証券は、資産の現物引渡しによらず、現金で決済されるものとする。

7 計算及び公表

7.1 計算

本要項により要求される計算上、(a)その計算による百分比はすべて、必要があれば、1パーセントの100,000分の1に四捨五入するものとし(2分の1以上は切り上げ)、(b)すべての数値は有効数字7桁に四捨五入するものとし(0.000005以上は切り上げ)、(c)支払期限が到来したすべての通貨による金額は、その通貨の単位に四捨五入(0.000005以上は切り上げ)するものとする。但し、日本円については、円未満を切り捨てるものとする。ここで、「**単位**」とは、当該通貨が使用される国の法定通貨として利用できる当該通貨の最低金額をいう。

7.2 決済に関する金額の決定・公表

発行・支払代理人又は計算代理人(該当する場合)が本外国指標連動証券に関していずれかの金利若しくは金額を計算し、クォーテーションを入手し、又は決定若しくはその他の計算をする必要がある日において実務上可及的速やかに、当該代理人は、当該金利若しくは金額を計算し、当該クォーテーションを入手し、又は当該決定若しくはその他の計算(場合による。)を行い、計算又は決定後、可及的速やかに(但し、いかなる場合であっても当該決定の4営業日後より後であってはならない。)、発行会社、各支払代理人、本外国指標連動証券所持人、それらの情報を受領した場合に支払い、引渡し又はさらなる計算若しくは決定を行う本外国指標連動証券に関するその他の代理人、また、本外国指標連動証券がある証券取引所に上場されており当該取引所又はその他の関連当局の規則が要求する場合には当該取引所又はその他の関連当局に対して当該金利、金額、決定又は計算を通知するものとする。

7.3 営業日調整

営業日調整に従った調整の対象となることが規定されている日が当該調整がなければ営業日でない日にあたる場合、かかる日は、営業日である翌日に延期されるものとする(以下「**翌営業日調整**」という。)

8 支払

8.1 確定無記名証券

確定無記名証券に関する元本の支払は、下記を条件として、米国外の支払代理人の事務取扱店舗において当該確定無記名証券を発行・支払代理人に呈示及び提出(支払われるべき金額の一部支払の場合には、裏書)することと引換えに、非米国受益者に関する証明を条件として(該当する場合)口座開設銀行宛てに振り出された当該通貨建てで支払われる小切手により、又は所持人の選択により口座開設銀行にある当該通貨建ての口座(日本の非居住者に対する日本円での支払の場合には、非居住口座とする。)への振込みにより行われる。

確定無記名証券の所持人は、本要項第8.1項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる証券につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

あるシリーズの確定無記名証券について行われる各支払の記録は、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって当該確定無記名証券につき作成され、かかる記録は、その支払が行われたことの一応の証拠とする。

上記にかかわらず、本外国指標連動証券が米ドル建てである場合において、(i)発行会社が米国外に指定事務取扱店舗を有する支払代理人は支払期日に上記の方法で本外国指標連動証券に関する金員の支払いを行うことができると合理的に期待して当該支払代理人を任命しており、(ii)かかるすべての事務取扱店舗での当該金員の全額の支払いが違法であるか又はかかる金員の授受に関する為替規制その他同様の制限により実質的に妨げられているものの、(iii)発行会社の単独の判断ではかかる支払は発行会社にとって税務上の悪影響を伴うことなく米国法により許容されるときは、かかる本外国指標連動証券に関する支払は、上記と同じ方法によりニューヨーク市にある支払代理人の指定事務取扱店舗において行うことができる。

8.2 租税及び決済費用

本外国指標連動証券の償還時における支払はすべて、適用ある租税及び決済費用並びに本要項の定めるところにより支払われるべきその他の金員の控除が適用されるか、又は当該本外国指標連動証券所持人によるこれらの支払を条件とする。発行会社は、(i)かかる適用ある租税、決済費用及び支払われるべきその他の金員並びに(ii)本外国指標連動証券所持人によるかかる金員の支払方法を本要項第15項に従い本外国指標連動証券所持人に通知するものとする。

8.3 支払日

本外国指標連動証券に関する支払期日が支払日でない場合、かかる支払は当該場所における翌支払日まで行われず、かかる本外国指標連動証券の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有しない。

8.4 法令に従った支払

本外国指標連動証券に関する支払はすべて、いかなる場合においても、適用ある法律、規則及び指令(但し、本要項第11項の規定を妨げない。)に従う。

9 債務不履行事由

本外国指標連動証券の所持人は、以下のいずれかの事由が発生し継続している場合には、かかる本外国指標連動証券が早期償還金額にて償還される旨、また、直ちに償還されることになる旨を発行・支払代理人に対してその指定事務取扱店舗において通知することができる。

- (a) 発行会社が本外国指標連動証券所持人の利益を実質的に損なうかかる本外国指標連動証券の条項に違反した場合で、治癒が必要な当該シリーズの当該時点における発行済みの本外国指標連動証券の元本金額合計又は総数の少なくとも10分の1を保有する本外国指標連動証券所持人から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に当該違反が治癒されない場合、又は
- (b) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合(本外国指標連動証券所持人の特別決議により事前に承認された条件での再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。)

10 代理人

10.1 代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、本外国指標連動証券所持人若しくは所持人に対して又は本外国指標連動証券所持人若しくは代理人との間でいかなる義務も負わず、代理又は信託の関係を有しない。発行会社は、いつでも発行・支払代理人、その他の支払代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又はその他の支払代理人を任命する権利を留保する。但し、発行会社は常に、(i)発行・支払代理人1名、(ii)本要項により要求される場合

には1名又は複数の計算代理人、(iii)欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、(iv)本外国指標連動証券が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人、及び(v)EC理事会指令(2003/48/EC)又は2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令を施行する法律に従って税金の源泉徴収又は控除を行う義務を負わない、欧州連合加盟国内に指定事務取扱店舗を有する支払代理人1名を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は、本要項第15項に従って本外国指標連動証券所持人に送付される。

10.2 マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが本外国指標連動証券所持人の利益を実質的に損うものでないとは発行会社が単独で判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認するものとする。

かかる変更は本外国指標連動証券所持人に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに本要項第15項に従って本外国指標連動証券所持人に通知されるものとする。但し、かかる通知が送付又は受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

10.3 計算及び決定に対する責任

発行・支払代理人及び計算代理人(該当する場合)は、本要項に基づいて行なわれた計算及び決定又は行為の誤り又は懈怠について、いかなる者に対しても責任又は債務を負わず、かかる計算及び決定はすべて(明白な誤りの場合を除く。)最終であり、発行会社、代理人及び本外国指標連動証券所持人に対して拘束力を有するものとする。

11 課税

本外国指標連動証券所持人は、本外国指標連動証券の所有、譲渡、売却若しくは償還及び/又は本外国指標連動証券に関するその他の支払(該当する場合)に起因するか又はこれらに関連して支払うべきすべての租税を支払わなければならない。発行会社は、かかる租税につき責任を負わず、かかる租税を支払う義務を負わない。

本外国指標連動証券に関する支払はすべて、銀行設立法域(又は課税権を有する銀行設立法域の当局若しくは政治的下部組織)により、若しくは当該銀行設立法域のために又は当該銀行設立法域内で賦課、徴収又は源泉徴収されるあらゆる性質の現在又は将来の租税なしに、また、かかる租税に関する源泉徴収又は控除を行うことなく行われるものとする。但し、発行会社が法律上かかる租税の源泉徴収又は控除を行うことを要求される場合はこの限りではなく、この場合、発行会社は、かかる源泉徴収又は控除の後で当該所持人が受領できる純額を、かかる源泉徴収又は控除が存在しなければ当該所持人が受領しえたそれぞれの金額と等しくするために必要な追加額(以下「追加額」という。)を支払うものとする。上記にかかわらず、以下の場合、本外国指標連動証券に関して追加額は支払われないものとする。

- (a) 単に本外国指標連動証券を保有するという事実以外に銀行設立法域と関係を有することによりかかる本外国指標連動証券について租税の支払義務を負う所持人又は当該所持人に代わる第三者に対して。
- (b) 法令上の要件を遵守するか若しくは第三者に遵守させることにより、又は非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を本外国指標連動証券が支払を受けるために呈示される場所の税務当局に対して行うか第三者に行わせることにより、かかる控除又は源泉徴収を適法に回避しうる(但しかかる回避を行っていない)所持人又は当該所持人に代わる第三者に対して。
- (c) 当該日から30日を過ぎてから支払のために呈示された場合。但し、所持人が当該本外国指標連動証券にかかる30日間の最終日に当該支払を受けるために呈示した場合に追加額を受ける権利を有していたと思われる場合を除く。
- (d) かかる源泉徴収又は控除が個人に対する支払に課されており、欧州理事会指令(2003/48/EC)若しくは貯蓄所得に対する課税に関する2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を実施し若しくは遵守し、若しくはかかる指令に適合させるために導入される法律に従って行う必要がある場合。
- (e) かかる源泉徴収又は控除が適用されない別の支払代理人に当該本外国指標連動証券を呈示することによりかかる源泉徴収又は控除を回避しえた所持人により、或いはかかる所持人の代理人により支払を受けるために呈示された場合。
- (f) 本外国指標連動証券の呈示を受ける発行・支払代理人又は支払代理人が満足できる限度で、かかる所持人が適用ある証明、身分証明又は報告要件を充足することにより、或いは非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を関連する税務当局に対して行うことによりかかる源泉徴収又は控除を回避することができない旨が証明されていない場合。

発行会社による又は発行会社のための本外国指標連動証券に関する支払に対する源泉徴収又は控除の適用は、かかる源泉徴収又は控除が法律により要求される場合は「発行会社課税事由」となる。

12 消滅時効

本外国指標連動証券に関する支払についての発行会社に対する請求権は、当該請求権に関して当該日から10年以内(元本の場合)に行使されない限り時効となり、無効となるものとする。

13 本外国指標連動証券の交換

いずれかのシリーズに関する本外国指標連動証券が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる本外国指標連動証券は、適用される一切の法律、規則及び関連証券取引所その他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人又は交換のために発行会社により随時指定される(当該指定に関する通知は本外国指標連動証券所持人に交付される。)ことのあるその他の支払代理人の指定事務取扱店舗において、いずれの場合も交換に関して発生する手数料、費用及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償等の条件に従って、交換することができる。本外国指標連動証券が毀損又は汚損した場合には、代替りの本外国指標連動証券が発行される前に当該本外国指標連動証券を提出しなければならない。

14 非合法性又は実行不可能

発行会社が本外国指標連動証券に基づく絶対的又は偶発的な債務の履行が理由の如何を問わず全部又は一部非合法になったか、又は物理的に実行不可能になったと判断したする場合、発行会社は、本要項第15項に従い本外国指標連動証券所持人に通知して本外国指標連動証券を消却することができる。

発行会社が本外国指標連動証券を消却する場合、発行会社は、適用される法律により許容される限りにおいて、各本外国指標連動証券所持人の保有する各当該本外国指標連動証券について当該本外国指標連動証券所持人に金員を支払う。かかるこの金員は、かかる非合法性又は実行不可能にかかわらず、当該本外国指標連動証券の早期償還金額から、計算代理人がその単独かつ絶対的な裁量により決定する対象となる関連ヘッジ取引の解消につき発行会社及び/又はその関連会社に生ずる費用を控除したものとする。支払は、本要項第8.2項を条件とし、本要項第15項に従い本外国指標連動証券所持人に通知されるものとする方法で行われる。

15 通知

15.1 本外国指標連動証券所持人に対する通知

本外国指標連動証券所持人に対するあらゆる通知は、以下の場合に適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞(「フィナンシャル・タイムズ」となる予定)において公告された場合、及び/又は
- (b) 本外国指標連動証券が関連証券取引所に上場されており、又はその他の関連当局により取引を認められている場合は、関連証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。
- (c) 振替証券の場合には、上記で要求されている公告又は郵送に代えて、本外国指標連動証券所持人に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、本要項第15.1項(b)に従って要求される公告その他の要件も遵守するものとする。この場合、(その後の公告にかかわらず、)関連決済システムに対して送信された日において通知がなされたものとみなされる。

本要項第15.1項(a)又は(b)に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に有効に行われるものとする。かかる通知は、かかる公告が行われる日に行われたものとみなされ、二度以上又は異なる日に公告される場合には、上記の公告が行われる最初の日に行われたものとみなされる。

15.2 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズの本外国指標連動証券について、発行会社及び/又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に当該それぞれの者に関して規定された住所に宛てて、又は本要項第15項に従って本外国指標連動証券所持人に送付される通知により発行会社及び/又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付しなければならない。

15.3 通知の有効性

本外国指標連動証券所持人が行う通知が有効であり及び/又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、(i)振替証券については、関連決済システムにより、(ii)その他の本外

国指標連動証券については、発行・支払代理人と相談の上で当該支払代理人によりなされ、確定的であり、発行会社、代理人及び当該本外国指標連動証券所持人に対して拘束力を有するものとする。

有効でない、完全でない及び/又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム(該当する場合)が別途合意しない限り、遡及的に無効とみなされる。本規定は、通知を行う者が新たな又は訂正された通知を行うための権利を損なわないものとする。

支払代理人は、かかる通知が有効でない、完全でない又は適切な様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した本外国指標連動証券所持人に通知するべく、迅速に一切の合理的な努力を尽くすものとする。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人(場合による。)のいずれも、通知が有効でない、完全でない又は適切な様式でない旨の本外国指標連動証券所持人に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わないものとする。

16 代替

発行会社としての当行は、いつでも、本外国指標連動証券所持人の同意を得ることなく、iPath® S&P 500 VIXプログラムの下で自身が発行した当該時点で発行済みの本外国指標連動証券について発行者として行為する他の組織(当行の絶対的な裁量で発行会社としての当行に代わるものとする。)(以下「**当行の新発行会社**」という。)と入れ替わることができるものとする。但し、(i)当行の新発行会社の長期の無担保、非劣後、及び無保証の債務の格付が、かかる代替が効力を生じる日付時点でパークレイズ・バンク・ピーエルシーの長期の格付と同等以上であるか、若しくは当行の新発行会社が他の国際的に認められている格付機関から同等の長期格付を取得していること、及び(ii)かかる代替を行うことにより本要項第9項に定める債務不履行事由が発生しないことを条件とする。

かかる代替があった場合、本要項における発行会社としての当行とは、当行の新発行会社を指すものと解釈されるものとする。かかる代替は、本要項第15項に従って当該時点で発行済みの各シリーズの本外国指標連動証券所持人に対して迅速に通知されるものとする。かかる代替の権利に関して、発行会社としての当行は、本外国指標連動証券所持人が目的の如何を問わず特定の領域に居住又は在住しているか、その他の点で特定の領域と関係しているかその管轄に服することに起因してかかる権利の行使が個々の本外国指標連動証券所持人に及ぼす影響を考慮する義務を負わないものとし、本外国指標連動証券所持人は、かかる代替がかかる本外国指標連動証券所持人に及ぼした課税上の結果に関して、発行会社としての当行又は当行の新発行会社に対して補償又は支払を請求する権利を有しないものとする。

17 準拠法

- (a) 本外国指標連動証券及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (b) 本外国指標連動証券及び/又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、英国の裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続(以下「**法的手続**」という。)はかかる裁判所に提起されるものとする。

18 可分性

本外国指標連動証券の本要項に定める一又は複数の規定が無効であり、又は今後無効になったとしても、残りの規定の有効性は何ら影響を受けないものとする。

19 変更及び集会

19.1 社債要項の変更

発行会社は、本外国指標連動証券所持人の同意を得ることなく、本要項及び/又は本外国指標連動証券に対して、発行会社の単独の判断では本外国指標連動証券所持人の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは銀行設立法域における強制的な法律の規定を遵守するための変更、又は本要項若しくは本外国指標連動証券に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更は本外国指標連動証券所持人に対して拘束力を有するものとし、本要項第15項に従ってその後可及的速やかに本外国指標連動証券所持人に通知されるものとする。かかる通知を送付又は受領しなかったとしても、かかる変更の有効性に影響しない。

19.2 本外国指標連動証券所持人集会

(G) (a) 確定無記名証券

マスター代理人契約には、特別決議(マスター代理人契約に定義される。)による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、本外国指標連動証券所持人の利益に影響する事項を審議するための本外

国指標連動証券所持人集会の招集に関する規定が含まれている。本外国指標連動証券所持人には、少なくとも21日(通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。)前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付されるものとする。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本外国指標連動証券の数の10パーセント以上を保有する本外国指標連動証券所持人が招集することができる。本外国指標連動証券所持人集会の定足数(特別決議(以下で定義する。)を可決するための集会の場合を除く。)は、その集会の議事に(i)本外国指標連動証券の満期又は償還の日の変更、(ii)本外国指標連動証券の数の減少又は相殺、(iii)決済金額の計算方法又は計算基準の変更(本要項に規定する場合を除く。)、(iv)本外国指標連動証券の支払通貨又は表示通貨の変更、(v)本外国指標連動証券所持人集会において必要な定足数又は特別決議を可決するために必要な過半数に関する規定の変更等の議案の審議を含む場合(この場合の定足数は、当該時点において発行済みの数の75パーセント以上(延会については、当該時点において発行済みの数(本証書の場合)の25パーセント以上)を保有又は代表する2名以上の者とする。)を除き、保有又は代表される本外国指標連動証券の数の完全な過半数を保有又は代表する2名以上の者とする。マスター代理人契約は、発行済みの数の90パーセント以上の所持人により又は当該所持人に代わり署名された書面決議は、あらゆる目的上、適式に招集され開催された本外国指標連動証券所持人集会において可決された特別決議と同程度に有効とする旨を規定している。かかる書面決議は、一又は複数の本外国指標連動証券所持人により又はかかる本外国指標連動証券所持人の代わりに署名された一通の文書又は同一様式の複数の文書に含めることができる。

適式に招集された集会において本外国指標連動証券所持人が当該集会で投じた票の少なくとも75パーセントの多数により可決された場合の決議を「特別決議」(以下「特別決議」という。)とする。本外国指標連動証券所持人集会において可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、すべての本外国指標連動証券所持人に対して拘束力を有するものとする。満場一致で可決される場合、決議は書面で可決することができる。

20 追加の発行

発行会社は、随時その自由裁量で、本外国指標連動証券所持人の同意を得ることなく、本外国指標連動証券と同一条件を有するあらゆるシリーズの追加の本外国指標連動証券を設定及び発行することができるものとし(疑義を避けるために付言すれば、本要項において「発行日」とは、本外国指標連動証券の初回発行の日2009年12月9日を指すものとする。)、かかる本外国指標連動証券は統合され、当該本外国指標連動証券とともに一つのシリーズを構成するものとする。本要項において「本外国指標連動証券」とは、これに従って解釈されるものとする。

21 買入及び消却

発行会社及びその子会社は、いつでも公開市場その他において、いかなる価格でも本外国指標連動証券を買入れることができる。

前記のとおり発行会社若しくはその子会社により又は発行会社若しくはその子会社に代わって買入れが行われた本外国指標連動証券はすべて、かかる各本外国指標連動証券を発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができる(但し、これを行うことを要しない。)。そのように提出された場合、かかる本外国指標連動証券は直ちに消却されるものとする。前記のとおり消却のために提出された本外国指標連動証券は、再発行又は再販売することはできず、かかる本外国指標連動証券に関する発行会社の義務は免除されるものとする。

22 1999年(第三者の権利に関する)契約法

いかなる者も、1999年(第三者の権利に関する)契約法に基づいて本外国指標連動証券の条件を実施する権利を有しないものとする。

23 定義

「口座開設銀行」とは、ある特定の通貨建ての支払に関して、当該通貨の主な金融センター(決済通貨がオーストラリアドル又はニュージーランドドルである場合には、シドニー又はオークランドとする。)にある銀行又は当該支払がユーロ建ての場合には銀行がTARGETシステムを利用することができる都市にある銀行をいう。

「追加額」とは、本要項第11項において付与される意味を有する。

「その他のビジネスセンター」とは、ニューヨークをいう。

「追加的障害事由」とは、あるシリーズの本外国指標連動証券に関して、法の変更、ヘッジ障害、ヘッジ費用増加、発行会社課税事由、指数調整事由(本要項第5.1項に従って適用される場合)のうちの一つ又は複数を含む。

「**関連会社**」とは、ある主体に関して、当該主体により直接若しくは間接に支配される主体、当該主体を直接若しくは間接に支配する主体又は当該主体と直接若しくは間接に共通の支配下にある主体をいう。この関係上、「**支配**」とは、ある主体の議決権の過半数を有することをいう。

「**銀行設立法域**」とは、いずれの時においても、当行又は本要項第16項に従い当行に代わる当行の新発行会社の設立法域をいう。

「**営業日**」とは、本要項において、以下のいずれにも該当する日をいう。

- (a) ロンドン及びその他のビジネスセンターにおいて、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる土曜日及び日曜日以外の日。
- (b) 振替証券に関しては、関連決済システムに係る決済システム営業日。
- (c) ユーロ以外の通貨で支払われる金額に関しては、当該通貨を使用している国の主な金融センター(ロンドン及びその他のビジネスセンター以外の場合)において商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる日。
- (d) ユーロで支払われる金額に関しては、TARGET営業日。

「**営業日調整**」とは、本要項第7.3項に定める営業日調整をいう。

「**本外国指標連動証券1枚当たりの計算金額**」とは、100米ドルをいう。

「**CDI**」又は「**CREST預託受益権**」とは、CRESTシステムを通じて発行、保有、決済及び譲渡される電子化された預託受益権であって、当該本外国指標連動証券に係る受益権を表章するものをいう。

「**法の変更**」とは、取引日以降、(a)適用される法律、規則、規制、命令、決定若しくは手続き(税法並びに該当する規制当局、税務当局及び/又は取引所の規則、規制、命令、決定若しくは手続きを含むがこれらに限らない。)の採択、公表若しくは変更により、又は(b)正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局(関連する取引所又は取引機関を含むがこれらに限らない。)による適用される法律若しくは規則の制定若しくは解釈の公表若しくは変更(税務当局が講じたあらゆる措置を含む。)により、発行会社が、その単独かつ絶対的な裁量により(i)発行会社及び/又はその関連会社が本外国指標連動証券に関するヘッジ・ポジション又は当該本外国指標連動証券に関する有価証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に係る契約を保有、取得、売買若しくは処分することが違法となった(若しくは違法となる)か、又は(ii)発行会社若しくはその関連会社が(a)当該本外国指標連動証券に基づく自身の義務を履行する上で負担する費用が著しく増加することとなる(租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の自身の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。)、又は(b)本外国指標連動証券に関するヘッジ・ポジション又は当該本外国指標連動証券に関する有価証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に係る契約の取得、設定、再設定、代替、維持、解消若しくは処分を行う上で負担する費用が著しく増加することになると判断した場合をいう。

「**決済システム営業日**」とは、関連決済システムについて、かかる関連決済システムが決済指図の受理及び実行のために稼動している(又は決済障害事由が発生していなければ稼動していたと思われる)日をいう。

「**クリアストリーム・フランクフルト**」とは、クリアストリーム・バンキング・アーゲー・フランクフルト・アムライン又はその後継者をいう。

「**クリアストリーム・ルクセンブルグ**」とは、クリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム又はその後継者をいう。

「**クリアストリーム規則**」とは、クリアストリームの管理規則並びにクリアストリーム・ルクセンブルグ又はクリアストリーム・フランクフルト(場合による。)の参加者に対する指示書(いずれも随時変更、補足又は修正されたものを含む。)をいう。

「**本構成銘柄**」とは、関連する本指数に関して、当該本指数を構成する先物契約をいう。

「**要項**」とは、あるシリーズの本外国指標連動証券に関して、本要項に規定する本外国指標連動証券に関する要項(本書の規定に従って変更、補足又は修正される場合がある。)をいう。

「**CREST**」とは、ユーロクリア・ユーケー・アンド・アイルランド・リミテッド(旧クレスト・カンパニー・リミテッド)をいう。

「**CREST契約証書**」とは、2001年6月25日付け包括契約証書(その後の修正、補足及び/又は修正再表示を含む。)をいう。

「**CREST預託機関**」とは、クレスト・デポジトリ・リミテッドをいう。

「**CRESTノミニー**」とは、Crest Depositoryのノミニーとしてのクレスト・インターナショナル・ノミニー・リミテッドをいう。

「**通貨**」とは、ある国に関して、当該国の法定通貨をいう。

「Cルール」とは、米国財務省規則セクション1.163-5(c)(2)(i)(C)の要件をいう。

「Dルール」とは、米国財務省規則セクション1.163-5(c)(2)(i)(D)の要件をいう。

「日次手数料」とは、ストライク日(同日を含む。)から最終評価日(同日を含む。)までの各暦日に関して、計算代理人が以下の計算式に従って決定する本外国指標連動証券1枚当たりの金額をいう。

$$\text{日次手数料}_t = RV_{t-1} \times \text{指数係数}_t \times \frac{\text{年間手数料}}{365}$$

「年間手数料」とは、年率0.89パーセントを意味する。

「 RV_{t-1} 」とは、直前の暦日における償還価額をいう。但し、ストライク日における償還価額は、本外国指標連動証券1枚当たりの計算金額(該当する場合)と同額であるとみなされる。

「指数係数 $_t$ 」とは、当該暦日の日次指数係数をいう。

「日次指数係数」とは、以下をいう。

(i) 評価日でない各暦日については、1

(ii) 各評価日については、計算代理人が以下の計算式に従って決定する数値

$$\text{日次指数係数}_t = \frac{\text{指数水準}_t}{\text{指数水準}_{t-1}}$$

「指数水準 $_t$ 」とは、当該評価日における指数水準をいう。

「指数水準 $_{t-1}$ 」とは、当該評価日の直前の評価日における指数水準をいう。

「決定日」とは、本要項第5.1項において付与される意味を有する。

「障害事由関係日」とは、該当する本取引所若しくは関係取引所が通常の立会い中に営業していないか又は市場障害事由が発生している取引予定日をいう。

「早期償還日」とは、当該早期償還通知期間の最終日をいう。

「早期償還金額」とは、早期償還を引き起こす事由後の本外国指標連動証券の時価として計算代理人が決定する本外国指標連動証券1枚当たりの計算金額当たりの決済通貨建ての金額(本外国指標連動証券の早期償還に関連して発行会社が(又は発行会社の代わりに)負担した(又は負担することが見込まれる)費用、損失及び経費(ヘッジ終了及びファンドブレイクコスト(実際上か名目上かを問わない。)を含む(但しこれらに限らない。))を考慮した上で調整される。)をいう。早期償還金額の決定にあたり、計算代理人は、その時における市場価格及び/又は独自のプライシングモデルを考慮することができるが、かかるプライシングモデルが商業上合理的な結果を生み出すことができない場合には、商業上合理的な方法でかかる早期償還金額を見積もることができる。早期償還金額は、本外国指標連動証券の早期償還を生じさせる事由が発生した時に又は当該事由後に実務上合理的に可及的速やかに計算代理人により決定される。債務不履行事由後のいずれかの時において早期償還金額を計算するにあたり、計算代理人は、本外国指標連動証券の時価に対するかかる債務不履行事由の影響を考慮しない。

「早期閉鎖」とは、本指数、VIX指数、S&P 500[®]指数に関する関連取引所又は関係取引所の取引所営業日における終了予定時刻前の閉鎖をいう。但し、かかる早期の閉鎖時刻が(a)当該取引所営業日における当該本取引所若しくは関係取引所の通常の立会いの実際の終了時刻又は(b)当該取引所営業日の評価時間における執行のために本取引所若しくは関係取引所のシステムに入力される注文の提出締切時間のいずれか早いほうの少なくとも1時間前に当該本取引所又は関係取引所により公表される場合はこの限りでない。

「早期償還通知期間」とは、本要項第4.3項において付与される意味を有する。

「ユーロクリア」とは、ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ヴィ又はその後継者をいう。

「ユーロクリア規則」とは、ユーロクリアの使用に適用される条件及びユーロクリアの運用手順(随時変更、補足又は修正されるものを含む。)をいう。

「本取引所」とは、シカゴボードオプション取引所、当該取引所若しくは相場システムの後継者又は当該本指数が対象とする本構成銘柄の取引が一時的に移管される代わりの取引所若しくは相場システム(当初の本取引所のように当該一時的な代わりの取引所又は相場システムにおいて当該本指数が対象とする本構成銘柄につき同等の流動性があると計算代理人が判断する場合に限る。)をいう。

「取引所営業日」とは、終了予定時刻前の本取引所の閉鎖にかかわらず、当該本取引所が通常の立会い中に営業している取引予定日をいう。

「取引所障害」とは、本指数又はVIX指数に関する関連取引所の価格及び取引報告システムの故障又は不具合(早期閉鎖を除く。)であって、その結果、VIX指数のためにSPXオプションの評価額が計算される予定時間(そ

の時を含む。)の前1時間におけるVIX指数に関するSPXオプション又は先物の報告済みの取引の価格が著しく不正確となるものをいう。

「**交換事由**」とは、振替証券に関して、関連決済システムが連続14日間にわたり閉鎖(法定その他の休日による場合を除く。)されている旨が発行会社に通知されること又は発行会社が事業を永久に廃止する意向を公表するか実際に事業を廃止し、後継の決済システムが利用できないことを意味する。

「**最終償還金額**」とは、指数調整事由及び/又は追加的障害事由の発生を条件として、最終評価日における償還価額に相当する決済通貨建ての本外国指標連動証券1枚当たりの計算金額当たりの金額をいう。

「**最終評価日**」とは、2019年12月6日をいう。

「**先物又はオプション取引所**」とは、該当する本指数に係るオプション又は先物契約に関する取引所(計算代理人がその絶対的な裁量により決定する。)をいう。

「**ヘッジ・ポジション**」とは、発行会社又はその関連会社が、本外国指標連動証券に関する発行会社の債務を個別に又はポートフォリオベースでヘッジするために行う、(a)有価証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関するポジション若しくは契約、(b)株式貸借取引又は(c)その他の商品若しくは取引(その表示方法を問わない。)の一つ又は複数の購入、売却、締結又は維持をいう。

「**ヘッジ障害**」とは、発行会社及び/又はその関連会社が、商業的に合理的な努力を尽くした上で、(a)当該シリーズの本外国指標連動証券に関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うことができないか、又は(b)かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収若しくは送金することができないことをいう。

「**ヘッジ費用増加**」とは、発行会社及び/又はその関連会社が(a)当該シリーズの本外国指標連動証券に関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うため、又は(b)かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収若しくは送金するために負担する税金、課徴金、費用又は料金(委託売買手数料を除く。)の金額が(発行日において存在する状況と比較して)著しく増加することになることをいう。但し、発行会社の信用力の悪化のみを原因として生じた著しい費用の増加は、ヘッジ費用増加とはみなされない。

「**本指数**」とは、本書に記載する以下の銘柄に係る指数又はその後継の指数を個別に又は総称していう。

	銘柄	指数
1	iPath® VIX中期先物指数 連動受益証券発行信託	S&P 500 VIX中期先物指数 トータル・リターン
2	iPath® VIX短期先物指数 連動受益証券発行信託	S&P 500 VIX短期先物指数 トータル・リターン

「**指数調整事由**」とは、本要項第5.1項において付与される意味を有する。

「**本指数の取消し**」とは、本要項第5.1項において付与される意味を有する。

「**指数障害**」とは、本要項第5.1項において付与される意味を有する。

「**指数水準**」とは、各評価日に関して、当該評価日の評価時間における本指数の水準(インデックス・スポンサーにより公表され、価格ソースで閲覧される。)をいう。

「**本指数の修正**」とは、本要項第5.1項において付与される意味を有する。

「**インデックス・スポンサー**」とは、スタンダード・アンド・プアーズ・フィナンシャル・サービシズ・エルエルシー又はその後継者をいう。

「**iPath® S&P 500 VIX基本目論見書**」とは、当行のiPath® S&P 500 VIXプログラムに関する2009年12月8日付け基本目論見書(追補基本目論見書(以下「**追補基本目論見書**」という。))により随時変更及び/又は補足される。)をいう。

「**iPath® S&P 500 VIXプログラム**」とは、iPath® S&P 500 VIX基本目論見書に記載する本外国指標連動証券を発行するためのプログラムをいう。

「**発行会社任意行使期間**」とは、発行日(同日を除く。)から償還日の15営業日前の日(同日を除く。)までの期間をいう。

「**発行会社課税事由**」とは、本要項第11項に定める意味を有する。

「**市場障害事由**」とは、次のものをいう。

- (i) 以下の発生又は存在
- (a) 計算代理人がいずれかの時に重大であると判断する取引障害
 - (b) 計算代理人が該当する評価時間に終了する1時間のうちのいずれかの時に重大であると判断する取引所障害
 - (c) 早期閉鎖
 - (d) 本指数(発行会社又は発行会社の関係者により設定される独自の指数を含む。)に係る先物、オプション若しくはデリバティブ契約に関する取引を行うため又はこれらの時価を取得するための発行会社又は市場参加者の能力を損なうか妨害する、計算代理人が重大であると判断する事由
- (ii) 本指数に係る先物又はオプション契約に関する(a)取引障害、(b)取引所障害(いずれの場合においても計算代理人が関係取引所に関して評価時間に終了する1時間のうちのいずれかの時において重大であると判断するもの)又は(c)早期閉鎖(いずれも当該先物又はオプション契約に関するもの)の発生又は存在
- また、市場障害事由の存在の有無を判断するにあたり、いずれかの時に本指数に含まれる先物契約に関して市場障害事由が発生した場合には、当該先物契約の指数水準への寄与の割合は、市場障害事由の発生直前における(x)当該先物契約に起因する指数水準の部分と(y)指数水準全体との比較に基づくものとする。

「**最低本外国指標連動証券所持人行使金額**」とは、本外国指標連動証券25,000枚をいう。

「**任意償還日**」とは、当該発行会社通知期間の最終日をいう。

「**支払日**」とは、以下の日をいう。

- (a) (i)呈示される場所、(ii)ロンドン、(iii)その他のビジネスセンターにおいて、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる日。
- (b) 以下のいずれかに該当すること。

(i) ユーロ以外の通貨で支払われる金額に関しては、当該通貨を使用している国の主な金融センターにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる日。

(ii) ユーロで支払われる金額に関しては、TARGETシステムが稼働している日。

「価格ソース」とは、指数水準に関して、以下のとおり指数水準(又は指数水準を計算する際の元となる価格)を掲載(又は報告)した発表(又は本取引所を含むその他の参照元)をいう。

S&P 500 VIX中期先物指数トータル・リターン：ブルームバーグ：SPVXMTR

S&P 500 VIX短期先物指数トータル・リターン：ブルームバーグ：SPVXSTR

「主要基本目論見書(Principal Base Prospectus)」とは、当行のグローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラムに関する2009年8月5日付け基本目論見書(追補基本目論見書により随時変更及び/又は補足される。)をいう。

「法的手続」とは、本要項第17項に定められた意味を有する。

「償還日」とは、2019年12月10日をいう。

「償還価額」又は「 RV_t 」とは、ある暦日における本外国指標連動証券に関して、計算代理人が以下の計算式に従って決定する価額をいう。

$$RV_t = (RV_{t-1} \times \text{指数係数}_t) - \text{日次手数料}_t$$

「 RV_{t-1} 」とは、直前の暦日における償還価額をいう。但し、ストライク日における償還価額は、本外国指標連動証券1枚当たりの計算金額(該当する場合)と同額であるとみなされる。

「指数係数 $_t$ 」とは、当該暦日の日次指数係数をいう。

「日次手数料 $_t$ 」とは、当該暦日の日次手数料をいう。

「関係取引所」とは、取引が本指数に関する先物又はオプション契約の市場全体に重大な影響(計算代理人が決定する。)を及ぼす各取引所又は相場システムをいうものとする。

「関連決済システム」とは、以下をいう。

(a) 本外国指標連動証券に関しては、当該システムを通じて本外国指標連動証券に対する持分が保有される及び/又は当該システムにおける口座を通じて当該本外国指標連動証券の決済が行われる、ユーロクリア、クリアストリーム・フランクフルト及び/又はクリアストリーム・ルクセンブルグ(場合による。)

(b) CDIに関しては、CREST。

「関連取引所」とは、S&P 500®指数に関して、その時においてS&P 500®指数に含まれる持分証券の取引に係る主要な取引所若しくは市場(又はこれらの双方)をいい、VIX指数に関しては、VIX指数に関するSPXオプション又は先物に係る主要な取引所又は市場をいう。

「関連規則」とは、関連決済システムの本件規則をいう。

「関連証券取引所」とは、あるシリーズの本外国指標連動証券についてかかる本外国指標連動証券が上場されているフランクフルト及びロンドン証券取引所をいう。

「本件規則」とは、クリアストリーム規則、ユーロクリア規則、CRESTマニュアルをいう。

「S&P 500®指数」とは、「S&P 500®指数」の記号により公表されるStandard & Poor's 500の指数又はその後継の指数をいう。

「終了予定時刻」とは、本取引所又は関係取引所及び取引予定日に関して、当該取引予定日における当該本取引所又は関係取引所の平日の終了予定時刻(時間外取引又はその他の通常の取引時間外の取引を考慮しない。)をいう。

「取引予定日」とは、各本取引所及び各関係取引所がそれぞれの通常の立会いにおいて営業することになっている日をいう。但し、各本取引所及び各関係取引所がある日のそれぞれの通常の立会いにおいて営業することになっていると同日前のいずれかの時に知られている場合には、その日を取引予定日とする。反対に、本取引所又は関係取引所がある日の通常の立会いにおいて営業しないことになっていると同日前のいずれかの時に知られている場合には、その日は取引予定日でないものとする。

「評価予定日」とは、本要項第5.4項において付与される意味を有する。

「本外国指標連動証券所持人任意行使日」とは、(i)計算代理人がロンドン及びニューヨークにおいて営業を行い、かつ、(ii)本指数に含まれるすべての先物契約に係る取引所が取引のために営業している暦日をいう。

「**本外国指標連動証券所持人任意行使通知**」とは、該当する本外国指標連動証券所持人から発行会社に対して行われる、支払代理人から入手可能な様式による、償還される本外国指標連動証券の数及び本外国指標連動証券所持人任意償還日を記載した取消不能な通知書面をいう。

「**本外国指標連動証券所持人任意行使通知効力発生日**」とは、本要項第4.4項において付与される意味を有する。

「**本外国指標連動証券所持人任意行使期間**」とは、発行日(同日を含まない。)から最終評価日(同日を含まない。)までをいう。

「**本外国指標連動証券所持人任意償還手数料**」とは、該当する本外国指標連動証券所持人任意行使日に計算代理人により計算される、本外国指標連動証券所持人任意償還割合に償還価額を乗じたものに相当する本外国指標連動証券1枚当たりの金額をいう。

「**本外国指標連動証券所持人任意償還日**」とは、本外国指標連動証券所持人任意行使通知効力発生日の2営業日後の日をいう。

「**本外国指標連動証券所持人任意償還割合**」とは、0.05パーセントをいう。

「**本外国指標連動証券所持人任意償還金額**」とは、本外国指標連動証券所持人任意行使通知効力発生日の償還価額を基に計算代理人により計算される償還金額から本外国指標連動証券所持人任意償還手数料を控除したものに相当する本外国指標連動証券1枚当たりの金額をいう。

「**シリーズ**」とは、当初発行された本外国指標連動証券、及び当初発行された本外国指標連動証券と統合され、一つのシリーズを構成すると規定される追加発行の本外国指標連動証券を併せていう。

「**決済金額**」とは、最終償還金額、本外国指標連動証券所持人任意償還金額又は早期償還金額(該当する場合)をいう。

「**決済通貨**」とは、米ドルをいう。

「**決済障害事由**」とは、発行会社の支配を超える事由であって、それによって本指数を提示できなくなるものと計算代理人が判断する事由をいう。

「**決済費用**」とは、あるシリーズの本外国指標連動証券に関して、計算代理人がその単独かつ絶対的な裁量により決定する当該本外国指標連動証券の償還若しくは決済時に、償還若しくは決済に関して又は償還若しくは決済に関連して本外国指標連動証券所持人が本外国指標連動証券1枚当たりの計算金額ごとに支払うべき経費、料金及び費用又はその他の金額(租税に関するものを除く。)をいう。

「**SPXオプション**」とは、S&P 500[®]指数の水準に関するアウト・オブ・ザ・マネーのプット・オプション及びコール・オプションの加重シリーズをいう。

「**ストライク日**」とは、2009年12月9日をいう。

「**本後継者**」とは、ある代理人又は本外国指標連動証券について発行会社が随時任命することのあるその他の者若しくは追加的な者に関して、計算代理人(後継者が計算代理人に関係する場合には、発行会社)がその単独かつ絶対的な裁量によりかかる代理人又はその他の者の後継者として特定する者をいう。特定された本後継者に関する通知は、本要項第15項に従い、かかる特定後、実務的に可及的速やかに本外国指標連動証券所持人に対して行うものとする。

「**後継指数**」とは、本要項第5.2項において付与される意味を有する。

「**後継インデックス・スポンサー**」とは、本要項第5.2項において付与される意味を有する。

「**TARGET営業日**」とは、TARGETシステムが稼働している日をいう。

「**TARGETシステム**」とは、2007年11月19日に運用を開始した、単一の共通プラットフォームを利用する欧州自動即時グロス決済高速振替支払システム(以下「Target 2」という。)(当該システムが稼働しなくなった場合には、計算代理人が適切な代替システムであると判断するその他のシステム(該当するシステムがある場合))をいう。

「**租税**」とは、取引所税、取引高税、印紙税、印紙税留保税、及び/又はその他のあらゆる種類の負担すべき又は支払うべき税金、課徴金、賦課金若しくは行政手数料を含めた(但しこれらに限らない。)あらゆる税金、課徴金、関税、徴収金、課金若しくは負担金で税金の性質を有するもの、又はそれらの税金についての源泉徴収又は控除をいい、これらに係る利息及び罰金を含む。

「**TEFRA**」とは、1982年米国税均衡財政責任法及び同法に基づき公布された規則をいう。

「**取引日**」とは、2009年12月9日をいう。

「**取引価格**」とは、本要項第5.4項において付与される意味を有する。

「**取引障害**」とは、以下の事由のいずれかをいう。

- (i) 持分証券に関する関連取引所の主要な立会い中又は当該主要な立会いの終了前1時間内の、その時において当該関連取引所のS&P 500[®]指数の水準の20パーセント以上を構成する当該証券の取引の2時間超(VIX指数又は該当する後継の指数の計算上の「インデックスロール日」である日は1時間)の取引時間にわたる停止、不存在又は重大な制限
- (ii) S&P 500[®]指数に関する関連取引所の価格及び取引報告システムの故障又は不具合であって、その結果、その時においてS&P 500[®]指数の水準の20パーセント以上を構成する持分証券の報告済みの取引の価格が(i)当該関連取引所の主要な立会いの終了前1時間内に又は(ii)VIX指数の計算の関係上の「インデックスロール日」である日の当該関連取引所における1時間の取引時間内に著しく不正確となるもの
- (iii) VIX指数に関する関連取引所の主要な立会い中又は当該主要な立会いの終了前の1時間内の、当該関連取引所における取引の2時間超の取引時間(VIX指数の計算上の「インデックスロール日」である日は1時間)にわたる停止、不存在又は重大な制限
- (iv) VIX指数に関するSPXオプション又は先物の取引を永久に中止するための決定
- (v) 該当する本指数が対象とする先物契約の取引市場における流動性の欠如又は著しい減少の発生又は存在

取引障害の発生の有無を判断する関係上、

- (a) 取引の時間又は日数に対する制限は、S&P 500[®]指数又はVIX指数に関する取引所の通常の営業時間が変更される旨の公表に起因する場合であっても取引障害を構成しない。
- (b) 著しい相場変動の際の取引に対するNYSE規則80Bに準ずる該当する取引所の規則(又はNYSE規則80Bに準ずる範囲のその他の自主規制団体若しくは政府機関により制定若しくは公表される適用のある規則若しくは規制(計算代理人により決定される。))に基づく制限は、取引の停止、不存在又は重大な制限を構成する。
- (c) (i) 関連取引所が設ける制限を超える価格変動、(ii) 注文の不均衡又は(iii) 買い呼び値と売り呼び値の乖離を理由としたVIX指数に関する関連取引所によるVIX指数に関するSPXオプション又は先物契約の取引の停止
- (d) 関連取引所における「取引の停止、不存在又は重大な制限」には、当該関連取引所自身が通常の状況下で取引を行わない時を含まない。

「評価日」とは、発行日(同日を含む。)から最終評価日(同日を含む。)までの各取引予定日をいう。但し、当該日の本指数に関して障害事由関係日がある場合(その場合には本要項第5.4項が適用される。)にはこの限りでない。また、本外国指標連動証券が本要項第4項に基づき償還される場合には、該当する償還日、任意償還日、本外国指標連動証券所持人任意償還日又は早期償還日(場合による。)の2営業日前の日となる。

「評価時間」とは、本書に評価時間として記載される時間をいい、かかる時間が記載されていない場合には、本指数に関する該当する評価日の該当する本取引所の終了予定時刻をいう。該当する本取引所が終了予定時刻前に営業を終了する場合において、指定されている評価時間が通常の実際の終了時刻より後であるときは、評価時間はかかる実際の終了時刻とする。

「VIX指数」とは、CBOE Volatility Index[®]又はその後継の指数をいう。

本外国指標連動証券に係る租税の取扱い

1. 課税一般について

以下に記載された情報は、本外国指標連動証券に現在適用される税法及び実務慣行の完全な概要ではない。本外国指標連動証券に関する取引(購入、譲渡及び/又は償還を含む。)、本外国指標連動証券に対して支払われる利息又はプレミアムの発生又は受領及び本外国指標連動証券の所持人の死亡は、投資家に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ投資家の税務上の居住地及び/又は地位によって異なり得る。したがって本外国指標連動証券の潜在的な投資家は、本外国指標連動証券に関する取引により生ずる税務上の取扱い、及び当該潜在的購入者が税務上の居住者とされる、又は納税義務を負う可能性のある法域における税務上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ関係課税当局が本外国指標連動証券に基づく支払いをどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

次の概要は、本指数並びに原資産である先物契約に関する支払いの税務上の取扱いについては考慮していない。また当該事項に適用される各租税規定は、以下の概要における記述と異なる(場合によっては大きく異なる)可能性がある。

本外国指標連動証券の買手及び/又は売手は、本外国指標連動証券の発行価格又は購入価格(異なる場合)のほか印紙税及びその他の課金の支払いを求められる可能性がある。

投資家は、本要項の第8.2項(租税及び決済費用)を参照のこと。

以下の項目で定義される用語は、関連する当該セクションとの関係でのみ定義された意味を有する。

2. 英国の課税について

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入関税庁(以下「HMRC」という。)の公表済みの実務慣例に基づく一般的な意見であり、英国の現行の法律及び実務慣例について、英国の特定の課税との関係に限って、発行会社が理解している事項を要約したものである。以下は網羅的な意見ではなく、本外国指標連動証券の実質的所有者のみに関係し、特別な規制の適用を受ける一定の税負担者(例えば、本外国指標連動証券の取引を継続している者、一定の機関投資家又は発行会社と関係性を有する者)の区分には適用されない。

英国以外の法域で課税される可能性のある投資家、又は税務上の地位に確信が持てない投資家は、各自で専門家の助言を求めるべきである。

2.1 源泉徴収税

(a) 発行会社のみによる利息の支払い

発行会社は、発行会社が2007年所得税法(以下「本件法」という。)の第991条に定義される銀行である限り、かつ、本外国指標連動証券に対する利息が本件法第878条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(b) 認知された取引所に上場された有価証券に関する利息の支払い

本外国指標連動証券に、利息に対する権利が付されており、かつ、本外国指標連動証券が本件法の第1005条に定義された「認知された取引所」に上場している限りにおいて、本外国指標連動証券に関する支払いが、英国の課税上の源泉徴収又は控除なくして行われる可能性がある。仮に本外国指標連動証券が、関連する認知された取引所において取引をすることが認められており、かつ(英国の場合には)オフィシャル・リストに含まれる場合、又は、(英国以外の認知された取引所が存在する国の場合には)欧州経済領域に属する国において一般的に適用される規定に相当する規定を遵守する形で公式に上場している場合、本外国指標連動証券はかかる要件を満たす可能性がある。HMRCは、特定の取引所を認知された取引所に指定することができる。ロンドン証券取引所は、認知された取引所である。フランクフルト証券取引所は認知された取引所であり、フランクフルト規制市場に上場し、取引することが認められた有価証券は、「上場」の定義を満たす。イタリア証券取引所は認知された取引所であり、イタリア規制市場に上場し、取引することが認められた有価証券は、「上場」の定義を満たす。

それゆえ、仮に、本外国指標連動証券が前記のとおり上場されている場合には、かかる本外国指標連動証券に関する利息は、発行会社が英国において銀行業を営むか否かにかかわらず、又は、利息が発行会社の通常の業務の過程において支払われるか否かにかかわらず、英国の租税に関して源泉徴収又は控除なくして支払われることとなる。

(c) 一定の本外国指標連動証券所持人に対する利息の支払い

支払いが行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合には、本外国指標連動証券に関する支払いは、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく行われることがある。

- (i) 本外国指標連動証券につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払いに関して英国法人税の課税対象となっていること。
- (ii) 支払いが本件法第936条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、HMRCが、(かかる利息の支払いが、支払いが行われる時点において「除外される支払い」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において)税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(d) 本外国指標連動証券の満期が365暦日未満の場合

発行日から1年未満を満期日とする本外国指標連動証券で、かつ、1年又は数年を期間とする借入のために供する目的において発行されない本外国指標連動証券に関する利息もまた、英国の所得税上、源泉徴収されることなく支払いがなされる可能性がある。

(e) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税規定(上記のものとは異なるものとなる。)若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約によりHMRCから別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本外国指標連動証券の利息の支払いから英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約によりHMRCから別途の指示を受けた場合を除いて、英国の課税上、かかる支払いが利息に該当しないものの、年次の支払い又は(現物決済が可能な本外国指標連動証券の場合は)「マニユファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本外国指標連動証券の支払いから英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(f) 解釈

上記の「利息」への言及は、英国税法上の解釈による「利息」をいい、特に、プレミアム付きで償還される本外国指標連動証券の償還額のうちプレミアム部分は、上記の源泉徴収税に関する規定が適用される利息の支払いに該当する可能性がある。特定の場合においては、これは割引額にて発行される本外国指標連動証券の割引額についてもあてはまる可能性がある。上記の記載は、その他の法律上有効な、又は本外国指標連動証券の要項若しくはその関連書類により規定される、「利息」又は「元本」の異なった定義を勘案したものではない。

2.2 報告要件

特定の状況においては、HMRCは情報を取得する権限を有する。HMRCが情報を取得できる者には、本外国指標連動証券から生じた支払いを受領する者(又はかかる支払いを受領する権利を有する者)、(別の者から受領した、又は別の者を代理して行われた)かかる支払いを行う者、利息の支払い若しくは貸記を行い又はこれらを仲介する者、その他の者を代理して本外国指標連動証券に関する取引(本外国指標連動証券の発行を含む。)を実行する者又はかかる取引の当事者となっている者、本外国指標連動証券に関する取引に関連する登録機関又は管理機関、及び本外国指標連動証券について登録又は記録された各所持人が含まれる。また、HMRCが取得できる情報には、本外国指標連動証券の実質所有者の詳細、本外国指標連動証券がその者のために保有されている者又は支払いがその者に対して行われる者(複数名存在する場合は、それぞれの持分)の詳細、本外国指標連動証券に関する取引に関連する情報及び書類、並びに(英国で受領又は保持される金員について支払われ又は貸記される利息に関しては)それに基づき利息の支払いが行われる本外国指標連動証券の固有情報が含まれる。

特定の状況においては、HMRCが上記の権限を用いて取得した情報が他の法域の税務当局との間で交換される場合がある。

2.3 英国の印紙税及び印紙税保留税

(a) 発行

一般に、本外国指標連動証券の発行に対して英国の印紙税又は印紙税保留税(以下「SDRT」という。)は課されない。但し、下記(i)、(ii)及び(iii)のすべての条件が満たされる場合には、本外国指標連動証券の発行に対して1.5%の税率によるSDRTが課される場合がある。

- (i) 本外国指標連動証券が「免除される借入資本」(下記参照)に該当しないこと。
- (ii) 本外国指標連動証券が、資本税指令(理事会指令2008/7/EC)第5条(2)の範囲に含まれていないこと。
- (iii) 本外国指標連動証券が、預託証券の発行者又はクリアランス・サービス(又はそれらのノミニ)に対して発行されること。

本外国指標連動証券は、それが「借入資本」(1986年財政法第78条に定義)に該当し、かつ、下記の4つの権利のうちいずれも付されていない(また、下記(ii)乃至(iv)の場合には、いずれも付されたことがない)場合に、「免除される借入資本」に該当することとなる。

- (i) 有価証券の所持人のための、有価証券を株式若しくはその他の有価証券に転換することを選択する権利、又は株式若しくはその他の有価証券(同じ内容の借入資本を含む。)を取得する権利。
- (ii) その金額が、資本の名目金額に対する合理的な商業リターンを上回る利息に対する権利。
- (iii) その金額が、程度を問わず、事業若しくはその一部の業績、又はいずれかの資産の価値を参照して決定されるものであり又はそのように決定されることとなった、利息に対する権利。
- (iv) 払戻しに関して、資本の名目金額を上回り、かつロンドン証券取引所のオフィシャル・リストに掲載されている借入資本の発行条件に基づいて一般的に(同等の資本の名目金額に対して)払い戻される金額に合理的に相当しない金額に対する権利。

(b) 本外国指標連動証券の譲渡

クリアランス・サービスを介して保有される本外国指標連動証券に対する権利の譲渡は、第97条Aに基づく選択を行っていない限り、英国の印紙税又はSDRTを発生させるものではない。

本外国指標連動証券が、免除される借入資本に該当せず、かつクリアランス・サービスを介して保有されていない場合には、以下が適用される。

- (i) かかる本外国指標連動証券を譲渡する合意がなされた場合、課税対象となる対価に対して0.5%の税率でSDRTが課される可能性がある。
- (ii) また、かかる本外国指標連動証券を譲渡するためのあらゆる書類について、0.5%の印紙税が課される可能性がある。

但し、印紙税に関する債務が、SDRTに関する債務が発生してから6年以内に支払われた場合には、SDRTに関する債務は取り消され、又は(場合によっては)払い戻される。

(c) 本外国指標連動証券の償還又は決済

本外国指標連動証券について現物決済が可能な場合、特定の場合においては、本外国指標連動証券の現物決済に対して0.5%の印紙税又はSDRTが課される可能性がある。かかる印紙税又はSDRTが課される場合において、決済が預託証書システム又はクリアランス・サービスに対する関連資産の移転によって行われる場合には、印紙税は1.5%とより高い税率で課される可能性がある。

(d) クリアランス・サービス

前記において、ユーロクリア・バンク及びクリアストリーム・ルクセンブルクが運営する決済システムは「クリアランス・サービス」に該当するが、ユーロクリア・ユーケー・アンド・アイルランドが運営するCRESTシステムは「クリアランス・サービス」に該当しない。

3. 欧州連合の課税について

3.1 提案されている金融取引税(以下「FTT」という。)

2013年2月14日、欧州委員会は、ベルギー、ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、オーストリア、ポルトガル、スロベニア及びスロバキア(以下「参加加盟国」という。)における共通のFTTに関する指令のための提案(以下「委員会提案」という。)を公表した。但し、エストニアはその後不参加を表明した。

委員会提案は範囲が非常に広いものであり、同提案が導入された場合、特定の状況においては、本外国指標連動証券に関する特定の取引(流通市場における取引を含む。)に適用される可能性がある。規制(EC)第1287/2006号第5条(c)に記載の発行市場取引に関しては、適用除外となる見込みである。

委員会提案では、FTTは特定の状況においては、参加加盟国の内外に所在する者に対して適用される可能性がある。一般に、少なくとも1名の当事者が金融機関であり、少なくとも1名の当事者が参加加盟国で設立されている場合に、本外国指標連動証券に関する特定の取引に適用されることとなる。金融機関は、(a)参加加盟国内で設立されている者と取引を行うことによって、又は(b)取引の対象となる金融商品が参加加盟国で発行されている場合など、幅広い状況下において参加加盟国で「設立」されたものであると判断され、又は「設立」されているとみなされる可能性がある。

しかしながら、FTTに関する提案及び実施については、今後参加加盟国の間で協議が行われる予定であり、かかる税金の範囲及び導入については不明確である。前記以外のEU加盟国が参加を決定する可能性もある。

本外国指標連動証券の所持人になろうとする者は、FTTに関して各自専門家の助言を受けることを推奨される。

4. 非米国所有者に対する米国の課税について

以下は、本外国指標連動証券を所有すること以外に米国と関係を持たない非米国所有者が本外国指標連動証券を取得、所有及び処分した場合における、米国連邦所得税関連の重要な影響の一部を要約したものである。本項において「非米国所有者」とは、以下のいずれかに該当する本外国指標連動証券の実質所有者をいう。(i) 米国連邦所得税の課税上、非居住者である外国の個人、(ii) 米国連邦所得税の課税上の外国法人、又は(iii) 純収益ベースでその収益に米国連邦所得税が課されない不動産若しくは信託。投資家が非米国所有者でない場合には、本外国指標連動証券への投資に関する米国連邦所得税の課税上の取扱いについて、自身の税務顧問に相談するべきである。また本項は、満期が30年以上であるか満期のない本外国指標連動証券に対しては適用されない。

本要約は1986年内国歳入法(以下「内国歳入法」という。)、同法に基づき発布された米国財務省規則、並びに現在施行されている(又は場合によっては提案されている)判決及び決定の解釈に基づくものであり、これらの法律、規則、判決及び決定はすべて、変更されうるものである。かかる変更のいずれも、遡及的に適用される可能性があり、本書に記載の米国連邦所得税の課税上の結果に不利な影響を及ぼすおそれがある。本外国指標連動証券の購入を検討中の投資家は、各自が置かれている特定の状況に対する米国連邦所得税法の適用、並びにその他の課税法域の法律に基づいて生じる、本外国指標連動証券の購入、受益的所有及び処分による結果について、各自の税務顧問に相談するべきである。

投資家は、本外国指標連動証券の購入、所有及び処分による米国連邦税、州税、地方税及びその他の税金に関する課税上の影響について、各自の税務顧問に相談するべきである。

4.1 非米国所有者に関する米国連邦税の取扱い

一般に、また以下の項の記載を条件として、本外国指標連動証券に関する非米国所有者への支払い、及び非米国所有者による本外国指標連動証券の売却、交換、償還その他の処分により実現される利益には基本的に米国連邦所得税又は源泉徴収税は課されないが、非米国所有者が適用ある税金に関する識別及び証明に関する要件に従うことを条件とする。

国税庁(以下「IRS」という。)は2007年に、本外国指標連動証券の非米国所有者に影響を及ぼしうる通達を発表した。かかる通達によれば、IRS及び財務省は、本外国指標連動証券等の証券の所持人が時価基準による経常収益の計上を義務付けられるべきか等の問題を活発に検討している。最終的に発布されるガイダンス(もしあれば)がどのようなものになるかは、判断することができない。しかしながら、かかるガイダンスに基づき、最終的に本外国指標連動証券の非米国所有者が時価基準により収益を計上することを義務付けられ、また本外国指標連動証券の非米国所有者がみなし収益発生額及び/又はかかる本外国指標連動証券についてなされたその他の支払いに対して源泉徴収税を課される可能性がある。加えて、米国連邦所得税法の下で本外国指標連動証券について別の取扱いがなされる可能性がある。かかる別の取扱方法の一つとして、投資家はかかる本外国指標連動証券の原資産を所有しているものとして取り扱われる可能性がある。

4.2 米国の外国口座税務コンプライアンス法に基づく源泉徴収

FATCAに基づき、発行会社(及び支払手続に関与する仲介機関)は、本外国指標連動証券の各所持人に対し、当該所持人及びその一定の所有者に関する証明書及び識別情報の提供を要求することができる。かかる情報が提供されない場合又は一定の米国外金融機関がFATCAを遵守しない場合には、当該所持人への支払金(決済金及び総受取金を含む。)につき30%の税金を源泉徴収することが発行会社(又は仲介機関)に義務づけられることがあり、発行会社及びその他の者は、この源泉徴収に関して追加額を支払わない。かかる源泉徴収は、現在FATCAの源泉徴収の対象となっている米国源泉の支払いの場合を除き、2019年1月1日より前には開始されない。一般に、発行会社は、本外国指標連動証券に関する支払いが米国源泉として取り扱われることは予測していない(但し、IRSがかかる取り扱いを行おうとしないという保証は一切ない。)

FATCAは複雑なものであり、発行会社、本外国指標連動証券及び投資家に対するその適用は、現在及び将来の不確定要素の影響を受けるとともに、これらの当事者によるFATCAの遵守状況にかかっている。投資家は、FATCAについてより詳細な説明を受け、この法律が各投資家の置かれている特定の状況において投資家にどのような影響を及ぼすかを把握するために各自の税務顧問に相談するべきである。

グロスアップの不存在

発行会社は、本外国指標連動証券の所持人に対し、FATCAに関連して源泉徴収された税金又は米国の源泉徴収税を補償することを目的とした追加的支払いを行わない。

指数の概要

本書には、本指数であるS&P 500 VIX中期先物指数トータル・リターン及びS&P 500 VIX短期先物指数トータル・リターンに連動する本外国指標連動証券を原資産とする本受益権が含まれている。かかる指数の特徴については、以下を参照されたい。

関連する指数(そのボラティリティ並びに過去及び将来のパフォーマンスを含む。)、方法論に関する詳細、各指数の構成及び方針に関する情報は、<http://eu.spindices.com/indices/strategy/sp-500-vix-short-term-index-mcap>又は<https://eu.spindices.com/indices/strategy/sp-500-vix-mid-term-futures-index>にて関連するブルームバーク・ティッカーを参照することで入手できる。

概説

要点

過去の実績に照らすとVIX指数はS&P 500と逆相関関係にあり、株式市場一般の潜在的な下落に対するヘッジ手段として有用と考えられている。現物のVIXを複製することは実際問題として困難であるが、VIX先物及びオプションについては市場が存在することから、その取引を通じてS&P 500に含まれるボラティリティに対する投資家の見方が明らかになる。

シリーズに属する指数

S&P 500 VIX 先物指数シリーズは、次の指数から構成される。

S&P 500 VIX 短期先物指数。この指数は、一番限月及び二番限月のVIX先物契約の日次ローリング・ロング・ポジションから得られる収益を測定する。

S&P 500 VIX 2M 先物指数。この指数は、二番限月及び三番限月のVIX先物契約の日次ローリング・ロング・ポジションから得られる収益を測定する。

S&P 500 VIX 3M 先物指数。この指数は、三番限月及び四番限月のVIX先物契約の日次ローリング・ロング・ポジションから得られる収益を測定する。

S&P 500 VIX 4M 先物指数。この指数は、四番限月及び五番限月のVIX先物契約の日次ローリング・ロング・ポジションから得られる収益を測定する。

S&P 500 VIX 中期先物指数。この指数は、四番、五番、六番及び七番限月のVIX先物契約の日次ローリング・ロング・ポジションから得られる収益を測定する。

S&P 500 VIX 6M 先物指数。この指数は、五番、六番、七番及び八番限月のVIX先物契約の日次ローリング・ロング・ポジションから得られる収益を測定する。

S&P 500 VIX 先物タームストラクチャー指数。この指数は、100%の加重でのS&P 500 VIX 中期先物指数のロング・ポジション及び50%の加重でのS&P 500 VIX 短期先物指数のショート・ポジションから得られる収益を測定する。ウェイトの配分調整は日次に行なわれる。

S&P 500 VIX 短期先物インバース日次指数。この指数は、S&P 500 VIX 短期先物指数をインバース(-1倍)した指数のパフォーマンスを測定する。

S&P 500 VIX 中期先物インバース日次指数。この指数は、S&P 500 VIX 中期先物指数をインバース(-1倍)した指数のパフォーマンスを測定する。

S&P 新興市場ボラティリティ短期先物指数。この指数は、一番限月及び二番限月のCBOE新興市場ETFボラティリティ指数(VXEEM)先物契約の日次ローリング・ロング・ポジションから得られる収益を測定する。

S&P 500 VIX 期近物先物指数。この指数は、満期日の3日前の二番限月契約への乗換えを行う最初のVIX先物契約のロング・ポジションから得られる収益を測定する。

各指数についてトータル・リターンが計算されるが、これには各指数の名目数値について3ヶ月物の米国財務省証券の利率に基づく利子及び各指数への再投資が組込まれる。

指数の仕組

手法

指数は先物の最終取引日と満期日の間の全期間にわたり連続的に乗換えを行なうVIX先物のロング・ポジション(及び/又は、概説の箇所で記述したように、その他の指数のショート・ポジション)から得られる収益をモデル化している。指数のトータル・リターンには、指数の名目数値についての利子及び指数への再投資が組込まれる。利子は3ヶ月の米国財務省証券の利率で計上される。

S&P 500 VIX 短期先物指数は、満期日が隣接する二つのVIX先物契約のローリング・ロング・ポジションから得られる収益を測定する。当該指数は毎月通して日々連続的に一番限月のVIX先物契約から二番限月のVIX先物契約に乗換えを行なう。

S&P 500 VIX 中期先物指数は、満期日が隣接する四つのVIX先物契約のローリング・ロング・ポジションから得られる収益を測定する。当該指数は毎月通して日々連続的に四番限月の先物契約から七番限月の先物契約に乗換えを行なう一方で残りの二つの契約のポジションを維持する。

表1：対象先物契約及び先物契約の乗換え

指数の名称	対象先物契約	退出先物契約 (m番)	組入先物契約 (n番)
S&P 500 VIX 短期先物指数	一番、二番	一番	二番
S&P 500 VIX 中期先物指数	四番、五番、六番、七番	四番	七番

VIX先物指数トータル・リターン(TR) の計算方法

各指数の名目数値について3ヶ月物の米国財務省証券の利率による利子が組込まれる当該指数のトータル・リターンの計算は以下による。

$$IndexTR_t = IndexTR_{t-1} * (1 + CDR_t + TBR_t)$$

ここで

$IndexTR_{t-1}$ = 前営業日における当該指数のトータル・リターン

CDR_t = 次式により算定される先物契約の日次収益

$$CDR_t = \frac{TDWO_t}{TDWI_{t-1}} - 1$$

ここで

$t-1$ = 前営業日

$TDWO_t$ = t 営業日に得られる加重合計値(各当該指数について次式により算定される。)

$$TDWO_t = \sum_{i=m}^n CRW_{i,t-1} * DCRP_{i,t}$$

$TDWI_{t-1}$ = $t-1$ に得られる加重合計値(各当該指数について次式により算定される。)

$$TDWI_{t-1} = \sum_{i=m}^n CRW_{i,t-1} * DCRP_{i,t-1}$$

ここで

$CRW_{i,t}$ = t 営業日における i 番限月のVIX先物契約のロール・ウェイト

$DCRP_{i,t}$ = t 営業日における i 番限月のVIX先物契約の日次先物契約参照価格

$m = t$ 営業日に退出する先物契約の限月。表1を参照のこと。

$n = t$ 営業日に編入される先物契約の限月。表1を参照のこと。

TBR_t = 財務省証券利回り(次式により算定される。)

$$TBR_t = \left[\frac{1}{1 - \frac{91}{360} * TEAR_{t-1}} \right]^{\frac{\Delta t_{t-1}}{91}} - 1$$

Del_t = 現営業日と前営業日との間の暦日数

TBAR_{t-1} = 営業日時点における91日物米国財務省証券の直近週間最大割引率。通常、割引率は米国財務省により毎月曜日に公表される。銀行休業日にあたる月曜日については、前週の金曜日の割引率が適用される。

先物契約の配分調整

S&P 500 VIX 期近物先物指数を除く全ての指数について、ロール期間は、月次のCBOE VIX 先物決済日(翌月のS&P 500 オプション期日の30暦日前の水曜日)の前日にあたる火曜日の取引終了後に開始し、翌月のCBOE VIX 先物決済日の前日にあたる火曜日まで続く。このように指数は連続して乗換えられる。現ロール期間終了後の営業日に次のロール期間が開始する。

任意の t 営業日の当該指数の各契約のコントラクト・ロール・ウェイト($CRW_{i,t}$)は、以下のように算定される。

S&P 500 VIX 短期先物指数

$$CRW_{m,t} = 100 * \frac{dr}{dt}$$

$$CRW_{n,t} = 100 * \frac{dt - dr}{dt}$$

ここで

dt = 最初に到来するCBOE VIX 先物決済日(当該日を含む。)に開始して次に到来するCBOE VIX 先物決済日(当該日は除かれる。)に終了する現在のロール期間における営業日の合計数。月間に導入された新たな休日又は予定外の市場閉鎖があっても当該営業日の数は不変とする。

dr = 翌営業日(当該日を含む。)に開始して次に到来するCBOE VIX 先物決済日(当該日は除かれる。)に終了するロール期間における営業日の合計数。月間に新たな休日導入された場合は、当該休日より前の営業日の時点では当該休日は営業日の数に含まれる。

当該火曜日の取引終了後にロール期間が開始し、すべてのウェイト比率が期近の(一番限月の)先物契約に配分される。以後、営業日毎に保有する一番限月のVIX 先物の一部分が売却され、期先の(二番限月の)VIX 先物が名目で等量分買付けられる。当該一部分すなわち数量は、直前の指数乗換え日時点の一番限月VIX先物契約数に比例し、現在のロール期間の残存期間に反比例する。このように一番限月の先物契約の当初ポジションは、ひと月にわたって二番限月の先物契約に徐々に移し替えられ、それまで二番限月であった先物契約が一番限月となる時点で次のロール期間が開始する。

上記による取引に加え、当該指数への投資残高の変動が、各先物契約の価格変動のみに起因し、取引価格の高い方の先物契約に用いるウェイトの違いが原因にならないよう、各指数の構成銘柄のウェイトも日次に調整される。

S&P 500 VIX 中期先物指数

$$CRW_{m,t} = 100 * \frac{dr}{dt}$$

$$CRW_{i,t} = 100$$

$$CRW_{j,t} = 100$$

$$CRW_{n,t} = 100 * \frac{dt - dr}{dt}$$

当該火曜日の取引終了後にロール期間が開始し、単一均等のウェイト比率が四番、五番、六番及び七番限月の各先物契約に配分される。以後、営業日毎に保有する最も短期の(四番限月の)VIX 先物の一部分が売却され、最も長期の(七番限月の)VIX 先物が名目で等量分買付けられる。当該一部分すなわち数量は、直前の指数乗換

え日時点の四番限月のVIX 先物契約数に比例し、現在のロール期間の残存期間に反比例する。このように四番限月の先物契約の当初ポジションは、ひと月にわたって七番限月の先物契約に徐々に移し替えられ、それまで五番限月だった先物契約が新たに四番限月となり、上記プロセスの再開が再開されて当該先物契約は毎日売却されることになる。

上記による取引に加え、当該指数への投資残高の変動が、各先物契約の価格変動のみに起因し、取引価格の高い方の先物契約に用いるウェイトの違いが原因にならないよう、各指数の構成銘柄のウェイトも日次に調整される。

基準日

各指数の基準日は2005年12月20日であり、その日の基準数値を100,000としている。

過去の数値の諸前提

2008年4月より前は、一番限月から七番限月まで連続してすべてのVIX先物が上場されていたわけではなかった。過去のS&P 500 VIX先物指数を計算するために、以下の諸前提のもとに近傍の上場先物契約から得られたVIX先物契約価格による線形補間を行った。

i 番限月の先物は上場されていなかったが、 $i+1$ 番限月及び $i-1$ 番限月の先物が上場されていた場合は、次の線形補間を前提とした。

$$DCRP_{i,t}^2 = DCRP_{i-1,t}^2 + \frac{BDays(T_i - T_{i-1})}{BDays(T_{i+1} - T_{i-1})} (DCRP_{i+1,t}^2 - DCRP_{i-1,t}^2)$$

i 番限月及び $i+1$ 番限月の先物は上場されていなかったが、 $i+2$ 番限月及び $i-1$ 番限月の先物が上場されていた場合は、次の線形補間を前提とした。

$$DCRP_{i,t}^2 = DCRP_{i-1,t}^2 + \frac{BDays(T_i - T_{i-1})}{BDays(T_{i+2} - T_{i-1})} (DCRP_{i+2,t}^2 - DCRP_{i-1,t}^2)$$

i 番限月、 $i+1$ 番限月、及び $i+2$ 番限月の先物が上場されていなかった場合は、次の線形補間を前提とした。

$$DCRP_{i,t}^2 = DCRP_{i-1,t}^2 + \frac{BDays(T_i - T_{i-1})}{BDays(T_{i-1} - T_{i-2})} (DCRP_{i-1,t}^2 - DCRP_{i-2,t}^2)$$

ここで

$T_i = i$ 番限月のVIX先物契約の最終取引日

$BDays =$ 各VIX先物契約の最終取引日の間の営業日の数

指数のガバナンス

指数委員会

商品指数委員会がS&P VIX 先物指数を維持管理する。委員会の全てのメンバーは、S&Pダウジョーンズ・インデックス社の常勤の専門家である。委員会は四半期ごとに開催される。会議の都度、委員会は市場の重要事象について検討を行う。また委員会は、配分調整及びその他の事項に関して指数の方針を改訂することができる。

S&Pダウジョーンズ・インデックス社は、指数の変更及び市場を動かす可能性のある重大な関連事項に関する情報について検討を行なう。そのため指数委員会の議論はすべて部外秘である。

品質保証及びメソドロジーに関する内部的レビューに関する情報については、S&Pダウジョーンズ・インデックス社のウェブサイト(www.spdji.com)に設置された、S&Pダウジョーンズ・インデックスの商品指数に関する方針及び実践に係る書類から参照可能である。

指数の方針

公表

日々の指数の数値の公表は、市場終了後に毎日行なわれる。

休日

指数は休日及び週末を除きCBOE先物取引所が開かれている場合は日次に計算される。

1年の完全な休日のスケジュールは、www.spdji.comから参照可能である。

市場の予定外の閉鎖及び新規の休日

コンピュータ障害、停電、天候状態など予期しない事象により取引所が定時前に閉場を余儀なくされた場合、S&Pダウジョーンズ・インデックス社は、CBOE先物取引所が公表した直近の先物価格の終値に基づき指数値を計算する。当日分の乗換えは、上記「先物契約の配分調整」の項に従った上でCBOEの翌営業日に持ち越される。予期しない事情により取引所を開場できない場合、S&Pダウジョーンズ・インデックス社は当日の指数の公表の見送りを決定できる。日次ローリングのパーセンテージは、指数が一番限月に係る契約から二番限月に係る契約に完全に乗り換えした日に決定され、当該月を通して維持される。仮に指数が、当該月の間において、予見しない事情により計算又は公表されない場合には、当該日における乗換えポジションはCBOEの翌営業日に持ち越される。かかる月における残りの日次ローリングのパーセンテージは変更しない。

指数計算の対象となる月に新たな休日を取引所が導入した場合、当該日の指数は公表されず、当日分の乗換えは、上記「先物契約の配分調整」の項に従った上でCBOEの翌営業日に持ち越される。

市場の予定外の閉鎖に関するさらなる情報については、S&Pダウジョーンズ・インデックス社のウェブサイト(www.spdji.com)に設置された、S&Pダウジョーンズ・インデックスの商品指数に関する方針及び実践に係る書類から参照可能である。

先物契約の上場廃止

ある指数の構成銘柄の一つ又は複数の先物契約が上場されなくなった場合、同時点で影響を受ける指数について公表を中止することができる。

計算及び評価に関する障害、専門的判断、情報の序列階層、誤りの訂正に関する情報については、S&Pダウジョーンズ・インデックス社のウェブサイト(www.spdji.com)に設置された、S&Pダウジョーンズ・インデックスの商品指数に関する方針及び実践に係る書類から参照可能である。

本外国指標連動証券は、スタンダード・アンド・プアーズ・フィナンシャル・サービシズ・エルエルシー(以下「S&P」という。)及びシカゴ・オプション取引所(以下「CBOE」という。)の出資又は支持を受けておらず、これにより販売又は推奨されていない。S&P及びCBOEは、発行会社の本外国指標連動証券の所有者又は一般人に対し、証券一般への投資の当否について、発行会社の本外国指標連動証券への投資の当否について、又は当該指数の市場パフォーマンスの追跡能力について、明示的にも黙示的にもいかなる表明保証も行わない。S&P及びCBOEと発行会社との唯一の関係は、S&P及びCBOEの一定の商標又は商号並びに、発行会社及び本外国指標連動証券とは無関係に決定され、組み立てられ、計算される指数の使用の許諾に関する関係である。コモディティー・インデックスの決定、組立て又は計算に際し、S&Pは、発行会社又は発行会社の本外国指標連動証券の所有者の要求を考慮する義務を負わない。S&P及びCBOEは、発行会社の本外国指標連動証券の価格及び金額若しくはその発行時期若しくは販売時期の決定又はその現金化に用いられる方程式の決定若しくは計算について責任を負わず、またこれに関与したことはない。S&P及びCBOEは、本外国指標連動証券の管理、マーケティング又は取引に関し、いかなる義務も責任も負わない。

S&P、その子会社、ライセンスを受けた第三者(CBOEを含む。)は、指数若しくはその関連データ若しくはそれに関する口頭若しくは書面による通信(電子通信を含む。)等を含む通信の妥当性、正確性、適時性又は完全性を保証しない。S&P、その子会社、ライセンスを受けた第三者(CBOEを含む。)が、これらの誤り、不備、遅延に対する損害賠償又は責任を問われることはない。S&P及びCBOEは、これらに含まれたマーク、指数及びデータに関して、特定の目的や使用の市場性若しくは適切性に関し、明示的にも黙示的にも保証せず、また、全ての保証を明示的に否認する。上記の内容に限定されることなく、いかなる場合においても、S&P、その子会社、ライセンスを受けた第三者(CBOEを含む。)は、契約、不法行為、厳格責任又はその他において、間接的損害、特別損害、偶発損害、懲罰的損害又は派生的損害(利益の損失、営業損失、逸失した時間、のれんを含むがこれらに限定されない。)の可能性について助言を受けていたとしても、これらの損害について責任を負わない。

Standard & Poor's[®]、S&P[®]、S&P 500[®]、Standard & Poor's 500[™]、S&P 500 VIX 短期先物TM及びS&P 500 VIX 中期先物TMは、S&P又はその後継者(以下「インデックス・スポンサー」という。)の登録商標であり、発行会社の使用のためにライセンスされている。VIXはCBOEの登録商標であり、S&Pの使用のためにライセンスされている。

インデックス・スポンサーは、これらの指数を使用することにより得られる結果につき、明示的にも黙示的にも表明保証も行わない。インデックス・スポンサーは、これらの指数に含まれたマーク、指数及びデータに関して、特定の目的や使用の市場性若しくは適切性に関し、明示的にも黙示的にも保証せず、また、全ての保証を明示的に否認する。上記の内容に限定されることなく、いかなる場合においても、間接的損害、懲罰的損害、特別損害、又は派生的損害、利益の損失、機会の損失、その他の財産上の損害について、たとえそれらの可能性について助言を受けていたとしても、これらの損害について責任を負わない。

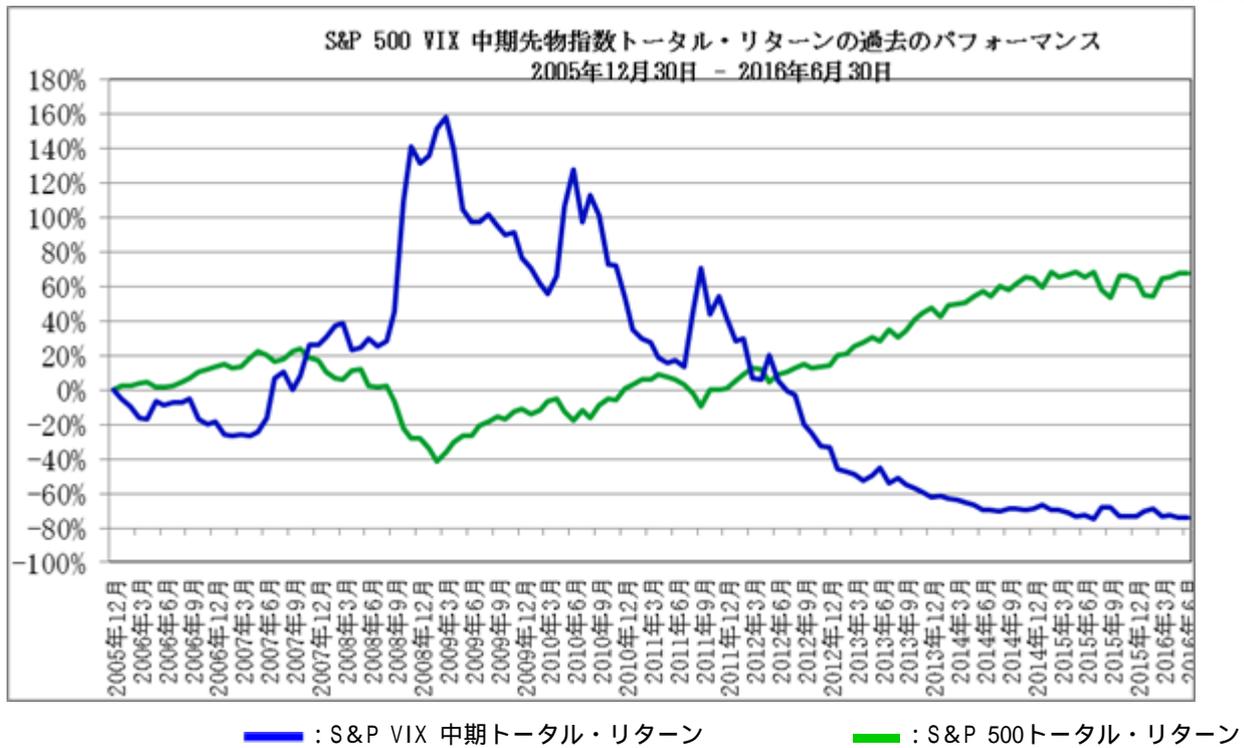
インデックス・スポンサー、その関係会社、子会社、又はそれらの会社の取締役、役員、従業員、代表者、受任者若しくは代理人は、指数に関する決定若しくは作為(不決定若しくは不作為)、指数の水準の公表(若しくは、かかる水準の非公表)、指数の使用若しくは個々の水準の使用に関して、何人に対しても(過失に基づくものであったかどうかにかかわらず)を負わない。加えて、インデックス・スポンサーは、従前に、間違っただけで公表された情報(指数の水準を含むが、これに限らない。)を訂正するために調整を行う権利を留保しているものの、インデックス・スポンサーは、かかる調整を行う義務はなく、かかる誤りや記載漏れに関していかなる責任も負わない。

本ディスクレームは、法律によって許される除外・制限の範囲内で、除外・制限を行うものである。

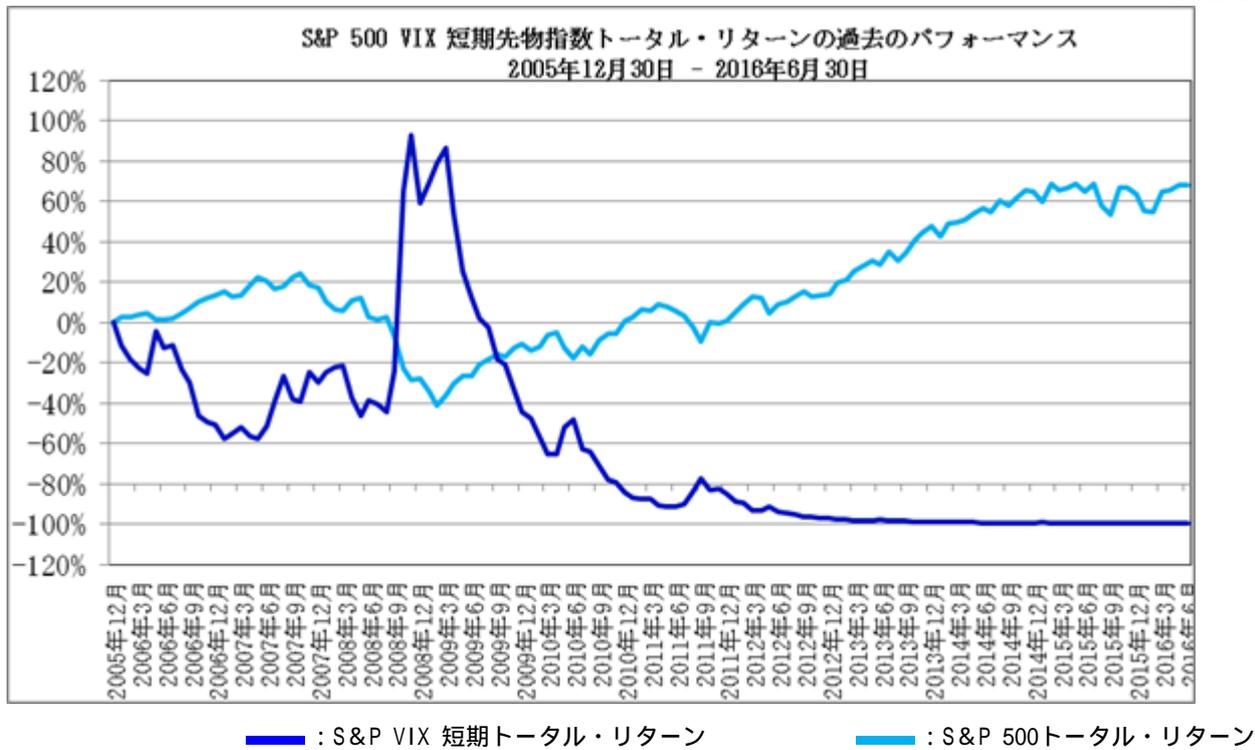
本指数の過去のパフォーマンス

次のグラフは2005年12月以降の本指数のパフォーマンスを示す。2005年12月30日から指数の開始日までのデータは、本指数が2005年12月20日に設定され、当該時点から上記の方法を基に計算されていたと仮定した場合の仮想数値である。指数の開始日(当該日を含む。)以後のデータは、当該本指数の該当日における実際の数値である。

以下に示す本指数の過去のパフォーマンスは、将来のパフォーマンスの目安とみなされるべきではなく、関連する本外国指標連動証券の満期時又は償還時にその元本金額と同額又はそれを上回る金額を所持人にもたらすほど十分に関連する本指数の数値が増加する保証は一切ない。



過去のパフォーマンスは将来の成果の目安とはならない。



過去のパフォーマンスは将来の成果の目安とはならない。

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

以下の「リスク要因」の項において、本外国指標連動証券について記載されたリスクは、本外国指標連動証券を原資産とする本受益権に関するリスクでもあることに留意されたい。

リスク要因

投資家は、これらの主要リスク(関係本指数に適用されるあらゆるリスクを含む。)について評価した場合にのみ本受益権の原資産である本外国指標連動証券(以下、本「リスク要因」の項において、「本外国指標連動証券」という。)への投資を行うべきである。複数のリスク要因が同時的影響又は複合的影響を及ぼす可能性があり、かかる影響は予測不能である可能性がある。特に、各リスク要因の組合せにより、本外国指標連動証券の価値及び償還価額に及ぼしうる影響について保証を与えることはできない。ある要因の影響が、別の要因の影響によって相殺又は増幅される可能性がある。

以下のリスクは網羅的ではない。発行会社が現在認識していない、又は発行会社が現在重要でないと考えているその他のリスク及び不確実性の中には、発行会社の事業、業務、財政状態若しくは将来の見通し又は本外国指標連動証券の価値及び償還価額に重大な影響を及ぼしうるものが存在する可能性がある。

投資家は、本外国指標連動証券が自身にとって適切であるか否かを判断するにあたり、以下のリスクに関する記載を慎重に検討するべきである。

リスクに関する注意

投資家が本外国指標連動証券への投資額の一部又は全部を喪失しうる状況が多数存在する。

本外国指標連動証券の条件には、満期時における額面金額又は発行価格に関する最低予定支払額の規定はない。原資産のパフォーマンスによっては、投資家は投資額の一部又は全部を喪失する可能性がある。

本外国指標連動証券に基づき支払われるべき金額の支払いは、期限到来時に債務を履行する発行会社の能力に依存している。本外国指標連動証券は無担保の債務である。本外国指標連動証券は預金ではなく、また本外国指標連動証券は英国の金融サービス補償機構又はその他の預金保護保険制度により保護されていない。したがって、発行会社が破綻した場合、又はその他本外国指標連動証券に基づくその支払義務を履行することができない場合には、投資家は投資額の一部又は全部を喪失することとなる。

また、投資家は以下の状況においても投資額の一部又は全部を喪失する可能性がある。

満期前の本外国指標連動証券の市場価格は、投資家が支払う購入価格を大幅に下回る可能性があり、その結果、投資家が予定満期日より前に本外国指標連動証券を売却した場合には、投資家が受け取る金額は当初の投資額を大幅に下回る可能性がある。

本外国指標連動証券は、一定の特別な状況においては予定満期日より前に償還される可能性があり、その場合、投資家に支払われる早期償還金額は、投資家が本外国指標連動証券について支払った金額を下回る可能性がある。

本外国指標連動証券の条件は、一定の状況においては発行会社又は計算代理人によって調整される可能性があり、その影響として投資家に支払われる金額が投資家の当初の投資額を下回る可能性がある。

本外国指標連動証券に基づく債務を履行する発行会社の能力に影響を及ぼしうる要因

1. 本外国指標連動証券に基づく債務を履行する発行会社の能力及び本外国指標連動証券の状態に関連するリスク

発行会社は大手の国際的な金融サービス会社であるため、多種多様なリスク(これらのリスクは規模が大きく、その事業に内在するものであり、かつ期限到来時における本外国指標連動証券に基づく支払いその他の義務を履行する能力に影響を及ぼしうる。)に直面する。これらのリスクには、流動性リスク、市場リスク、信用リスク、オペレーションリスク、風評リスク、法務・規制・コンプライアンス関連のリスク、訴訟及びその他の偶発債務、競合リスク、顧客、取引先及び取引相手の財務状態、経済上、財政上、政治上又は法律上の不利な展開、クロスボーダー及び外国為替に関するリスク、災害的事象、見積り及び評価に由来するリスク、並びに戦略に関するリスクが含まれる。

本外国指標連動証券は、発行会社の直接、無担保かつ非劣後の債務であり、そのそれぞれが同順位である。本外国指標連動証券は無担保債務であり、預金ではなく、英国の金融サービス補償機構又はその他の預金保護保険制度により保護されていない。したがって投資家は発行会社の信用力に関するリスクにさらされており、発行会社の信用力又は認識されている信用力(発行会社の信用格付の実際の変更又は予想されている変更により測定されるものであるか否かを問わない。)が悪化した場合、本外国指標連動証券の価値に不利に影響する可能性がある。

2. 銀行破綻処理に関する規制の枠組み

英国銀行法は、イングランド銀行(又は一定の状況においては英国財務省)が、英国における銀行の破綻処理を行うことを認める制度を規定している。以下の「(発行会社のような)当グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置が、本外国指標連動証券の価値に重大な悪影響を与える可能性がある。」の項を参照のこと。

3. (発行会社のような)当グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置が、本外国指標連動証券の価値に重大な悪影響を与える可能性がある

このリスク要因は、英国の規制当局が有する、破綻している金融機関を救済するための措置を講じる権限に関連した現在のリスク及び影響の概要を示している。

「当グループ」とは、パークレイズ・ピーエルシー及びその子会社をいう。銀行再建・破綻処理指令(「BRRD」)は、金融機関及び投資会社並びにその子会社及び一定の持株会社の再建並びに破綻処理に関するEU規模の体制について定めている。BRRD(ベイルイン・ツールを含む。)は、FCA及びPRAの関連規則の大多数とともに、英国において2015年1月に施行された。負債に関するベイルインの契約上の認識について定めたPRAの最終規則は、2016年1月1日に発効した。BRRDが定める大多数の要件(ベイルイン・ツールを含む。)は、2009年英国銀行法(「英国銀行法」)の修正によって施行された。ベイルイン・ツールに関するより詳しい情報については、「英国の破綻処理当局は発行会社及び本外国指標連動証券に関してベイルイン・ツールを行使することができ、その結果として、投資家は投資の一部又は全額を失うこととなる可能性がある。」の項目を参照のこと。

英国銀行法に基づき、多数の英国当局には、英国の銀行及びその一定の関連会社に関し、同じグループに属する銀行又は投資会社が破綻する又は破綻の可能性があるると判断される場合において広範な措置を実行できるよう大きな権限が付与されている。発行会社に関連してこれらの措置が実行されることにより、本外国指標連動証券の価値が重大な悪影響を受ける可能性がある。

英国銀行法に基づき、イングランド銀行(又は一定の状況においては英国財務省)には、PRA、FCA及び英国財務省と適宜協議の上、特別破綻処理制度(「SRR」)の一環として、大きな権限が付与されている。これらの権限により、(発行会社のような)英国の銀行又は投資会社及び「銀行グループ会社」の定義を満たすこれらの一定の関連会社(現時点で発行会社を含む。)(それぞれを該当する事業体という。)に関して、破綻処理の条件が満たされると英国の破綻処理当局が確信する状況において、英国の破綻処理当局は、破綻処理措置を実行することができる。かかる破綻処理の条件には、英国の銀行又は投資会社が、2000年金融サービス・市場法(「FSMA」)における、(FSMAセクション55Bに定められる)特定の規制対象活動を継続する権限の付与に関する最低条件を満たしていないか、満たさなくなる可能性があること、又は、EEA加盟国若しくは第三国の金融機関若しくは投資会社である英国の銀行グループ会社の場合、破綻処理の条件が満たされると当該EEA加盟国又は第三国の関連当局が確信することが含まれる。

SRRIは、5つの安定化に関するオプションからなる。すなわち、

- (a) 該当する事業体の事業又は株式の全部又は一部の民間部門への譲渡、
- (b) 該当する事業体の事業の全部又は一部の、イングランド銀行が設立した「承継銀行」への譲渡、
- (c) 英国財務省又はイングランド銀行が完全又は部分的に所有する資産管理機関への譲渡、
- (d) ベイルイン・ツール(以下に説明する。)、及び
- (e) 一時的な国有化である。

また、英国銀行法は、該当する事業体について破産及び行政に関する2つの新たな手続を定めている。これに付随して英国の破綻処理当局に付与されている権限には、特定の状況において契約上の取り決めを変更する権限(本外国指標連動証券の要項の変更を含む場合もある。)、破綻処理権限の行使に伴い発生する可能性のある執行又は解除権を差し止める権限、及び英国銀行法に基づく権限を有効に行使することができるように(場合によっては遡及的効力をもって)英国の法律を適用しない若しくは修正する権限が含まれる。

投資家は、破綻処理が行われる場合、該当する事業体への公的財政支援は、関連する英国の破綻処理当局によってベイルイン・ツールを含む破綻処理ツールが可能な限り最大限検討され、利用された後に、最後の手段としてのみ利用可能となるものと捉えるべきである。

破綻処理権限が行使された場合、又は行使することが示唆された場合、本外国指標連動証券の価値に重大な悪影響が及び、投資家が本外国指標連動証券に対する投資の価値の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。

SRRIは発行会社が破産手続前の段階で発動されるよう策定された制度であり、投資家は、英国破綻処理当局による破綻処理権限(ベイルイン・ツールを含む。)の行使を予測することができない可能性がある。

安定化に関するオプションは、該当する事業体に関する破産手続が開始される前の段階で行使されることが想定されたものである。安定化に関するオプションの目的は、該当する事業体の事業の全部又は一部が幅広い公共の利益に関して懸念を生じさせるような財政難に陥る又はその可能性が高い場合において、かかる状況に対応することにある。

英国銀行法は破綻処理権限を行使するための具体的な条件について規定しており、さらに、2015年5月に公表されたEBAのガイドラインは金融機関が破綻している、あるいは破綻すると思われるか否かの決定において破綻処理当局が適用する客観的な判断要素を定めているが、英国破綻処理当局が、発行会社及び/又は当グループのその他のメンバーに影響を及ぼす破産手続前の特定の状況において、また破綻処理権限を行使するか否かを決定するにあたって、かかる条件についていかにして判断するかは、不明確である。英国破綻処理当局はまた、破綻処理権限の行使の決定について、投資家に事前に通知する義務を負わない。そのため投資家は、かかる権限の潜在的行使について、またその行使の結果、発行会社、当グループ及び本外国指標連動証券に及ぶ潜在的影響について予測できない可能性がある。

英国破綻処理当局による破綻処理権限の行使に対し、不服を申し立てる投資家の権利は、非常に制限される可能性がある。

投資家は、英国破綻処理当局が破綻処理権限を行使することを決定した場合に、その決定に対し、不服を申し立てる権利、停止を求める権利又は司法手続若しくは行政手続等による見直しを求める権利を非常に制限される可能性がある。

英国破綻処理当局は発行会社及び本外国指標連動証券に関してベイルイン・ツールを行使することができ、その結果として、投資家は投資の一部又は全額を失うこととなる可能性がある。

ベイルイン・ツールの行使に関する法令上の条件が満たされている場合、英国の破綻処理当局は、本外国指標連動証券の所有者の承諾を得ることなく当該権限を行使することが予想される。発行会社及び本外国指標連動証券に関してベイルイン・ツールが行使された場合、本外国指標連動証券について支払われるべき元本、利息又はその他の金額の全部又は一部が削減され、あるいは本外国指標連動証券が発行会社の株式、その他の証券若しくはその他の債務に転換され、又は本外国指標連動証券の要項に対してその他の修正若しくは変更が行われる可能性がある。

英国銀行法は、資本要求指令(CRD)IVに基づく資本調達手段の優先順位を反映するとともに、その他通常の破産手続における債権の優先順位に従って、ベイルイン・ツールが適用されるべき順序を定めている。また、ベイルイン・ツールには、株主及び債権者が該当する事業体の通常の破産手続の場合と比べて不利な取扱いを受けないようにするための明示的な保障手段(いわゆる「清算価値保障」)が含まれている。

発行会社及び本外国指標連動証券に関するベイルイン・ツールの行使及び当該行使の提案は、投資家の権利、投資家の本外国指標連動証券に対する投資の価格又は価値、及び/又は発行会社の本外国指標連動証券に基づく義務を履行する能力に重大な悪影響を与える可能性があり、投資家が本外国指標連動証券に対するその投資の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。さらに、破綻処理措置が講じられた後に行われた評価に従い「清算価値保障」に基づく補償の請求が行われた場合でも、投資家が破綻処理によって被った損害の全額に相当する補償が行われる可能性は低く、投資家が当該補償を迅速に受けられるという保証もない。

保証された預金はベイルイン・ツールの対象から除外されており、その他優先預金(及び保証された預金)は、発行会社が発行する有価証券よりも優先順位が高いため、かかる有価証券は、発行会社の(その他優先預金のような)その他の一定の非劣後債務よりもベイルインの対象となる可能性が高い。

BRRDの要求する改正の一つとして、英国の関連法令の改正が行われ(1986年英国倒産法を含む。)、破産手続における優先順位に関して法定の序列が設定された。(i)第一に、金融サービス補償機構に基づき保証されている預金(保証された預金)は、「通常の」優先債権として既存の優先債権と同順位とし、(ii)第二に、EEA銀行のEEA支店又は非EEA支店における個人及び零細企業、中小企業のその他全ての預金(その他優先預金)は、「通常の」優

先債権の次の「第2順位」の優先債権とする。また、EU預金保険指令(2015年7月までに国内法として施行予定)は、法人預金(預金者が公共部門機関又は金融機関である場合を除く。)や一時的な大口預金を含めて広い範囲の預金を対象とするため、保証される預金の種類及び額を拡大するものである。これらの変更によって、優先債権者の種類の規模が拡大されることとなる。これらの優先預金は、本外国指標連動証券の所持人を含む発行会社のその他の無担保優先債権者よりも破産手続における優先順位が高い。さらに、保証された預金は、ペイルイン・ツールの対象から除外される。その結果、英国のペイルイン・ツールが英国破綻処理当局によって行使された場合、本外国指標連動証券は、発行会社のその他優先預金等のその他の非劣後債務と比較して、ペイルインの対象となる可能性が高くなる。

4. 信用格付機関による発行会社の信用格付の引き下げが、本外国指標連動証券の流動性又は時価に悪影響を及ぼす可能性がある。

発行会社及び/又は本外国指標連動証券に付与された格付は、信用格付機関が格付の根拠に関する状況によって正当化されると判断した場合には、信用格付機関により完全に撤回され、保留され、又は引き下げられる可能性がある。格付は時間と共に変化する数多くの要因の影響を受けうるものである。かかる要因には、発行者の戦略及び経営能力、発行者の財務状態(資本、資金調達及び流動性に関するものを含む。)、発行者の主要市場における競争及び経済の状況、発行者が事業を営む業界への政治的支援の水準、並びに発行者の法的構造、事業活動及び債権者の権利に影響を及ぼす法律上及び規制上の枠組みのそれぞれに対する信用格付機関の評価が含まれる。信用格付機関は特定の業界又は政治的若しくは経済的地域に属する発行者に適用する格付方法を修正する可能性もある。発行者の信用格付に影響を及ぼす要因が悪化(適用する格付方法の変更による場合を含む。)したと信用格付機関が判断する場合、信用格付機関は発行者及び/又は発行者の証券に付与された格付を引き下げ、保留し、又は撤回する可能性がある。特に、ムーディーズ、スタンダード&プアーズ及びフィッチは、2015年に銀行の格付(発行会社及びパークレイズ・ピーエルシーを含む。)に適用される修正格付方法をそれぞれ公表し、その結果、発行会社の格付及びパークレイズ・ピーエルシーの格付に対して信用格付措置が取られた。発行会社又はパークレイズ・ピーエルシーの格付に対する格付方法や格付措置は、信用格付機関によって、将来さらに修正される可能性がある。

発行会社が1つ又は複数の格付を維持しないと決定した場合、あるいは信用格付機関が発行会社若しくは本外国指標連動証券の信用格付を撤回し、保留し、又は引き下げた場合、あるいはかかる撤回、保留又は引き下げが見込まれる場合(あるいは信用格付機関が引き下げ、保留又は撤回を意図して発行会社の信用格付を「クレジット・ウォッチ」に指定した場合)、かかる事由は、上記の要因の結果として発生したかその他により発生したかにかかわらず、本外国指標連動証券の流動性又は時価に悪影響を及ぼしうる。

本外国指標連動証券に関連する市場リスクを評価する上で重大な要因

5. 本外国指標連動証券の評価に関連するリスク

5.1 本外国指標連動証券の当初の時価は、本外国指標連動証券の発行価格又は当初購入価格を下回る可能性が高く、またそれらの価格を大幅に下回る可能性がある

本外国指標連動証券の時価は、本外国指標連動証券の発行価格を下回る可能性が高く、またかかる価格を大幅に下回る可能性がある。発行価格と当初の時価との差額は、特に以下の要因により生じる可能性がある。

- (a) 適用法により認められている場合には、本外国指標連動証券の発行及び販売に関連する手数料に関する金額。
- (b) 本外国指標連動証券の組成に関連して発行会社及びその子会社(以下併せて「当行グループ」又は「パークレイズ」という。)が稼得することを見込んでいる利益見積額。
- (c) パークレイズが本外国指標連動証券に基づくその債務をヘッジする際に負担する可能性がある費用見積額。

(d) パークレイズが本外国指標連動証券に関連して負担する可能性がある開発その他の費用。

上記(a)については、かかる拡売費、手数料及び報酬の金額に関する情報が開示されていない場合、請求すれば発行会社又は販売会社から入手することができる。

5.2 流通市場における本外国指標連動証券の価格は、本外国指標連動証券の当初発行価格を下回る可能性が高い

流通市場における本外国指標連動証券の価格は、(上記の要因5.1(本外国指標連動証券の当初の時価は、本外国指標連動証券の発行価格又は当初購入価格を下回る可能性が高く、またそれらの価格を大幅に下回る可能性がある)に記載のとおり)かかる価格が、特に、本外国指標連動証券の当初発行価格に計上される販売手数料、利益及びヘッジその他の費用によって減額される可能性が高いことから、本外国指標連動証券の当初発行価格を下回る可能性が高い。したがって、たとえ管理会社又はその他の者が流通市場取引において投資家から本外国指標連動証券を購入したいと考える価格があったとしても、それは当初発行価格を下回る可能性が高い。投資家が予定された償還日より前に本外国指標連動証券を売却した場合には、投資家は多額の損失を被るおそれがある。本外国指標連動証券の流通市場における価格に影響を及ぼしうるその他のリスク要因に関する情報については、次項のリスク要因を参照のこと。

5.3 償還前のいずれかの時点における本外国指標連動証券の時価及び相場価格(もしあれば)は、複数の要因を反映するものであり、予測不能である

一般に、本外国指標連動証券の時価は、当該時点における関係本指数のボラティリティ又は水準、金利の変化、発行会社の財務状態の変化(かかる変化が実際のものであるか認識されているものであるかを問わない。)及び信用格付の変化、本外国指標連動証券の需給状態、本外国指標連動証券の満期までの残存期間、並びに多数のその他の要因により左右されるものである。これらの要因のいくつかは相互に複雑に関係しているため、ある要因の影響が、別の要因の影響によって相殺又は増幅される可能性がある。

投資家が満期前に本外国指標連動証券を売却することができる価格(もしあれば)は、投資家の当初の投資額を大幅に下回る可能性がある。以下の項では、他のすべての条件が一定であったと仮定した場合に、特定の要因の変化によって本外国指標連動証券の時価がどのような影響を受けうるかを説明している。

関係本指数のパフォーマンス 満期前、又は関連する行使日若しくは行使期間前(該当するもの)の本外国指標連動証券の時価は、当初の水準と比較しての関係本指数の現在の水準に大きく左右される可能性が高い。投資家が、満期前の、売却時点における関係本指数の現在の水準が当初の水準と比較して上昇しているときに本外国指標連動証券を売却することを決定した場合であっても、最終水準が決定されるときまで水準は変動し続けることが見込まれるため、投資家は、その時点での水準に基づき、満期時に支払われることが見込まれる金額よりも大幅に少ない金額を受領することになる可能性がある。

本外国指標連動証券の価値及び償還価額は、関係本指数のパフォーマンスに依存する。原資産のパフォーマンスは時間の経過とともに予測不能な形で変動する可能性があり、これは金融上、政治上、軍事上又は経済上の事由、政府の行動、及び市場参加者の行動等の複数の要因に依存する可能性がある。これらの事由のいずれも、関係本指数の数値に不利な影響を及ぼし、これが本外国指標連動証券の価値及び償還価額に不利な影響を及ぼすおそれがある。

リスク要因8.「本指数に連動する本外国指標連動証券に関連するリスク」も参照のこと。

関係本指数のボラティリティ ボラティリティとは、市場の変動の規模及び頻度を説明するために使用される語である。関係本指数又はその構成銘柄のボラティリティ又はボラティリティの予想が変化した場合、本外国指標連動証券の時価は不利な影響を受けるおそれがある。

金利 本外国指標連動証券の時価は、金利の変化の影響を受ける可能性が高い。金利は経済にも影響を及ぼし、それにより関係本指数の水準(又はその構成銘柄の価額)に影響が及ぶ可能性があり、これによって本外国指標連動証券の時価に影響が及ぶこととなる。

本外国指標連動証券の需給状態 一般に、本外国指標連動証券の供給の増加及び/又は本外国指標連動証券に対する需要の減少は、本外国指標連動証券の時価に不利な影響を及ぼす可能性がある。本外国指標連動証券の供給(ひいては本外国指標連動証券の時価)は、パークレイズが保有する在庫ポジションの影響を受ける可能性がある。

発行会社又は当行グループの財務状態、信用格付及び営業成績 発行会社若しくは当行グループの財務状態における実際の若しくは予想される変化、現在の信用格付又は営業成績は本外国指標連動証券の時価に多大な影響を及ぼしうる。近年、世界の金融システムが直面してきた非常に厳しい状況、並びにその結果生じた信用力の欠如、金融業界に対する信頼の欠如、金融市場におけるボラティリティの増大及び事業アクティビティの低下は、パークレイズの事業、財務状態、信用格付及び営業成績に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性がある。しかしながら、本外国指標連動証券の償還価額は、本外国指標連動証券に基づく債務の支払い又は決済を行う発行会社の能力に加えて、(本指数の最終水準等の)複数の要因に依存しているため、発行会社の財務状態、信用格付又は営業成績が改善した場合であっても、本外国指標連動証券に基づき支払われる利益にプラスの影響がもたらされることは予期されていない。これらの信用格付は発行会社の信用力のみに関連するものであり、本外国指標連動証券の条件に基づき支払われる金額に影響し又はこれを増加させるものではなく、また本外国指標連動証券又は本指数に連動する投資に関連するリスクを示すものではない。格付は、本外国指標連動証券の購入、売却又は保有を推奨するものではなく、その格付を付与した格付機関によりいつでも保留、変更又は撤回される可能性がある。

本指数に影響又は関係する事由 関係本指数の水準に影響する、経済上、金融上、規制上、地理上、司法上、政治上及びその他の展開、並びにそれらの要因における実際の又は予想される変化もまた、本外国指標連動証券の時価に影響を及ぼしうる。さらに、第三者による本指数又はその構成銘柄に関する投機的な取引は、本指数の水準を大幅に上下させる可能性があり、それにより関係本指数は、本外国指標連動証券の時価に影響を及ぼしうる追加のボラティリティにさらされる可能性がある。

為替レート 本外国指標連動証券の条件によっては、本外国指標連動証券の表示通貨と、関係本指数の通貨(通貨が異なる場合)との間の為替レートの変動及びかかる為替レートのボラティリティが、本外国指標連動証券の時価に不利な影響を及ぼす可能性がある。

発行会社の買戻権 発行会社が本外国指標連動証券を償還することを選択できる期間中(また可能性として、それより前の期間)には、本外国指標連動証券の時価は一般に、本外国指標連動証券を償還することのできる価格を上回らない。

上記の一つ又は複数の要因の影響は、別の要因に起因する本外国指標連動証券の時価の変動の影響を相殺する可能性がある。

これらの要因は、投資家が流通市場取引において受領する時価を含め、本外国指標連動証券の時価に影響を及ぼしうるものであり、かかる時価は、(i)パークレイズの価格決定モデルを参照して決定される本外国指標連動証券の価額と異なる場合があり、また(ii)発行価格を下回る場合がある。その結果、投

資家が予定満期日より前に本外国指標連動証券を売却した場合、投資家が受領する金額が当初の投資額を下回る可能性、あるいはゼロになる可能性さえ存在する。

6. 本外国指標連動証券の流動性に関連するリスク

6.1 本外国指標連動証券には、活発な取引市場が存在しない可能性がある

本外国指標連動証券については、発行時点で確立された取引市場が存在しない可能性があり、またかかる取引市場が今後も育たない可能性がある。また、仮に市場が育ったとしても、あまり流動性がなく、投資家が買手を見つけられないおそれがある。したがって投資家は本外国指標連動証券を売却できない可能性があり、あるいは売却できたとしても、当初購入価格を大幅に下回る価格でしか売却できない可能性がある。かかる価格は本外国指標連動証券の償還価額を正確に反映していない可能性がある。

発行会社は本外国指標連動証券を上場することも可能であるが、その場合でも、本外国指標連動証券が上場される事実をもって必ずしも流動性が大きくなるわけではない。本外国指標連動証券がいずれの取引所にも上場されず、又は売買されない場合、本外国指標連動証券の価格情報の入手はさらに困難になる可能性があり、本外国指標連動証券の売却はさらに困難になるおそれがある。

発行済み又は発行会社の関連会社以外の者が保有する本外国指標連動証券の数量は、本外国指標連動証券の早期償還により随時減少する可能性がある。したがって本外国指標連動証券の流動性は本外国指標連動証券の満期までの期間中に大幅に変化する可能性がある。

本外国指標連動証券の流通市場における流動性の不足は、本外国指標連動証券の時価に深刻な悪影響を及ぼす可能性があり、投資家が(i)本外国指標連動証券を流通市場で売却できないか、又は(ii)本外国指標連動証券に支払った当初価格を割り込む金額を受領することになるおそれもある。

6.2 本外国指標連動証券の追加の発行によって、流通市場における本外国指標連動証券の価格が低下するおそれがある

今後、本外国指標連動証券と同様の特徴を有する、又は本外国指標連動証券と同じ本指数に連動する証券又はオプションが発行会社又は他の発行体により追加的に発行された場合、発行市場又は流通市場において、かかる特徴を有する、又はかかる本指数に連動する証券の供給が増加し、本外国指標連動証券の流通市場における価格が低下するおそれがある。

6.3 超過発行

その発行、マーケット・メイキング及び/又は取引のアレンジメントの一環として、発行会社は第三者たる投資家が当初引受又は購入を行う予定の数量よりも多くの本外国指標連動証券を発行することができる。発行会社(又はその関連会社)は、将来の投資家の関心に応え、又はマーケット・メイキングの必要性に応じる目的でかかる本外国指標連動証券を保有することができる。したがって投資家は、本外国指標連動証券の発行規模を、当該証券の市場の興行き若しくは流動性、又は当該証券に対する需要を示すものとみなすべきではない。

7. 本外国指標連動証券の特徴に関連するリスク

7.1 本外国指標連動証券は、調整及び早期償還のリスクにさらされる

適用される法律の変更、本外国指標連動証券に基づく債務を履行する発行会社の能力に影響を及ぼす税務事由、本外国指標連動証券に基づく債務をヘッジする発行会社の能力に対する障害その他の重大な影響及び特定の指数の存在、継続、取引、評価、価格決定又は公表に関する一定の障害事由をはじめとした、本外国指標連動証券の条件又は本外国指標連動証券の償還に影響を及ぼす可能性のある発行会社固有の事由又は外的な事由(それぞれを以下「追加的障害事由」という。)が存在する。

追加的障害事由が生じた場合には、本外国指標連動証券の条件に基づき、

- (a) 計算代理人は、(投資家の同意なく)本外国指標連動証券の条件を調整することができ、
- (b) 発行会社は、予定された償還日の前に本外国指標連動証券を償還することを選択することができる(その後、発行会社は、各本外国指標連動証券の所持人に対し、当該本外国指標連動証券の早期償還金額相当額を支払うものとする。)

本外国指標連動証券の条件に対して行われる調整は、本外国指標連動証券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。また、投資家が受領する早期償還金額はその当初の投資額を下回る可能性があり、ゼロとなるおそれがある。

また、本外国指標連動証券に基づく絶対的又は偶発的な債務の履行の全部又は一部が何らかの理由により違法又は物理的に不可能になったと発行会社が判断した場合には、発行会社は、本外国指標連動証券を消却することができる。かかる状況において、法律により許容される場合にはその限りで、発行会社は、各本外国指標連動証券の所持人に対し、当該本外国指標連動証券の早期償還金額相当額を支払うものとする。投資家は、かかる状況において発行会社から受領する金額はその当初の投資額を下回る可能性があり、ゼロとなるおそれがあることに留意すべきである。

7.2 発行会社の債務不履行事由により、投資家は投資額の一部又は全部を喪失する可能性がある

発行会社による債務不履行事由が生じた場合(本外国指標連動証券に係る条項について治癒されない重大な違反が生じた場合又は発行会社が解散命令を受けた場合等)には、本外国指標連動証券の投資家は、その有する本外国指標連動証券を早期償還金額により即時償還するよう請求することを選択することができる。かかる状況において投資家が受領する金額はその当初の投資額を下回る可能性があり、ゼロとなるおそれがある。

7.3 本外国指標連動証券の早期償還又は消却に関連する費用が存在する

本外国指標連動証券が予定された償還日の前に償還又は消却される場合(発行会社のコール・オプション又は本外国指標連動証券所持人プット・オプションの行使による場合を含む。)には、発行会社は、本外国指標連動証券の償還又は消却に関連して発行会社が負担したか又は発行会社の代わりに負担した(又は負担することが見込まれる)すべての費用、損失及び経費(もしあれば)(ヘッジ解約費用及び清算金を含む。)に係る金額を決済額の決定にあたり考慮し、決済額から控除する。かかる費用、損失及び経費は、償還又は消却時に本外国指標連動証券所持人が受領する金額を減少させ、決済額をゼロにまで減少させる可能性がある。発行会社は、自らをヘッジする義務を一切負わず、自らをある特定の方法でヘッジする義務を負わず、費用、損失及び経費が最小となるような(又は最小となると予想される)方法で自らをヘッジするよう要求されない。

7.4 発行会社は予定された償還日の前に本外国指標連動証券を償還できるオプション(以下「コール・オプション」という。)を有する

発行会社によるかかるコール・オプションの行使に伴い、投資家は、本外国指標連動証券の価値が将来増加することに対する自らの期待をもはや実現できなくなる。また、発行会社のコール・オプションの行使に伴う償還により受領する金額は期待を下回る可能性があり、本外国指標連動証券につき払い込まれた当初の価格を下回る可能性があり、ゼロとなる可能性がある。

本外国指標連動証券の時価が本外国指標連動証券の償還可能価格より大幅に高くなる見込みはないことから、発行会社のコール・オプションの特徴により本外国指標連動証券の時価が制限される可能性がある。

7.5 発行会社が本外国指標連動証券を償還できるオプションを行使した場合、投資家は、償還金額が複数の日付時点の本外国指標連動証券の償還価額に基づいて計算される場合がある点に注意すべきである

発行会社は、少なくとも15営業日前に(又は、最終条件書に定めるその他の通知期間をもって)本外国指標連動証券の所持人に通知した上で、本外国指標連動証券の一部又は全部を、その単独の裁量により、満期前に償還できる権利を有する。発行会社がかかるオプションを行使した場合、当該本外国指標連動証券の償還金額は、一つの日付時点の当該本外国指標連動証券の償還価額に基づいて計算されない場合がある。その代わりに、当該本外国指標連動証券の償還金額は、かかる発行会社通知期間中の複数の日付時点の当該本外国指標連動証券の償還価額に基づいて計算される可能性があり、発行会社はその単独の裁量により(a)かかる日付、及び(b)かかる日付において償還される有価証券の数量を決定する。これは、本外国指標連動証券の償還価額に不利な影響を及ぼす可能性がある。

7.6 本外国指標連動証券所持人が本外国指標連動証券所持人プット・オプションを行使できる時期及び当該本外国指標連動証券所持人プット・オプションの対象としなければならない本外国指標連動証券の最低数量又は本外国指標連動証券の最低額面金額合計(該当する場合)には制限があり、また、本外国指標連動証券所持人プット・オプションの行使に関連する追加費用が生ずる可能性がある

本外国指標連動証券所持人プット・オプションの行使にあたっては、本外国指標連動証券の投資家は、最終条件書に記載される本外国指標連動証券の最低数量又は最低額面金額合計以上の複数の本外国指標連動証券について当該オプションを行使しなければならない。本外国指標連動証券の投資家が保有する本外国指標連動証券の総数が本外国指標連動証券の最低数量又はその所定の整数を下回る場合には、本外国指標連動証券の投資家は、投資を実現するために、その有する本外国指標連動証券を売却するか又は本外国指標連動証券を追加購入しなければならない(それぞれの場合において取引費用を負担する。)

投資家は、(i)本外国指標連動証券所持人プット・オプションを行使するために償還手数料を支払わなければならないこと、また、(ii)本外国指標連動証券所持人プット・オプションの行使に関連する追加費用が生ずる可能性があることにも留意すべきである。

7.7 本外国指標連動証券の条件の変更は、本外国指標連動証券のすべての投資家を拘束する

本外国指標連動証券の条件は、一定の状況(明白な誤りを訂正するためである場合又は変更が軽微ないし技術的なものである場合等)においては投資家の同意を得ることなく、また、その他一定の状況においては投資家の一定の多数の必要な同意を得た上で、発行会社がこれを変更することができる。本外国指標連動証券の条件は、投資家が該当事項について議決権を行使すべく会議を招集及び開催するための規定又はかかる会議がない場合には書面による決議を採択するための規定を含む。かかる会議で採択された決議又は書面にて採択された決議は、すべての投資家(出席しなかった投資家又は議決権を行使しなかった投資家及び変更賛成しない投資家を含む。)を拘束する場合がある。

7.8 償還時の関係本指数の水準が、ストライク日時点の当初の関係本指数の水準を上回った場合でも、投資家が受領する金額が日次手数料に伴い本外国指標連動証券の元本を割り込む場合がある

ある日における本外国指標連動証券の償還額は、日次手数料(日々の運用手数料を反映した手数料である。)だけ減少する。この手数料は発行から償還まで毎日課せられる。日次手数料は、投資家が償還時に受領する償還金額を減少させる。

そのため、投資家が本外国指標連動証券の償還時において少なくとも投資元本を受領するには、関係本指数の数値が大幅に上昇する必要がある。関係本指数の数値が減少した場合又は日次手数料を相殺するに足りるほど上昇しない場合には、投資家は、当初の投資額の一部又は全部を喪失する可能性がある。

7.9 発行会社が別の会社に代替させられる可能性がある

本書には、一定の条件が充足されることを条件として、発行会社がパークレイズ・バンク・ピーエルシーに代わるその他の者(以下「当行の新発行会社」という。)を発行会社として代替させることができる旨を規定している。これは本外国指標連動証券の上場に影響を及ぼす可能性があり、とりわけ当行の新発行会社は本外国指標連動証券が上場されている関係市場又は関係証券取引所における上場のための再申請を要する可能性がある。また、かかる代替に伴い、投資家は当行の新発行会社の信用リスクにさらされることとなる。

7.10 本外国指標連動証券は外国為替リスクを有する可能性がある

投資家は、関係本指数のパフォーマンスだけでなく決済通貨のパフォーマンスの影響も受ける可能性があるが、これらは予測することができない。

外国為替相場は変動が大きく、国際外国為替市場における通貨の需給状態、関係国のインフレ率をはじめとした経済要因、各国間の金利差、景気予測、国際的な政治要因、通貨の交換性、関係通貨への金融投資の安全性、投機、政府や中央銀行が実施する措置等の様々な要因により決定される。かかる措置には、規制や税金の賦課、既存の通貨に代わる新たな通貨の発行、通貨の切り下げ又は再評価による為替相場又は為替の特徴の変更、為替相場及び一定の通貨の入手可能性に影響を及ぼしそうな一定の通貨の交換又は送金に関する為替規制の賦課を含むが、これらに限られない。

投資家の自国通貨と本外国指標連動証券に基づく支払いが行われる通貨との間の外国為替の変動は、本外国指標連動証券の償還又は売却による損益を自国通貨に換算しようとしている投資家に影響を及ぼす可能性があり、最終的には投資家の当初の投資額の一部又は全部の喪失を招く可能性がある。

7.11 本外国指標連動証券が振替決済型である場合のリスクが存在する

投資家が非実在化された形式及び/又は非証券形式で本外国指標連動証券を保有する場合(以下「振替決済型証券」という。)、投資家は振替決済型証券の法律上の所有者ではない。振替決済型証券に対する権利は、関連決済システムを介した保管及び預託リンクスを通じて保有される。これは、振替決済型証券の所有者は、かかる振替決済型証券についての権利を、仲介預託機関及びカストディアンを介して間接的方法でのみ行使できるということである。

7.12 CREST預託持分の形式で本外国指標連動証券を保有する場合のリスクが存在する

投資家がCREST預託持分(CDI)の形式で本外国指標連動証券を保有する場合、投資家は、かかるCDIが関連する本外国指標連動証券(以下「対象先本外国指標連動証券」という。)の法律上の所有者ではない。CDIは対象先本外国指標連動証券とは別個の法律証券であり、対象先本外国指標連動証券へのCRESTノミニーの持分に対する間接的持分を表象する。CDIはCREST預託機関により投資家に対して発行され、英国法に準拠する。

対象先本外国指標連動証券(当該対象先本外国指標連動証券に対する間接的持分を表象するCDIとは区別される。)は、カストディアンの口座で保有される。カストディアンは、関連決済システムを介して対象先本外国指標連動証券を保有する。対象先本外国指標連動証券に対する権利は、関連決済システムを介した保管及び預託リンクスを通じて保有される。対象先本外国指標連動証券又は対象先本外国指標連動証券への持分に対する法的権原は、対象先本外国指標連動証券が保有されている関連決済システムの規則によって決まる。

対象先本外国指標連動証券に関する権利は、CREST預託機関及びCRESTノミニー(これらの者は、上記の仲介預託機関及びカストディアンを介して間接的方法により権利を行使できる。)を介して間接的方法により行使する以外にCDIの所持人は行使することができない。したがって対象先本外国指標連動証券に関す

る権利の行使は、関連する仲介機関の現地法に服する。これらの取決めにより、関連する仲介機関が破産又は清算した場合、特に決済システムにより保有されている対象先本外国指標連動証券が特別目的口座に保有されずに当該仲介機関の他の顧客のために同一口座で保有されている他の本外国指標連動証券と区分されない場合には、対象先本外国指標連動証券について本来行なわれたはずの支払いが削減又は減額される結果をもたらすおそれがある。

本外国指標連動証券所持人の票決を要する事項が生じた場合、発行会社は、CDIの所持人に対して、対象先本外国指標連動証券についてCRESTノミニの議決権を行使するようCREST預託機関に指示することを認めるための手続をとることができる。但し、発行会社がCDIの所持人のためにかかる票決に関する手続を導入できるという保証はない。

CDIの所持人はCREST契約証書の全規定並びにユーロクリア・ユーケー・アンド・アイルランド・リミテッドにより発行されたCRESTインターナショナル・マニュアル(2008年4月版)(その後の随時の修正、変更、改変、補足を含めて以下「CRESTマニュアル」という。)及びCRESTインターナショナル・セトルメント・リンクス・サービスに適用されるCREST規則(CRESTマニュアルに含まれている。)が定めるか、又はこれらに準拠する全規定に拘束される。CDIの所持人はこれらの規定が課す義務のすべてを完全に遵守しなければならない。かかる義務には、(i)CDIの所持人から提供すべき損害賠償、保証、表明及び引受並びにCDIの発行者としてのCREST預託機関の責任に対する限定、並びに(ii)CRESTインターナショナル・セトルメント・リンクス・サービスの利用に関連するCREST預託機関に対する手数料料金及び費用に関するものが含まれる。これらにはCREST契約証書に基づくサービスの提供についてCREST預託機関が課す手数料及び経費並びに対象先本外国指標連動証券をCRESTインターナショナル・セトルメント・リンクス・サービスを介して保有することに関連して支払いを要する(又は要することになる)可能性のある租税、税金、料金、費用又は経費が含まれる。

発行会社又はいずれの管理会社若しくは代理人も、投資家によるCDIへの投資の税務上の影響及び/又はCDIの取得、保有、譲渡若しくは処分税務上の影響(投資家によるCDIの取得、保有、譲渡又は処分に対して印紙税、印紙税保留税、消費税、分離税、売上税、使用税、譲渡税、文書税、その他の類似の税金、関税又は課徴金がいかなる政府、関連する税務当局又は法域により賦課、徴収、源泉徴収、又は査定されるかどうかを含む(但し、これらに限らない。))について表明又は保証を一切行なわない。投資家には、「本外国指標連動証券に係る租税の取扱い」と題された項を熟読されたいが、CDIの各投資家に対する税務上の影響は異なる可能性がある。したがって投資家は、個別の影響(とりわけ、CREST内における非証書形式でのCDIの譲渡に関して英国印紙税保留税が課されるか否かという問題を含む。)について、各自の税務顧問に相談することを検討するべきである。

7.13 VIX指数は理論上の計算であり、取引可能な指数ではない

VIX指数は理論上の計算に過ぎない。本指数に含まれるVIX先物契約の満期時における決済価格は、こうした理論的に導き出される計算に基づくものである。そのため、VIX先物契約の動向は決済価格が取引可能な資産に基づく先物契約とは異なる可能性があり、投資家は、決済価格が取引可能な資産に基づく先物契約に連動する指数に投資したとした場合に受領していた金額よりも少ない金額を受領することとなる可能性がある。

8. 関係本指数に連動する本外国指標連動証券に関連するリスク

8.1 本外国指標連動証券の償還価額は関係本指数のパフォーマンス(大きく変動する可能性があり、また、関係本指数の過去のパフォーマンスと大きく異なる可能性がある。)に連動する

本外国指標連動証券は、関係本指数(本書に記載され、S&P 500 VIX Short-Term Futures™ Index TR又はS&P 500 VIX Mid-Term Futures™ Index TRのいずれかとなる。)に連動する。

関係本指数のパフォーマンスは、市場金利及び利回り、米国株式市場、特にS&P 500® 指数及びVIX 指数に含まれている持分証券及び/又は先物契約の市場実勢価格及びボラティリティの水準、S&P 500®指数のオプション、VIX 指数、VIX 指数のオプション、VIX 指数の関連先物契約又はS&P 500® 指数及び/若しくはVIX 指数に関連するその他のあらゆる金融商品の市場実勢価格、外国為替レートの変動、一又は複数の法域における経済上、金融上、規制上、政治上、軍事上の出来事、テロリストによる事件及びその他の出来事、法令の変更をはじめとした数多くの予測不能な要因により影響を受けうるため、大きく変動する可能性がある。

本外国指標連動証券の発行時に入手可能な関係本指数の過去のパフォーマンスに関する情報は、将来において生ずる可能性のある関係本指数の価格又は数値の範囲、かかる価格又は数値の動向や、かかる価格又は数値の変動を示すものとして判断してはならない。そうした過去のパフォーマンスに基づき将来における本外国指標連動証券の価値を予測することはできないため、投資家は、過去のパフォーマンス

に基づき関係本指数の将来のパフォーマンス、ひいては本外国指標連動証券の償還価額を正確に予想できないリスクを認識するべきである。

8.2 本指数及びVIX指数先物に関する過去の情報は限られている

S&P 500 VIX Short-Term Futures™ Index TR及びS&P 500 VIX Mid-Term Futures™ Index TRはそれぞれ2008年12月に設定されたものであり、インデックス・スポンサーは、過去において計算されていたとすればかかる指数がどのようなパフォーマンスを示していたかについて、限られた情報しか公表していない。また、VIX指数に関する先物は自由に取引されるようになったのは2004年3月26日以降であり、関連するすべての満期のすべての先物がその日以降常に取引されてきたわけではない。

S&P 500 VIX Short-Term Futures™ Index TR及びS&P 500 VIX Mid-Term Futures™ Indexのそれぞれ並びにかかる指数の連動先であるVIX指数先物が誕生したのは最近のことであり、それらに関する過去のパフォーマンスのデータは限られているか又は存在しないため、本外国指標連動証券への投資は、パフォーマンスに関して確立された記録を持つ一又は複数の指数に連動する他の証券に投資する場合に比べて、高いリスクを伴う可能性がある。

8.3 投資家は本外国指標連動証券に関して利息の支払いを受けるものではなく、関係本指数に含まれる先物契約に関していかなる権利も有さない

投資家は、本外国指標連動証券に関して定期的な利息の支払いを受けない。

本外国指標連動証券への投資は関係本指数の構成銘柄又は関係本指数自体への直接的な投資と同等でなく、発行会社は投資家のために原資産を保有しない。投資家は、本外国指標連動証券の連動先である関係本指数に含まれる構成銘柄に投資している投資家であれば有する権利を有さない。本外国指標連動証券の支払いは現金で行われ、投資家は、(i) S&P 500®指数を構成する持分証券の引渡し、(ii) かかる持分証券に関する配当若しくは分配の支払い若しくは交付、(iii) VIX指数の水準の計算に用いられるオプションに関する金額の支払い若しくは交付又は(iv) 本外国指標連動証券の連動先である関係本指数に含まれる先物契約に関する金額の支払い若しくは交付を受ける権利を有さない。

投資家の本外国指標連動証券の償還価額は、かかる投資家が関係本指数の構成銘柄を直接購入したとした場合よりも著しく低い可能性がある。

8.4 特に本外国指標連動証券を長期間保有する場合には、本指数に含まれる先物契約の価格の変動により償還時に支払われる金額が減少する(及び/又は投資家はその投資額の一部又は全部を喪失する)こととなる可能性がある

本指数はVIX指数に関する先物契約で構成される。一般に会社に対する継続的な持分を所持人に付与する株式とは異なり、先物契約は、通常は原資産の引き渡し又は原資産の水準に基づく現金決済のための一定の日を定めている。本指数を構成する先物契約の満期(限月)が近づくと、それらは期先の満期の同様の契約に入れ替えられる。したがって、例えば8月に買い付けられ、保有されている先物契約で、限月が9月に設定されているとする。時間が経過するにつれ、9月に満期を迎える契約は10月限の契約に入れ換えられることになる。このプロセスは「ローリング(乗換え)」と呼ばれている。本指数に含まれる契約の多くは、過去に「コンタンゴ(順鞘)」市場において取引されてきたものである。順鞘市場とは、期近限月よりも、期先限月の方が契約の価格が高い市場をいう。こうした状況によりある期間から別の期間に先物契約を「乗り換える」ために多額の費用が生ずることから、かかる乗り換えが行われる先物契約に連動する指数の水準は下落することとなる。VIX指数先物契約及び本指数は過去にこのようなビヘイビアを頻繁に示しており、かなりの程度で示すこともしばしばあった。将来において同様の状況が存在する場合、特に本外国指標連動証券を長期間保有する場合には、本外国指標連動証券の連動先である本指数の数値に不利な影響を及ぼし、ひいては満期時又は早期償還時に投資家が受領する支払いを減少させるおそれがある。

8.5 VIX指数の水準は歴史的に長期平均水準に戻ってきており、VIX指数のスポット水準の上昇は引き続き制限される可能性が高い

過去において、VIX指数の水準は一般に、長期的には歴史的な平均水準に戻ってきており、その絶対的な水準は一定の範囲内に制限されている。将来においても、特に現在の経済の不透明感が薄まった場合には、VIX指数のスポット水準は引き続きそのような傾向を示す可能性が高い。このような状況になった場合、VIX指数に関する先物契約の価値は、将来においてボラティリティが低下するという市場の予測を反映して、減少する可能性が高く、本外国指標連動証券に対する投資の潜在的な利点は、その結果制限されることとなる。

8.6 本外国指標連動証券はVIX指数に直接連動しておらず、本外国指標連動証券の価値は、本外国指標連動証券がVIX指数に直接連動していたとした場合に有していた価値を下回る可能性がある

VIX指数の水準の上下から利益を受ける範囲は限られている。本外国指標連動証券の連動先である本指数は、VIX指数に関する先物に対する乗り換えが行われるロング・ポジションを保有することに基づいている。これらの先物は、必ずしもVIX指数のパフォーマンスを追跡するものではない。そのため、VIX指数に直接連動していた場合の仮想上の投資(かかる指数に投資できると仮定した場合)の方が本外国指標連動証券よりも高いリターンを生み出す可能性がある。

8.7 本外国指標連動証券は、VIX指数の計算に用いられるオプション、S&P 500[®]指数又はS&P 500[®]指数に含まれる持分証券の実際のボラティリティに直接連動するものではなく、本外国指標連動証券の償還価額はS&P 500[®]指数の実際のボラティリティへの参加を意味するものではない

VIX指数は、S&P 500[®]指数に関する一定のプット・オプション及びコール・オプションの価格に基づいて算出される、S&P 500[®]指数の向こう30日のボラティリティを測定するものである。S&P 500[®]指数の実際のボラティリティは、VIX指数により予想された水準、又はVIX指数を算出する際に含まれるプット・オプション及びコール・オプションの価格と一致しない場合がある。本外国指標連動証券の価値は、本指数の数値、並びに本指数に含まれるVIX指数に関する先物の価値に基づくものである。本外国指標連動証券はS&P 500[®]指数に関して実現されたボラティリティに連動するものではなく、投資家がS&P 500[®]指数を構成する持分証券を所有していれば、又はVIX指数の水準を算出するために使用されるプット・オプション及びコール・オプションを売買していれば実現できていたであろうリターンを反映するものではない。したがって、投資家は、かかる持分証券を所有していたか又はかかるオプションを売買していたとした場合に受領する金額よりも少ない金額を受領する可能性がある。

8.8 投資家は、関係本指数のスポンサー又は発行体に対していかなる求償権も有さない

本外国指標連動証券への投資は、関係本指数のスポンサー又は発行体(かかる本指数の水準、数値又は価格を決定又は公表する可能性のあるスポンサー及びその他の方法でかかる本指数の水準、数値又は価格に影響を及ぼす可能性のある発行体を含む。)に対する権利を投資家に付与するものではない。

8.9 本外国指標連動証券がヘッジ目的で購入されるリスクがある

関係本指数(又はその構成銘柄)への直接投資に関連する市場リスクをヘッジするために本外国指標連動証券を購入しようとしている投資家は、この方法で本外国指標連動証券を利用することの複雑さを認識すべきである。本外国指標連動証券の需給状態の変動及びその他の様々な要因のために、投資家は、本外国指標連動証券の価値が関係本指数の動きと相関しない可能性があるというリスクを認識すべきである。

8.10 インデックス・スポンサー及びCBOEの方針、並びに本指数、VIX指数又はS&P 500[®]指数の構成及び評価に影響を及ぼす変更は、本外国指標連動証券に対して支払われる金額並びにその時価に影響を及ぼすおそれがある

インデックス・スポンサー及びCBOEは、本外国指標連動証券の提供に一切関与しておらず、本外国指標連動証券の所持人としての投資家の権利を考慮する義務を負わない。インデックス・スポンサー及びCBOEは、その裁量により指数の構成銘柄の追加、削除又は入れ替えを行うことができ、関係指数の水準の計算に用いられる方法を変更することもできる。こうした事由は、関係指数の水準に不利な影響を及ぼす可能性があり、ひいては本外国指標連動証券の投資家に対する支払いに悪影響を及ぼすおそれがある。

S&P 500[®]指数、VIX指数及び連動先指数(該当する場合)の水準の計算に関するインデックス・スポンサー及び/又はCBOEの方針、関係指数を構成する持分証券、オプション契約又は先物契約の追加、削除又は入替え(並びに持分証券、オプション契約又は先物契約に影響を及ぼす変更が関係指数に反映される方法)は、連動先指数の数値、ひいては満期時又は早期償還時に本外国指標連動証券に対して支払われる金額並びに満期前の本外国指標連動証券の時価に影響するおそれがある。

インデックス・スポンサーは、S&P 500[®]指数を構成する持分証券の追加、削除又は入替えを行うことができ、S&P 500[®]指数の水準を変化させるその他の計算方法に関する変更を行うことができる。S&Pも、本指数を構成する先物契約の追加、削除又は入替えを行うことができ、本指数の水準を変化させるその他の計算方法に関する変更を行うことができる。新たに追加された持分証券が、入替え対象となった持分証券又は有価証券と比較して著しく良い又は悪いパフォーマンスを示す可能性があるため、S&P 500[®]指数に含まれる持分証券の変更が、S&P 500[®]指数に影響を及ぼす可能性がある。かかる変更は、VIX指数の水準を計算するために使用されるプット・オプション及びコール・オプションの価値にも影響する可能性がある。本指数を構成する先物契約の変更は、同様に本指数のパフォーマンスに影響する可能性がある。さらに、インデックス・スポンサーは、S&P 500[®]指数又は本指数の算出又は公表を変更、中止又は一時停止する可能性がある。これらの行為のいずれも、本外国指標連動証券の価値に不利な影響を及ぼすおそれがある。S&Pは、S&P 500[®]指数又は本指数の計算又は改定において、投資家の利益を考慮する義務を負わない。

CBOEはVIX指数に関する先物契約の価値、ひいては本外国指標連動証券の価値に影響を及ぼしうるVIX指数の計算に関して、計算方法に関する変更を行う場合がある。CBOEが、本外国指標連動証券の価値に影響を及ぼしうる方法でVIX指数の計算方法を変更しないという保証はない。さらに、CBOEはVIX指数及び/又は行使決済価額の算出又は公表を変更、中止又は一時停止する可能性がある。これらの行為のいずれも、本外国指標連動証券の価値に不利な影響を及ぼすおそれがある。CBOEは、VIX指数の計算若しくは改定、又は決済価額の計算において、投資家の利益を考慮する義務を負わない。

これらの事由が発生した場合、決定日においてインデックス・スポンサーが本指数の計算又は公表ができなかった場合、又は本指数が永久に取り消されたか、存続しなくなった場合には、計算代理人は、これらの事由が本外国指標連動証券に重大な影響を及ぼすかどうかを判断し、重大な影響を及ぼすと判断

した場合には、本要項において詳細に定めるとおり、該当する事由が発生する前に最後に有効であった本指数の計算式及び計算方法に従って、本指数の水準を計算するものとする。かかる調整は、本外国指標連動証券の価値に対して不利な影響を及ぼす可能性があり、また、計算代理人が本指数の計算を継続することがこれ以上できないと判断した場合には、計算代理人は本外国指標連動証券の調整、償還又は取消しをすることができる。

8.11 将来において、本指数に、規制された先物取引所で取引されていない契約が含まれる可能性がある

S&P 500 VIX Short-Term Futures™ Index TR及びS&P 500 VIX Mid-Term Futures™ Index TMはそれぞれ、現在のところ、規制された先物取引所において取引されている先物契約のみに基づいている。これらの上場先物が存在しなくなった場合、本指数もまた存在しなくなるか、将来において、規制の度合いが低い、あるいは場合によっては実質的な規制がない取引システムで取引される店頭取引契約(スワップ及び先渡契約等)が含まれる可能性がある。その結果、規制された米国又は欧州の先物取引所での取引を規律する適用ある法律及び関連規制、又は規制された米国又は欧州の先物取引所での取引に適用される同様の法律及び規制の規定並びにそれらにより認められる保護が、かかる契約の取引、及び関連する取引システムにより価格及び取引高が報告される方法に対して、適用されない可能性がある。さらに、電子的な取引システムの多くは、ごく最近取引を開始したものであり、取引に関して実質的な歴史を持たない。その結果、かかるシステムでの契約の取引及びかかる契約の本指数への算入によって、米国又は欧州の上場先物契約の場合には生じることがない特定のリスク(当該契約の流動性及び過去の価格推移に関するリスク等)にさらされる可能性がある。

8.12 関係本指数の水準の算出又は公表の中止又は一時停止は、本外国指標連動証券の時価並びに投資家が本外国指標連動証券の償還時に受領する金額に不利な影響を及ぼしうる

関係本指数の水準の算出又は公表が中止又は一時停止された場合で、かかる中止又は一時停止が評価日において継続しているときは、本外国指標連動証券の時価を決定すること並びに計算代理人が各日に関する水準又は価格、及び当該日において決定される金額を正確に決定することが難しくなる可能性がある。中止又は一時停止が最終評価日において継続している場合には、計算代理人が本外国指標連動証券の満期時に支払われるべき金額を正確に決定することが難しくなる可能性がある。これらの状況においては、計算代理人は、最適な支払額又は決済額を決定するための代替的手順に従うが、それにより本外国指標連動証券の投資家は当該手順がなければ受領すると予想していた金額よりも少ない金額を受領することとなる可能性がある。

8.13 評価日において市場障害事由が発生しているか又は存在する場合には、計算代理人は償還額の決定又は償還日を延期することができる

評価日(最終評価日を含む。)における本外国指標連動証券の価値の決定は、かかる評価日において市場障害事由が発生しているか又は継続していると計算代理人が判断した場合には延期される可能性がある。ただし、いかなる場合であれ、いずれのシリーズの本外国指標連動証券の評価日も予定される8取引日を超えて延期されない。そのため、あるシリーズの本外国指標連動証券の償還日も、予定される8取引日を超えないにしても延期されるおそれがある。予定される評価日の8取引日後まで評価日が延期されるものの、その日において市場障害事由が発生しているか又は継続している場合には、それにもかかわらずその日を評価日とし、計算代理人は、本要項において詳細に定めるとおり、最初のDisrupted Dateが発生する前に最後に有効であった本指数の計算式及び計算方法に従って、その日の評価時刻における指数水準を決定するものとする。かかる調整は、本外国指標連動証券の価値に不利な影響を及ぼす可能性がある。

8.14 評価日の延期は、満期時又は早期償還時に支払われる金額の減少につながる可能性がある

満期時又は償還日における支払いは、とりわけ、最終評価日又は適用ある評価日(場合による。)における該当する日次指数係数の動きに左右されるため、評価日を延期することによって異なる日次指数係数が適用され、その結果、投資家が満期時又は早期償還時に受領する支払いが減少するおそれがある。

8.15 米財務省証券の利率の変更は、本指数の数値並びに本外国指標連動証券の価値に影響を及ぼす可能性がある

本指数の数値は、所定の米財務省証券の利率(満期が1年未満である米国政府の保証付きの短期債務証券の利率)に基づく本指数の想定元本に対するリターンを本指数に再投資することで発生しうる利率の一部連動しているため、米財務省証券の利率が変更された場合には、満期時又は償還時に本外国指標連動証券に対して支払われる金額、ひいては本外国指標連動証券の時価に影響を及ぼす可能性がある。本外国指標連動証券の連動先である本指数に含まれる指数構成銘柄の取引価格が一定であると仮定した場合、米財務省証券の利率の上昇は、本指数の数値、ひいては本外国指標連動証券の価値を上昇させることとなる。米財務省証券の利率の低下は、各本指数の数値、ひいては本外国指標連動証券の価値に不利な影響を及ぼすこととなる。

9. 本外国指標連動証券に基づく債務を履行する発行会社の能力に関連するリスク

本外国指標連動証券は、発行会社の直接、無担保かつ非劣後の債務であり、そのそれぞれが同順位である。本外国指標連動証券に基づき発行会社によりなされるあらゆる支払は、期限到来時に債務を履行する発行会社の能力に依

存している。したがって本外国指標連動証券の所持人は発行会社の信用力に関するリスクにさらされており、発行会社の信用力又は認識されている信用力(発行会社の信用格付の実際の変更又は予想されている変更により測定されるものであるか否かを問わない。)が悪化した場合、本外国指標連動証券の価値に不利に影響する可能性がある。

発行会社は大手の国際的な金融サービス会社であるため、多種多様なリスク(これらのリスクは規模が大きく、その事業に内在するものであり、かつ本外国指標連動証券に基づくその支払、引渡し又はその他の義務を履行する能力に影響を及ぼしうる。)に直面する。これらのリスクには、流動性リスク、市場リスク、信用リスク、オペレーションリスク、風評リスク、法務・規制・コンプライアンス関連のリスク、訴訟及びその他の偶発債務、競合リスク、顧客、取引先及び取引相手の財務状態、経済上、財政上、政治上又は法律上の不利な展開、クロスボーダー及び外国為替に関するリスク、災害的事象、見積り及び評価に由来するリスク、並びに戦略に関するリスクが含まれる。

10. 税務に関連するリスク

10.1 総則

投資家は、関税その他の税金及び/又は費用(適用ある保管手数料、取引手数料、印紙税及びその他の手数料を含む。)が本外国指標連動証券の譲渡が行われる国における法律及び慣行に準拠して課される可能性があること、また、これらのすべての税金及び/又は費用を支払うことは投資家の義務であることを認識すべきである。

本外国指標連動証券に基づき行われる支払いは、いずれも発行会社の設立国(又は当該国の当局若しくは政治的下部組織)により課される現在又は将来の税金を負担することなく、また、当該税金に関する源泉徴収及び控除なしに行われるものとする(但し、当該源泉徴収又は控除が法律により義務づけられる場合については、この限りでない。)。かかる源泉徴収又は控除が法律により義務づけられる場合には、発行会社は、一定の場合を除き、当該源泉徴収又は控除が行われた金額を補填するために追加額を支払わなければならない。また、かかる事由は追加的障害事由である発行会社課税事由に該当するため、これにより本外国指標連動証券が早期償還されることとなる場合がある。いかなる場合であっても、FATCA(以下に定義する。)又は米国源泉徴収税(配当、配当同等支払金並びに米国にある不動産の直接持分及び間接持分に関するものを含むが、これに限られない。)に関して追加額は支払われない。

10.2 税法の変更

税規制及び関連課税当局によるその適用方法は(場合により遡及的効力をもって)変更され、異なる解釈が適用される可能性があり、本外国指標連動証券の価値に悪影響を与えるおそれがある。かかる変更により本外国指標連動証券の税務上の取り扱いが購入時点の税務見解から変更される可能性があり、また関係する税法及び慣行に関する本書の記載内容が本外国指標連動証券について網羅的に重要な税務上の考察を行う上で不正確又は不十分となるおそれがある。ある時点において適用される税務上の正確な取り扱いを予測することは不可能であり、税法の変更は発行会社に本外国指標連動証券の条項を修正し、又は本外国指標連動証券を償還する権利を与えることもある。

10.3 米国の外国口座税務コンプライアンス法に基づく源泉徴収

FATCA(以下に定義する。)に基づき、発行会社(及び支払手続に關与する仲介機関)は、本外国指標連動証券の各所持人に対し、当該所持人及びその一定の所有者に関する証明書及び識別情報の提供を要求することができる。かかる情報が提供されない場合又は一定の米国外金融機関がFATCAを遵守しない場合には、当該所持人への支払金(償還金及び総受取金を含む。)につき30%の税金を源泉徴収することが発行会社(又は仲介機関)に義務づけられることがあり、発行会社及びその他の者は、この源泉徴収に関して追加額を支払わない。かかる源泉徴収は、現在FATCAの源泉徴収の対象となっている米国源泉の支払いの場合を除き、2019年1月1日より前には開始さない。一般に、発行会社は、本外国指標連動証券に基づく支払いが米国源泉として取り扱われることは予測していない(但し、IRSがかかる取り扱いを行おうとしないという保証は一切ない。。「FATCA」とは、内国歳入法第1471条乃至第1474条、上記各条項に関する現在若しくは将来の最終的な規制若しくは公式解釈、内国歳入法第1471条(b)に基づき締結された契約、又は内国歳入法の上記各条項の実施に関連して締結された政府間協定に基づき採用される米国内外の財務若しくは監督に関する法律、規則若しくは慣行を意味する。

グロスアップの不存在

発行会社は、本外国指標連動証券の所持人に対し、FATCAに関連して源泉徴収された税金又は米国の源泉徴収税を補償することを目的とした追加的支払いを行わない。

10.4 提案されている金融取引税(「FTT」)

2013年2月14日、欧州委員会は、ベルギー、ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、オーストリア、ポルトガル、スロベニア及びスロバキア(以下「参加加盟国」という。)における共通のFTTに関する指令のための提案(以下「委員会提案」という。)を公表した。但し、エストニアはその後不参加を表明している。

委員会提案は範囲が非常に広いものであり、同提案が導入された場合、特定の状況においては、本外国指標連動証券に関する特定の取引(流通市場における取引を含む。)に適用される可能性がある。規制(EC)第1287/2006号第5条(c)に記載の発行市場取引に関しては、適用除外となる見込みである。

委員会提案では、FTTは特定の状況においては、参加加盟国の内外に所在する者に対して適用される可能性がある。一般に、少なくとも1名の当事者が金融機関であり、少なくとも1名の当事者が参加加盟国で設立されている場合に、本外国指標連動証券に関する特定の取引に適用されることとなる。金融機関は、(a)参加加盟国内で設立されている者と取引を行うことによって、又は(b)取引の対象となる金融商品が参加加盟国で発行されている場合など、幅広い状況下において参加加盟国で「設立」されたものであると判断され、又は「設立」されているとみなされる可能性がある。

しかしながら、FTTに関する提案については、今後参加加盟国間で協議が行われる予定であり、かかる税金の範囲及び実施については不明確である。前記以外のEU加盟国が参加を決定する可能性もある。

本外国指標連動証券の所持人になろうとする者は、FTTに関して各自専門家の助言を受けることを推奨される。

11. 本外国指標連動証券に基づき権利を行使する能力に関連するリスク

支払猶予期間の終了をはじめとする発行会社の債務不履行事由(本外国指標連動証券に基づき支払うべき金額を支払わない場合及び発行会社に対して解散命令が出された場合等)の後、投資家は、(i)本外国指標連動証券を保有し続けることを決定する(この場合、かかる本外国指標連動証券の時価は大幅に下落する可能性がある。)か、又は(ii)発行会社に対して、また(CREST証書でない場合には)発行・支払代理人に対して通知した上で、その有する本外国指標連動証券を早期償還金額にて即時償還するよう要求することができる。この金額は投資家の当初投資額を下回ることがあるため、投資家は、投資額の一部又は全部を喪失する可能性がある。リスク要因7.1「本外国指標連動証券は、調整及び早期償還のリスクにさらされる」も参照のこと。

また、リスク要因7.11「本外国指標連動証券が振替決済型である場合のリスクが存在する」も参照のこと。

12. 利益相反に関連するリスク

12.1 発行会社又はその関連会社による、S&P 500®指数を構成する持分証券に連動する金融商品、若しくは本指数、VIX指数、S&P 500®指数に連動する金融商品、及び/又はS&P 500®指数を構成する持分証券に関する売買及びその他の取引は、本外国指標連動証券の時価を低減させる可能性がある

発行会社又はその一つ若しくは複数の関連会社は、本外国指標連動証券に基づく発行会社の債務を、S&P 500®指数を構成する持分証券の売買によりヘッジすることがあり、また本指数、VIX指数(本指数を計算するために使用されるVIX指数先物を含む。)、S&P 500®指数(VIX指数の水準を計算するために使用されるプット・オプション及びコール・オプションを含む。)及びS&P 500®指数を構成する持分証券に連動する、上場若しくは店頭取引のオプション、先物、スワップ若しくはその他のデリバティブ金融商品の売買によりヘッジする場合がある。発行会社はこれらのヘッジを、とりわけ、前記のいずれかの売買により調整する場合がある。そのような事態が起きることは予期されていないものの、これらのヘッジ活動によって、上記の有価証券又は金融商品の市価、ひいては本外国指標連動証券の時価に不利な影響が及ぶおそれがある。本外国指標連動証券の時価が下落する一方で発行会社又はその一つ若しくは複数の関連会社はこれらのヘッジ活動により多大なリターンを得られるという可能性もある。

発行会社又はその一つ若しくは複数の関連会社は、その一般的なブローカー・ディーラー業務その他の業務の一環として、定期的に、自己勘定のため、運用中のその他の勘定のため、又は顧客のための取引を促進するために、S&P 500®指数を構成する持分証券の取引に従事する場合があり、また本指数、VIX指数(本指数を計算するために使用されるVIX指数先物を含む。)、S&P 500®指数(VIX指数の水準を計算するために使用されるプット・オプション及びコール・オプションを含む。)及びS&P 500®指数を構成する持分証券に連動する、上場若しくは店頭取引のオプション、先物、スワップ若しくはその他のデリバティブ金融商品の取引に従事する場合がある。これらの活動のいずれも、上記の有価証券又は金融商品の市価、ひいては本外国指標連動証券の時価に不利な影響を及ぼす可能性がある。発行会社又はその一つ若しくは複数の関連会社は、前記のいずれかのパフォーマンスの変化に連動又は関連するリターンをもたらすその他の有価証券又は金融商品若しくはデリバティブ商品を発行又は引き受ける可能性がある。発行会社又はその一つ若しくは複数の関連会社は、このようにして市場に競合する商品を導入することにより、本外国指標連動証券の時価に不利な影響を及ぼす可能性がある。上記の活動のいずれに関しても、発行会社又はその関連会社は、いずれの時点でも、本外国指標連動証券の買手、売手又は所持人の需要を考慮する義務を負わない。

発行者の特定の関連会社は、時折、引受人、アドバイザー又はその他の地位に関する権限に基づいて、本外国指標連動証券、関係本指数並びにそれらを参照するデリバティブ商品に関連する情報を保有すること又はアクセスすることができる。かかる関連会社はかかる情報を本外国指標連動証券に投資する者に開示する義務を負わず、また開示することはない。

12.2 発行会社の事業活動により利益相反が生じる可能性がある

発行会社及びその関連会社は、本外国指標連動証券の発行に関連して様々な役割を果たす予定である。

上述のとおり、発行会社及びその関連会社は、本外国指標連動証券の所持人の計算で又は本外国指標連動証券の所持人のために行われるものではない、S&P 500[®]指数を構成する持分証券に関する取引活動に従事する予定であり、また本指数、VIX指数(本指数を計算するために使用されるVIX指数先物を含む。)、S&P 500[®]指数(VIX指数の水準を計算するために使用されるプット・オプション及びコール・オプションを含む。)及びS&P 500[®]指数を構成する持分証券に連動する、上場若しくは店頭取引のオプション、先物、スワップ若しくはその他のデリバティブ金融商品に関する取引活動に従事する予定である。これらの取引活動は、所持人が本外国指標連動証券に対して有する利益と、発行会社及びその関連会社が、発行会社及びその関連会社の自己勘定に対して、発行会社及びその関連会社の顧客のための取引(オプション及びその他のデリバティブの取引を含む。)の促進に対して、並びに発行会社及びその関連会社によって運用されている勘定に対して有する利益との間で、利益相反を発生させる可能性がある。これらの取引活動は、それらが本指数、VIX指数、S&P 500[®]指数の水準又はそれらに連動する金融商品に影響する場合には、本外国指標連動証券の所持人の利益に対して不利なものとなりうる。

さらに、発行会社及びその関連会社は、S&P 500[®]指数を構成する持分証券に関する調査報告書、又は本指数、VIX指数(本指数を計算するために使用されるVIX指数先物を含む。)、S&P 500[®]指数(VIX指数の水準を計算するために使用されるプット・オプション及びコール・オプションを含む。)及びS&P 500[®]指数を構成する持分証券に連動する、上場若しくは店頭取引のオプション、先物、スワップ若しくはその他のデリバティブ金融商品に関する調査報告書を公表している可能性があり、また今後公表する可能性がある。この調査結果は随時、予告なく修正されるものであり、本外国指標連動証券を購入又は保有することとは矛盾する意見表明又は推奨を行う可能性がある。調査結果はいかなる点においても、本外国指標連動証券を推奨又は是認するものとみなされるべきものではない。

発行会社又はその関連会社によるこれらの活動のいずれも、上記の有価証券又は金融商品、ひいては本外国指標連動証券の時価に影響を及ぼす可能性がある。上記の活動のいずれに関しても、発行会社又はその関連会社は、いずれの時点でも本外国指標連動証券の買手、売手又は所持人の需要を考慮する義務を負わない。

12.3 発行会社及び計算代理人の裁量権(発行会社のヘッジ取引に関するものを含む。)に関連するリスク

現在、本外国指標連動証券に関して発行会社は計算代理人を務めている。計算代理人はとりわけ、償還時に本外国指標連動証券に関して投資家に支払われる償還価額を決定する。

インデックス・スポンサーが本指数の算出又は公表を中止又は一時停止した場合、当該シリーズの本外国指標連動証券の時価を決定することが難しくなる可能性がある。これらの事象が発生した場合、又は本指数の数値が市場障害事由その他の理由により入手若しくは算出できない場合には、計算代理人は、その単独の裁量により本指数の数値を誠実に見積もることを要求される場合がある。

計算代理人はその職務を履行する際、自身で判断を行う。例えば、計算代理人は、評価日(最終評価日を含む。)において、本指数に影響する市場障害事由が発生又は継続しているか否かを決定しなければならない場合がある。この判断は結局、その事由によって、発行会社又は発行会社の関連会社のヘッジ・ポジションを解約する発行会社の能力が著しく阻害されることとなったか否かについての計算代理人の判断にかかっている。これらの計算代理人による判断は、いずれかのシリーズの本外国指標連動証券の時価に影響するおそれがあるため、計算代理人がそのような判断を行う必要がある場合、計算代理人は相反する利益を有する可能性がある。

12.4 投資家と関係本指数のスポンサーとの間に利益相反の可能性が存在する

一部のインデックススポンサー及びその関連会社は、関係本指数の対象となっている先物契約及び先物契約に関するオプションの活発な取引を行っている。一部のインデックススポンサー及びその関連会社は、関係本指数のパフォーマンスに連動する市場の有価証券、スワップ、オプション、デリバティブ、及び関連する金融商品の取引にも活発に参入しており、それらの取引を行っている。また一部のインデックススポンサー及びその関連会社は、関係本指数に連動するその他の有価証券又は金融商品を引き受け、又は発行する可能性があり、かかる指数について、公表のため又は関連会社でない第三者が使用できるように、ライセンスを供与する場合がある。これらの活動により利益相反が生じる可能性があり、関係本指数の数値、ひいては本外国指標連動証券の価値に影響を及ぼす可能性がある。

12.5 調査レポートやその他の取引は、投資家とパークレイズとの間で利益相反を生み出す可能性がある

パークレイズは、本指数又はその構成銘柄に関する調査レポートをこれまでに公表している可能性があり、また、将来において公表する可能性がある。こうした調査において表明される見解は、予告なく随時

変更される可能性があり、また、本外国指標連動証券の購入又は保有とは相容れない意見表明や推奨を行う可能性がある。こうした行為はいずれも、本指数又はその構成銘柄の水準、数値又は価格、ひいては本外国指標連動証券の時価に影響を及ぼす可能性がある。また、市場において取引を行う他の専門家は、パークレイズとは大きく異なる見解を随時有する可能性がある。本外国指標連動証券の購入に関連して、投資家は、本指数を調査するべきであり、本指数及びその構成銘柄の将来の動きに関するパークレイズの見解に依拠するべきではない。

パークレイズは、リターンが本指数に連動する他の有価証券又は金融商品を発行若しくは引き受け、あるいは関連のない法人によるこれらの発行若しくは引受けを支援する可能性もある。このようにして市場に競合商品を投入することにより、パークレイズは、本外国指標連動証券の時価に悪影響を及ぼす可能性がある。

12.6 パークレイズは本指数又は構成銘柄に関する秘密情報を有する可能性がある

パークレイズは、現在又は将来において、本指数の算出、公表又は維持について責任を負う本指数の「スポンサー」と称される個人又は組織と関係する事業を営む可能性がある。また、パークレイズは、本指数の構成銘柄と関係する事業(スポンサー又は発行体への貸付、出資及び投資銀行業務、資産運用業務又はその他のアドバイザリー業務の提供を含む。)を営む可能性がある。こうした活動に関連して、パークレイズは、本指数又はその構成銘柄に関してパークレイズが投資家に対して公表しない情報を受け取る可能性がある。

12.7 販売会社及び利益相反

任命された幹事会社及び/又は販売会社は、発行会社から付与される権限に基づき行為すると同時に、(法律により許容される範囲内で)提供した業務及び本外国指標連動証券の販売実績に基づき手数料及び/又は費用を受け取ることができるため、一般向け販売により売り出される本外国指標連動証券について利益相反が生じる潜在的な可能性がある。

信託報酬

第一管理信託報酬(信託契約に定義する。)については発行会社が負担する。

租税の取扱い

本受益権に関する租税の取扱いは以下のとおりである。但し、租税の取扱いについては、各受益者において、税務専門家等に確認されたい。また、税法が改正された場合等には、下記の内容が変更されることがある。

()個人の受益者に対する課税

<本受益権の売却時>

本受益権を売却する場合(受益者による委託者買取請求に基づく売却も含む。以下同様。)には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対する課税は、20%(所得税15%及び地方税5%)の税率となる(但し、平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、20.315%(所得税15.315%及び地方税5%)の税率となる。)。なお、「源泉徴収あり」の特定口座にて本受益権を有する受益者については、源泉徴収が行われる(原則として、確定申告は不要である。)

差損(譲渡損)については、確定申告により、上場株式等の譲渡益及び上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限る。)と損益通算が可能である。平成28年1月1日から、差損(譲渡損)については、確定申告により、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等、並びに上場株式等の譲渡益及び上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限る。)と損益通算が可能である。

<償還金の受取時>

本信託の終了により交付を受ける金銭(以下「償還金」という。)の全額が株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされるため、取得価額との差益(譲渡益)は譲渡所得として20%(所得税15%及び地方税5%)の税率(但し、平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、20.315%(所得税15.315%及び地方税5%)の税率となる。)による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要である。なお、「源泉徴収あり」の特定口座にて本受益権を有する受益者については、源泉徴収が行われる(原則として、確定申告は不要である。)

償還金の受取時の差損(譲渡損)については、確定申告により、上場株式等の譲渡益及び上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限る。)と損益通算が可能である。平成28年1月1日から、差損(譲渡損)については、確定申告により、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等、並びに上場株式等の譲渡益及び上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限る。)と損益通算が可能である。また、償還金の受取時の差益(譲渡益)については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能である。

()法人の受益者に対する課税

<本受益権の売却時>

通常の株式の売却時と同様に、本受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税される。

< 償還金の受取時 >

償還金の全額と取得価額との差益(譲渡益)が、通常の株式の売却時と同様に、他の法人所得と合算して課税される。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

各本受益権に係る手取金等の金額の総額は、以下のとおりである。

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
2,000億円 (注1)	1億円 (注2)	1,999億円 (注1)

(注1) 当該金額は、上限金額である。

(注2) 当該金額は、各本受益権が上限金額まで発行された場合の発行諸費用の見積概算額である。

(2)【手取金の使途】

各本受益権に係る信託の信託財産として拠出された本外国指標連動証券の発行に係る手取金は、ヘッジ目的又は一般事業目的で使用される。

第2【売出要項】

該当なし。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第4【その他の記載事項】

目論見書の表紙には、発行会社、委託者及びiPath®の名称及びロゴ、本受益権の名称並びに本外国指標連動証券の名称を記載することがある。また、目論見書の表紙裏に以下の記述を記載する。

「本受益権は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本受益権の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております。

本受益権は、合衆国税法の適用を受けます。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国若しくはその属領内において、又は合衆国人に対して本受益権の募集、売出し又は交付を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法及びそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有しております。

The Beneficial Interests have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the "Securities Act"), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

The Beneficial Interests are subject to U.S. tax law requirements and may not be offered, sold or delivered within the United States or its possessions or to a United States person, except in certain transactions permitted by U.S. taxation regulations. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by the U.S. Internal Revenue Code of 1986 and regulations thereunder.」

「本受益権に係る為替リスク

本受益権の東京証券取引所での市場価格、発行価格、買取価格等は日本円により表示されるが、本受益権の原資産である本外国指標連動証券は、米ドル建てである。本受益権の投資家は、実質的には米ドル建資産に投資を行うことになるので、円換算した投資は為替相場の変動により影響を受ける。これにより、円換算した本受益権の価額が、投資元本を割り込むことがある。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2015年度(自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)
平成28年6月29日 EDINETにより関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当なし。

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ本指数の水準により決定されるため、これらの本指数についての開示を必要とする。

2【当該指数等の推移】

S&P 500 VIX中期先物指数トータル・リターンの過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	174,086.5	136,090.4	61,700.4	41,270.7	34,078.1	
	最低	108,096.6	62,462.8	37,101.8	28,520.5	24,411.9	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 1月	2016年 2月	2016年 3月	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月
	最高	31,499.4	33,039.6	29,136.5	27,520.8	27,485.9	29,187.2
	最低	26,787.5	28,725.4	26,061.7	25,475.1	25,337.3	24,754.5

出所：ブルームバーグ

S&P 500 VIX短期先物指数トータル・リターンの過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	23,578.85	13,742.60	2,931.86	1,412.17	954.02	
	最低	8,124.61	2,920.08	1,073.47	680.47	410.28	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 1月	2016年 2月	2016年 3月	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月
	最高	728.62	783.99	603.48	502.89	442.28	483.38
	最低	546.94	630.27	463.65	406.83	356.88	341.91

出所：ブルームバーグ

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当なし。